
小美玉市総合計画後期基本計画（素案）

平成 24 年 12 月

小美玉市

第1編 総論

序章 策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨	2
2. 総合計画の役割	2
3. 計画の構成と期間	3

第1章 計画の前提条件

1. 位置・地勢・気候等の条件からみた本市	6
2. 歴史・沿革からみた本市	8
3. 人口・世帯の状況からみた本市	9
4. 産業構造の状況からみた本市	12

第2章 計画の背景（時代の潮流）

1. 成長型から成熟型への転換	16
2. 安全・安心志向の高まり	17
3. グローバル社会への対応	17
4. 依存から自立への変革	19

第3章 まちづくりに対する市民の意識

1. 本市のまちづくりの方向—市民アンケート調査から—	22
2. 本市のまちづくりの方向—各種団体ヒアリングから—	24

第4章 各分野における施策展開の視点

1. 「第1章 みんなで創る自治のまち」の分野における視点	28
2. 「第2章 未来を拓く快適・便利なまち」の分野における視点	29
3. 「第3章 うるおいのある安全・安心なまち」の分野における視点	30
4. 「第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち」の分野における視点	31
5. 「第5章 活力に満ちた産業のまち」の分野における視点	32
6. 「第6章 個性豊かな教育・文化のまち」の分野における視点	33
7. 「第7章 信頼で築く自主・自立のまち」の分野における視点	34

施策の体系図	36
序章 重点施策	39
第1章 みんなで創る自治のまち	
1. 市民協働の推進	46
2. 新たなコミュニティの構築	48
3. 多様な交流の推進	50
4. 人権の尊重	52
5. 男女共同参画社会の推進	54
第2章 未来を拓く快適・便利なまち	
1. 計画的土地利用の推進	58
2. 道路体系の充実	60
3. 公共交通の充実	62
4. 上水道の整備	64
5. 下水道の整備	66
6. 住環境・景観の保全と整備	68
7. 公園・緑地・水辺の整備	70
第3章 うるおいのある安全・安心なまち	
1. 自然・地球環境の保全	74
2. 循環型社会の形成	76
3. 基地対策の充実	78
4. 防災対策の充実	80
5. 消防・救急体制の充実	83
6. 交通安全対策の充実	85
7. 生活安全対策の充実	87
第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち	
1. 少子化対策の推進	90
2. 健康づくりの推進	93
3. 地域医療の充実	96
4. 地域福祉の充実	98
5. 高齢者福祉の充実	100
6. 障がい者福祉の充実	102
7. 社会保障の充実	105
第5章 活力に満ちた産業のまち	
1. 茨城空港の利活用	108
2. 農業・水産業の振興	110
3. 商業・工業の振興	114
4. 観光の振興	116

第6章 個性豊かな教育・文化のまち

1. 学校教育の充実	120
2. 生涯学習の充実	123
3. 芸術・文化の振興	125
4. スポーツ・レクリエーションの振興.....	129
5. 青少年の健全育成	131

第7章 信頼で築く自主・自立のまち

1. 開かれた行政の推進	134
2. 効率的な行財政の運営	137

第 1 編 総論

□ 序章 策定にあたって

1 総合計画策定の趣旨

平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併し、新たに「小美玉市」が誕生しました。その後、平成 20 年 3 月に「人が輝く 水と緑の交流都市」を将来像とした「小美玉市総合計画」（基本構想／平成 20 年度～平成 29 年度，前期基本計画／平成 20 年度～平成 24 年度）を策定し、計画的な行財政運営に取り組んできたところです。

合併後、約 5 年が経過する中、世界的な経済情勢の大きなうねりを受け、我が国を取り巻く状況は厳しさを増しています。一方、人口減少、少子高齢化社会を迎える中での市民の価値観やニーズの多様化など、社会情勢の変化と相まって、新たな行政需要への対応が求められています。さらに、政権交代による我が国の政策課題への対応に対し、大きな方針転換が進むなか、東日本大震災による今後の復興対策や世界的な金融不安への対応など、さまざまな要素が重なり、将来見通しを立てにくい社会情勢下にあります。

このようなことを背景として、本市がおかれている新たな状況と市民意識を十分に認識し、計画的かつ効率的な行財政運営を図ることを目的に、小美玉市自治基本条例 第 13 条第 1 項により策定が義務付けられた計画として、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年を計画期間とする「小美玉市総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2 総合計画の役割

本計画は、将来像を実現するための行政や住民活動の基本的な方向を総合的・体系的に示すものです。そのため、本計画の役割として、以下を掲げます。

- 総合計画は、市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画です。

本計画は、まちづくりの理念を明確に打ち出し、市民及び社会に対して積極的に情報発信するものです。現実的に市を動かしていくための、中・長期の市政の基本方針を示すもので、重要施策の決定及び予算編成の指針となります。そして、市の個別の計画は、この総合計画を上位計画として策定されます。

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのための計画です。

本計画は、市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民等の参画を得て、行政との協働によるまちづくりを進めていく、総合的な指針として役割を持つ計画です。

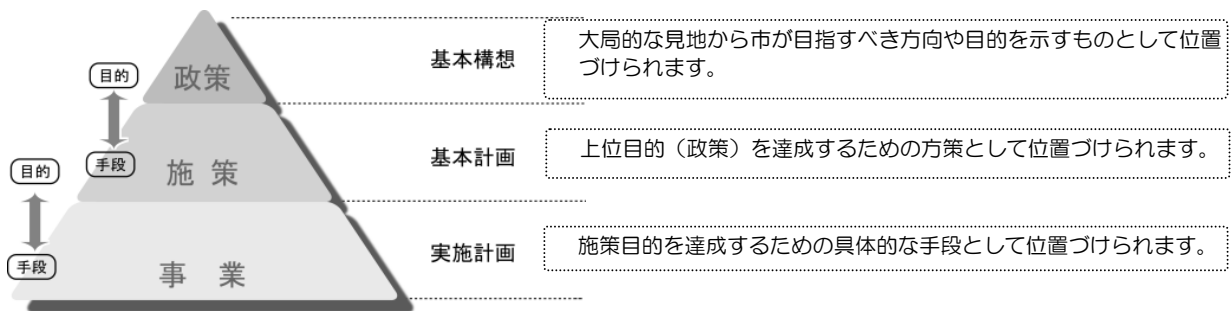
- 実現性と実効性を担保するツールとなる計画です。

本計画は、計画が財政に裏付けられたものであることや、適切に実行されているかを管理していく仕組みづくりとともに、実現性と実効性を担保するツールとしての役割を持つ計画です。

3 計画の構成と期間

小美玉市の総合計画は、大きく「政策」「施策」「事業」の3層により構成され、各政策には、「政策」を実現するための「施策」が位置づけられ、「施策」には、施策を実現するための「事業」が位置づけられるよう、計画が構成されています。

「政策」「施策」「事業」はそれぞれが目的と手段の関係となっており、「政策」は「基本構想」、「施策」は「基本計画」、「事業」は「実施計画」に相当する形で、構成されています。



○基本構想《平成 20 年～29 年 10 カ年》

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。

○基本計画《前期：平成 20 年～24 年，後期：25 年～29 年 前後期各 5 カ年》

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に基づき施策の基本的な考え方、具体的な施策・事業を明らかにするものです。

○実施計画《3 カ年ローリング方式》

基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成、組織機構、人事計画などの市の方針とするものです。

■総合計画の策定期間

H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
					実施計画				

□ 第1章 計画の前提条件

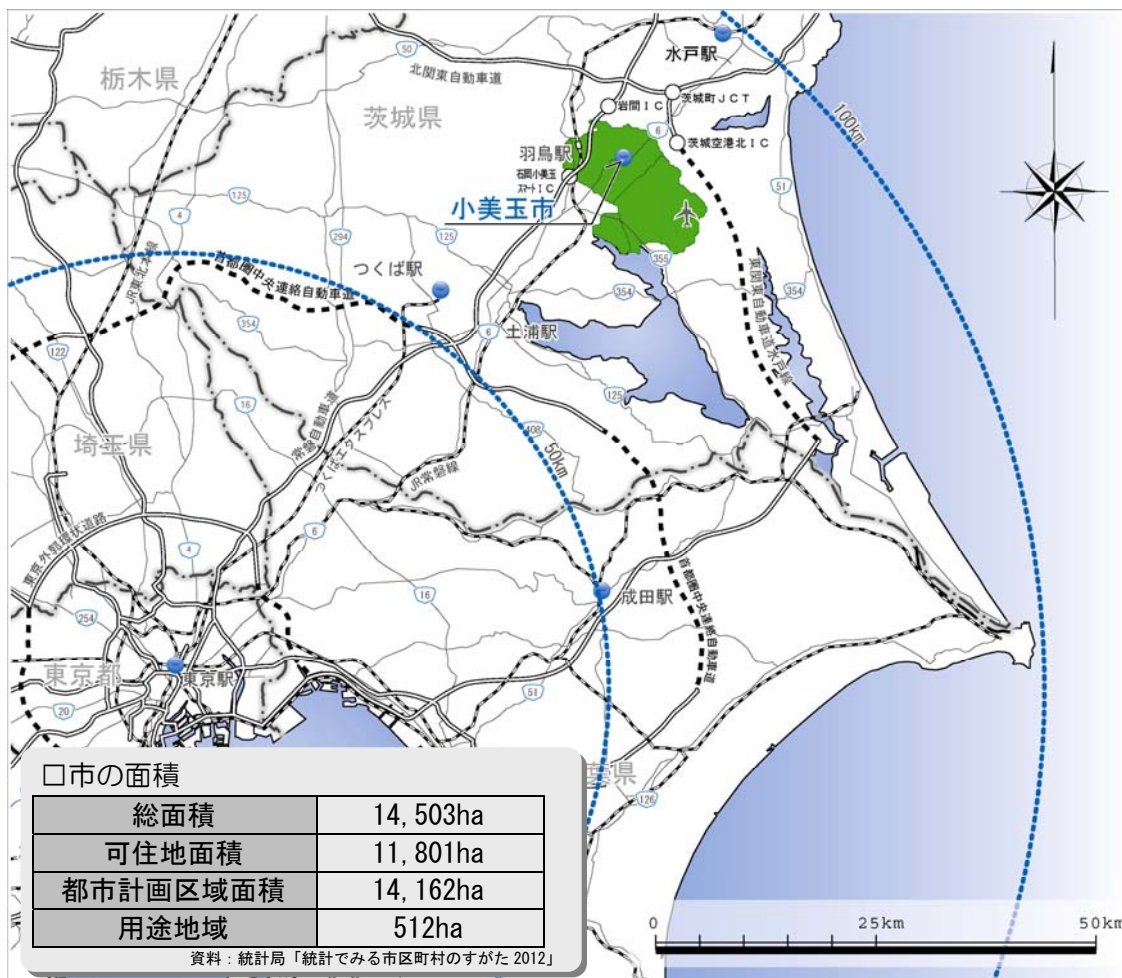
1 位置・地勢・気候等の条件からみた本市

1 位置・地勢

本市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、東京から約 80km、県都水戸から約 20km の距離にあり、起伏の少ない平坦な地形であるため、可住地面積が広く市街地の他に集落が広く分散しているのが特徴です。市の南部は日本で第 2 位の広さを誇る霞ヶ浦に面しています。

本市は、業務核都市の土浦、つくばには約 20km の距離にあります。市の西部を JR 常磐線が南北に通過しており、JR 羽鳥駅があります。一方、広域幹線としては、常磐自動車道、国道 6 号、国道 355 号が通っており、本市の東側に隣接して南北に東関東自動車道水戸線が現在事業化されており、平成 22 年 3 月には茨城町 JCT - 茨城空港北 I C 間が開通しています。さらに平成 22 年 3 月 11 日に首都圏の 3 番目の空港として茨城空港が開港し、首都圏の航空需要に一躍を担っており、空港までのアクセス時間の短縮など利便性が飛躍的に向上しています。

■本市の位置



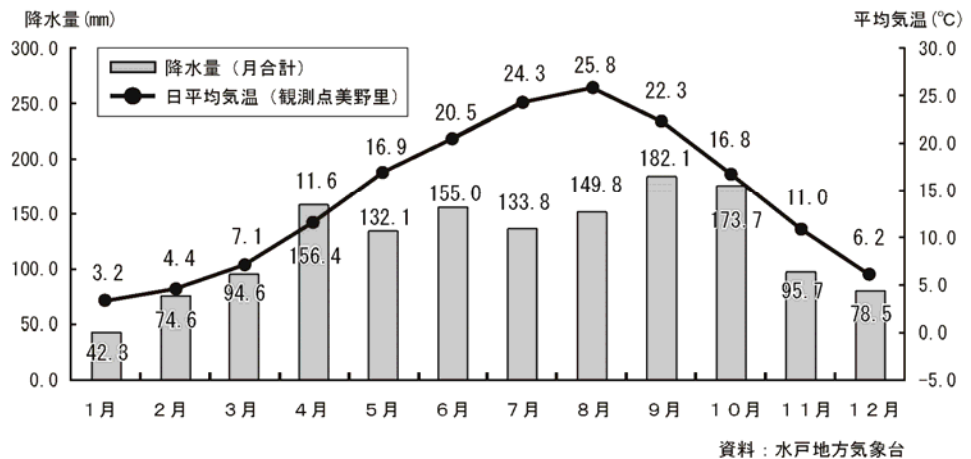
2 気候

本市の大部分は、概ね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっています。総面積は 145.03k m²あり、北部には巴川、南部には園部川が流れており、南部で霞ヶ浦に接しています。

気候も、概ね温暖で過ごしやすい気象条件であり、最低気温は、1月で平均 3.2 度、最高気温は8月で平均 25.8 度となっています。また、過去の降水量については、特に9月の雨が多く、5月～7月の梅雨の時期より多くなっています。（降水量、平均気温については、平成18年～平成23年の平均）

【月別平均気温と月別降水量の状況（平成18年～平成23年の平均）】

－水戸地方気象台水戸、美野里観測所－



2 歴史・沿革からみた本市

本市では、原始古代より温暖な気候や水利の良さから豊かな繁栄をもたらし、その痕跡として縄文・弥生時代の集落跡などの遺跡が広く確認されています。

古墳時代になると、霞ヶ浦沿岸・園部川・巴川流域を中心とする水田地帯を支配する首長層が出現し、壮大な古墳を築きました。現在においても、大規模な前方後円墳をはじめ数多くの古墳が残っています。

また、本市を含む常陸国は、古代から緑が多く、風水害が少なく、肥沃な土地であることが「常陸国風土記」の中で記されています。

中世から江戸時代にかけては、砦や出城として数多くの城や館が築かれ、武士による複雑な所領関係が続きました。市内の社寺に文化財が多く残されていることから、神道や仏教も盛んであったことがわかります。また、江戸時代中期、小川河岸には水戸藩の運送奉行が置かれ、水運の要衝として栄え、竹原宿・片倉宿は水戸街道の繁栄に伴い発展しました。

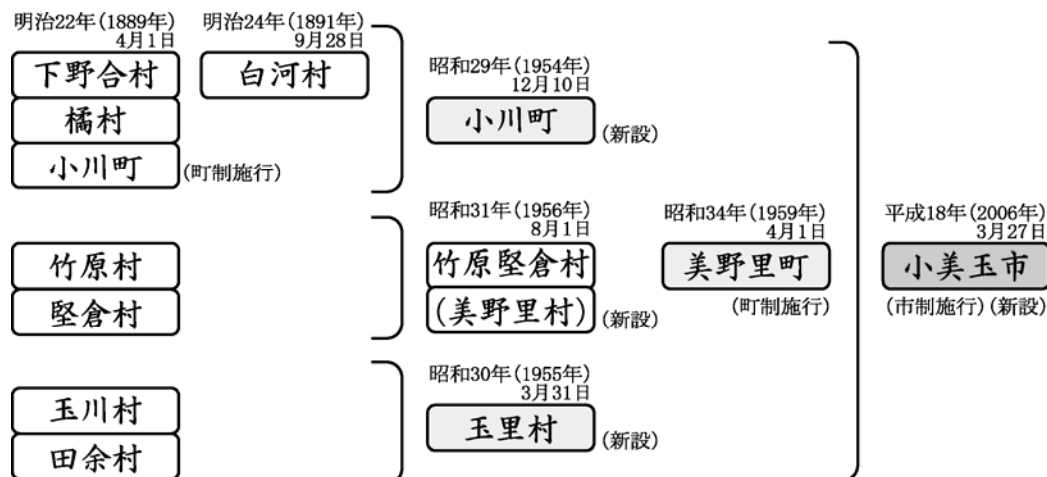
明治4年(1871)の廃藩置県により、小川・美野里地域は、茨城県に、玉里地域は、新治県の所轄になった後、明治8年(1875)には、新治県が茨城県に統合されました。

さらに、明治22年(1889)には市町村制が施行され、本市の基礎となる7町村が誕生しました。その後、昭和28年(1953)「町村合併促進法」が施行されたのに伴い、小川町、美野里町、玉里村が誕生しました。

この間、昭和13年(1938)には筑波海軍航空隊百里原分遣隊が設置され、その跡地を中心に昭和41年(1966)に航空自衛隊百里基地が開設されました。

そして、合併特例法の改正を背景とした、いわゆる平成の大合併により平成18年3月27日、小川町、美野里町及び玉里村が合併し市制を施行し、「小美玉市」が誕生しました。

■本市の合併の変遷

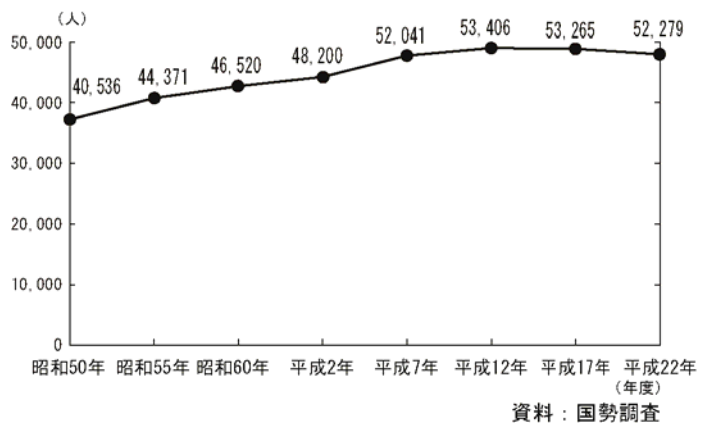


3 人口・世帯の状況からみた本市

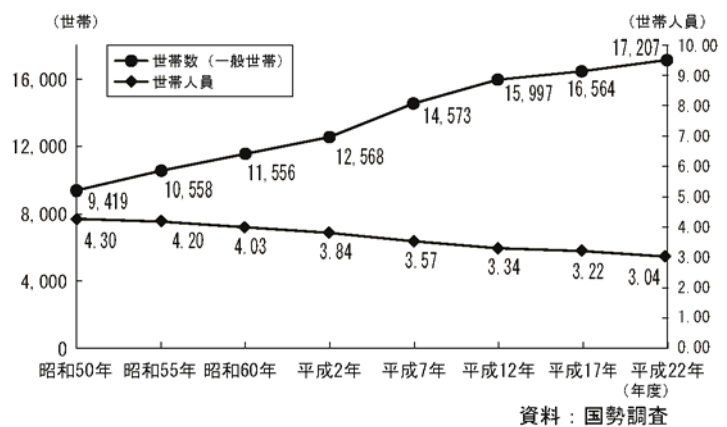
本市の人口を5年ごとの推移で見ると、昭和50年から平成12年までは増加傾向を示しています。その後、平成12年をピークに減少しますが、減少する割合は平成12年→平成17年では-0.26%、平成17年→平成22年では-1.85%と5年ごとに拡大していく傾向にあります。

世帯数の推移を見ると、昭和50年から平成22年まで、一貫して増加しています。昭和50年以降、核家族化や少子化の影響から世帯人員が低下し続けているため、人口が減少傾向に転じていても、世帯数の増加傾向は続いている結果となっています。

【小美玉市の人口推移】



【小美玉市の世帯と世帯人員の推移】



■人口・世帯数の推移 (旧小川町・旧美野里町・旧玉里村の合計) 単位：人, 世帯, 人/世帯

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口	40,536	44,371	46,520	48,200	52,041	53,406	53,265	52,279
増加率	9.65%	9.46%	4.84%	3.61%	7.97%	2.62%	-0.26%	-1.85%
世帯数 (一般世帯)	9,419	10,558	11,556	12,568	14,573	15,997	16,564	17,207
増加率	15.3%	12.1%	9.5%	8.8%	16.0%	9.8%	3.5%	3.9%
世帯人員	4.3	4.2	4.0	3.8	3.6	3.3	3.2	3.0
増加率	-4.90%	-2.35%	-4.21%	-4.73%	-6.89%	-6.51%	-3.68%	-5.52%

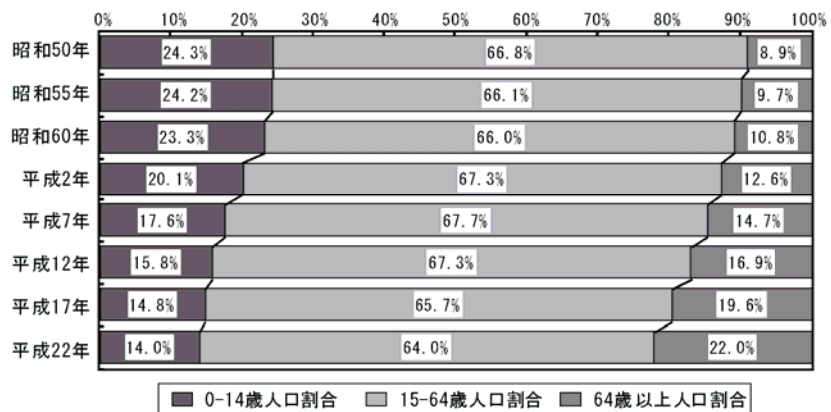
資料：国勢調査

0～14歳の年少人口は、昭和50年からの年齢3区分別人口の推移で見ると、昭和50年から60年まで微増していますが、割合で見ると減少しています。さらに少子化の影響などにより昭和60年から減少する割合が大きくなっており、平成22年には14.0%となっています。

15歳から64歳までの生産年齢人口は、昭和50年からの年齢3区分別人口の推移で見ると、昭和50年から平成12年まで増加し、その後減少に転じています。

65歳以上の老年人口は、昭和50年からの年齢3区分別人口の推移で見ると、平成22年現在まで一貫して増加している状況です。昭和50年には8.9%を占めていた老年人口は、人口がピークとなった平成12年には16.9%となり、平成22年には22.0%まで増加しており、高齢社会（高齢化率14%～21%）から超高齢社会（高齢化率21%以上）の時代へと移ってきています。

【小美玉市の年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査（各年度10月1日現在）

■年齢3区分別人口の推移

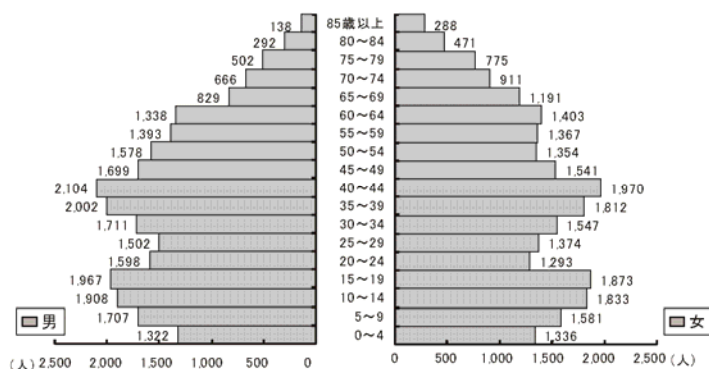
(単位：人, %)

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
0-14 歳人口	9,852	10,749	10,822	9,687	9,152	8,458	7,851	7,279
(割合)	24.3%	24.2%	23.3%	20.1%	17.6%	15.8%	14.8%	14.0%
15-64 歳人口	27,074	29,308	30,690	32,426	35,230	35,906	34,948	33,387
(割合)	66.8%	66.1%	66.0%	67.3%	67.7%	67.3%	65.7%	64.0%
65 歳以上人口	3,610	4,313	5,003	6,063	7,627	9,003	10,428	11,502
(割合)	8.9%	9.7%	10.8%	12.6%	14.7%	16.9%	19.6%	22.0%

資料：国勢調査

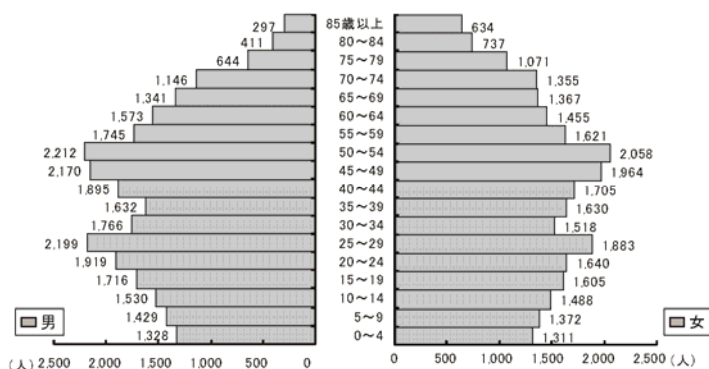
平成2年，平成12年，平成22年について男女別5歳階級別人口構成をみると，平成2年では2つの頂点が40歳代と10歳代にありましたが，平成22年では，60歳代と30歳代に移っており，「釣り鐘型」から「つぼ型」に変わってきています。

【年齢5歳階級男女別人口(平成2年)】



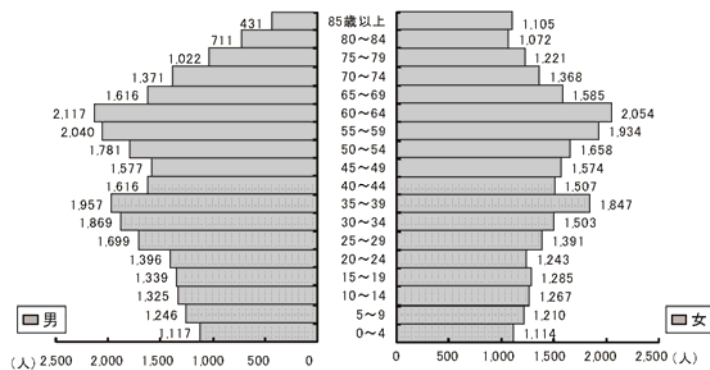
資料：国勢調査（10月1日現在）

【年齢5歳階級男女別人口(平成12年)】



資料：国勢調査（10月1日現在）

【年齢5歳階級男女別人口(平成22年)】



資料：国勢調査（10月1日現在）

4 産業構造の状況からみた本市

1 産業構造

①就業構造

本市の就業者数の推移をみると、昭和55年以降、平成12年まで増加傾向を示していましたが、平成12年をピークに減少傾向に転じており、総人口と同様の傾向を示しています。昭和55年から現在まで、常に第3次産業の就業者数が第1次産業、第2次産業より多く、また増加しております。第1次産業就業者は、昭和55年では約35%の割合を占めていましたが、平成22年には約12%と半数以下に減少しています。

第2次産業就業者数は昭和55年では約27%の割合を占めており、増加傾向を示していましたが、平成7年をピークに減少傾向に転じています。

第3次産業就業者数は、昭和55年では約38%と第1次産業とほぼ同じ割合を占めていましたが、増加傾向が著しく、平成22年には約55%となっています。

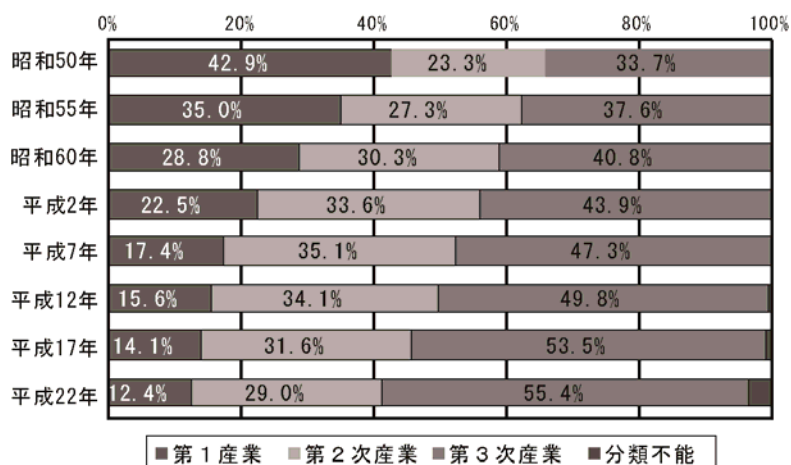
■就業者数の推移

(単位:人)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総就業者数合計	20,990	22,879	23,675	25,438	27,916	28,450	27,522	26,660
第1次産業	9,009	8,006	6,828	5,714	4,864	4,442	3,878	3,317
第2次産業	4,892	6,249	7,178	8,542	9,803	9,703	8,707	7,732
第3次産業	7,089	8,606	9,656	11,161	13,206	14,168	14,714	14,757
分類不能の産業	0	16	13	21	43	137	223	854

資料：国勢調査

【産業別就業者数の推移】



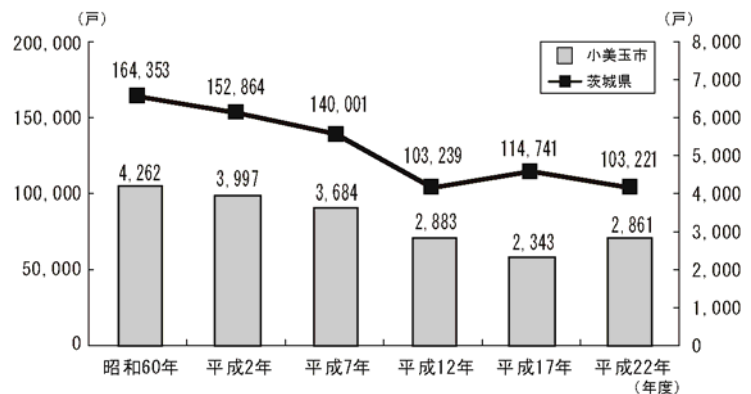
資料：国勢調査

2 産業の状況（農業・商業・工業）

（1）農業の状況

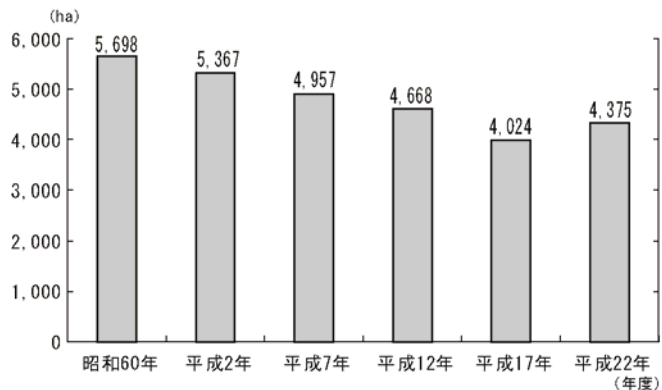
昭和 60 年から平成 22 年の農業指標の推移をみると、農産物の自由化や後継者不足などの影響を受けて、平成 17 年まで総農家数、経営耕地面積が減少しています。平成 22 年は、農家数と経営耕地面積で増加に転じていますが、減少は著しく、昭和 60 年から平成 22 年までに総農家数で約 1400 戸、約 30%、経営耕地面積で約 1,300ha、約 20%の減少となっています。

【総農家数の推移】



資料：農林業センサス、農林水産統計年報

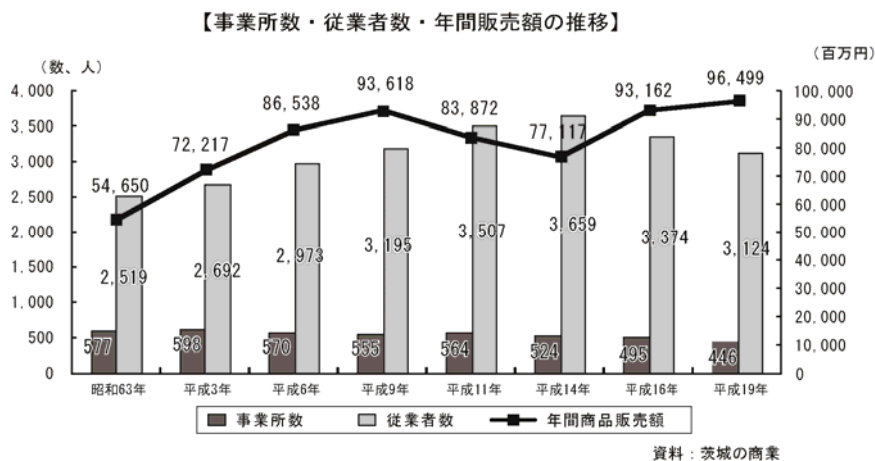
【経営耕地面積の推移】



資料：農林業センサス、農林水産統計年報

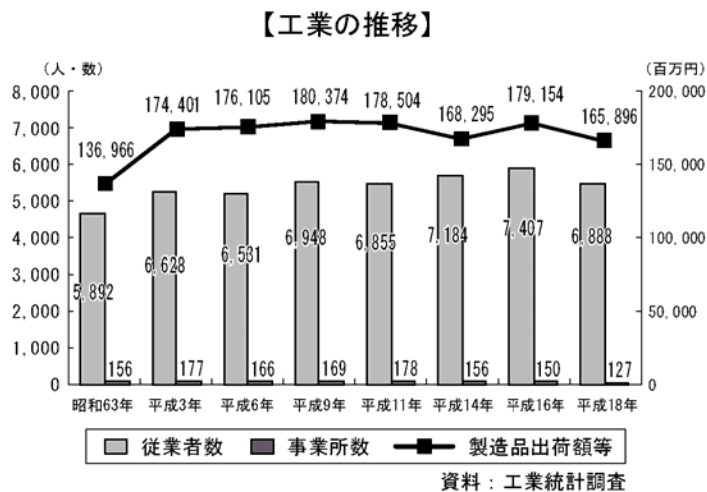
(2) 商業の状況

昭和63年から平成16年の商業の状況を見ると、事業所数は、平成11年に一時的に増加しますが、減少しています。また、従業者数は、平成14年まで順調に増加しましたが、その後、減少しています。年間商品販売額は、平成9年まで増加したものの、その後、平成14年まで一時的に減少し、平成16年から再び増加に転じています。



(3) 工業の状況

昭和63年から平成18年までの工業の推移を見ると、事業所数は平成3年からほぼ横ばいの状況が続き平成11年以降は大きく減少しています。また、製造品出荷額は平成9年をピークにその後減少傾向になっています。従業者数は平成16年まで増加傾向となっていますが、平成18年には減少に転じています。



□ 第2章 計画の背景（時代の潮流）

1 成長型から成熟型への転換

1 人口減少と少子高齢化の進展

- ・我が国の総人口は、平成 17 年に減少へと転じ、人口減少時代に突入しました。平成 22 年の日本の総人口は、1 億 2805 万 7352 人（国勢調査）でしたが、後期基本計画の目標年次である平成 29 年には 1 億 2574 万人になると見込まれており、これは茨城県の人口の 3/4 にあたる人口が減少することに相当します。
- ・同時に、未婚化、晩婚化などを背景に、出生数は減り続け、更なる少子化の進展が予想されています。
- ・他方で、生活環境の改善や医療技術の進歩などに伴い、平均寿命が伸び、世界では例を見ないほどのスピードで高齢化が進んでいます。
- ・少子高齢化の進行による人口構造の変化は、経済等の活力の低下や社会保障の負担増などへの影響が懸念されるとともに、地域における子どもの社会性の発達や高齢者世帯の社会的・経済的自立に影響を及ぼしています。
- ・これらのことから、これまでの人口増加を前提としたまちづくり、拡大誘導型のまちづくりから、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、高齢者が安心して暮らせる社会保障制度や支援の仕組みなどを広域的な連携や、民間活力の導入を図りながら目指していくことが求められています。

2 市民のライフスタイルの多様化

- ・物質的な豊かさから心の豊かさや家族とのふれあいを重視するようになるなど、市民の価値観・ライフスタイルが多様化し、こうした傾向は、今後も一層進んでいくものと予想されま
- す。
- ・価値観が多様化した社会においては、全ての人が就労や教育分野だけでなく、芸術・文化・スポーツなどに親しむことが出来る場の充実や、自然とのふれあいの機会の創出など、様々な分野について多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが必要です。
- ・しかし一方では、最近の現象として、安定した職に就くことができない若年層を中心に、雇用環境の変化と格差の拡大が指摘されています。これらの人々も含め、子育ての中心となる 30 歳代では、低所得者層の増加が見られ、男女を問わず、晩婚化、非婚化が進んでいます。また出産や子育てについても、経済的な不安から希望する人数まで子どもを産まない傾向が見られます。

2 安全・安心志向の高まり

1 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

- ・これまでの想定範囲を超えた東日本大震災が発生を契機として、地域防災機能の充実や市民の防災意識の醸成、組織の育成の必要性が高まっています。また地震だけでなく、異常気象による局地的集中豪雨や台風などによる洪水や浸水被害が発生しています。今後も首都直下地震などいくつかの大規模地震の発生が予想されているなど、都市化による被害の多様化・甚大化が懸念されており、公共施設等の耐震化、水災害に適應した社会づくりなどの対策が求められています。
- ・地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故へと発展しました。これによりもたらされた放射性物質による被ばくや汚染への脅威は、直接被害から風評による被害まで国民生活に今なお不安と混乱を与えています。また、これを受け国内外で脱原発の運動が起こるなど、原子力発電の安全性への不安が高まり、電力供給に対して深刻な事態が続いています。市民が安心して電力の供給が受けられるように、個人レベルから省エネルギーに努めるほか、再生可能エネルギーの導入などについても積極的に実践していくことが求められています。
- ・近年では、SARS、鳥インフルエンザなどの新興感染症が発生したり、平成 22 年には宮崎県で口蹄疫が流行するなど、感染症への不安も高まっています。さらには、外部からの武力攻撃やテロなどへの万が一の備えも必要であり、日常生活や経済活動における多面的な安全対策が求められています。

3 グローバル社会への対応

1 グローバル化の進展

- ・交通・通信手段の高度化により、人、金、モノ、情報の国境を越えた移動が活発化し、日常生活や経済活動におけるグローバル化が進展しています。
- ・外国人来訪者は、平成 12 年の 527 万人から、平成 22 年には 944 万人へと大幅に増加しており、茨城空港も上海などからの来訪者の玄関口となっています。
- ・外国人登録者数は 20 年前の約 2 倍、外国人登録者数が日本の総人口に占める割合も約 2 倍となっています。
- ・我が国は、工業製品等の輸出により経済発展を遂げてきました。しかし、新興国の台頭により、国際競争力が低下しつつあります。特に近年は、円高、高い法人税、震災とそれに伴う電力不足の問題などから、製造業の海外移転が加速することが懸念されています。
- ・グローバル化は、経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでおり、選択肢の拡大や国際的分業化の進展による効率的な生産などさまざまなメリットが

ある反面、リーマンショックなど世界同時不況の発生などのように世界経済の一体化による危険性もはらんでいます。

- ・グローバル化が進み各国の相互依存が深化するなかで、我が国が新たな価値を創造できるような社会であるためには、外国語でコミュニケーションがとれ、異文化を理解して新しい価値を生み出せる、創造力のある人材が求められています。

2 地球規模での環境問題への対応

- ・地球温暖化が進み、度重なる異常気象などが生じるようになっていきます。平成 22 年に定められた新成長戦略では、我が国は世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国となることを目指し、世界トップレベルの環境技術を活かして、平成 32 年までに 50 兆円超の環境関連新規市場、140 万人の環境分野の新規雇用、日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガスの削減を 13 億トン以上とすることを目標としています。
- ・また、我々が生きていくためには多様な生物がもたらす食料や資源などの恵みが不可欠です。生物多様性の保護に向け、我が国では、平成 20 年に生物多様性基本法が成立し、2010 年には同法に基づく生物多様性国家戦略 2010 が策定されました。また平成 22 年には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されるなど、国際的にも生物多様性の損失を食い止めるための取り組みが進められています。
- ・これら地球規模での温室効果ガスの更なる削減に向け、企業などに対して環境技術の活用や環境関連市場の創出、省エネなどの取組を推進していくことが求められる一方で、市民にとっても、今後とも廃棄物の発生抑制（3R）を進め、国内はもとより国際的な視点での循環型社会の構築を進めていく必要があります。さらに、我が国の生物多様性の豊かさを今後も維持していくため、保護地域の設定や里山の保全に加え、生物多様性の普及啓発に努め、企業や家庭が保全や持続可能な利用に取り組んでいくことが求められます。

3 情報通信技術の進歩

- ・インターネットや携帯電話などの普及が全国的に進み、日常生活に浸透してきています。インターネットでは、世界の隅々の情報が居ながらにして瞬時に分かるなど、国境を意識せずに情報を入手することが可能になっています。
- ・近年では、携帯電話に代わり、スマートフォンが普及してきており、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。
- ・情報技術が進展する中で、時間と場所にしばられない働き方や、インターネット上での電子商取引が普及するなど、我々の生活に多様性と利便性がもたらされています。
- ・一方で、手軽さや、無店舗大量販売などによる低価格化により既存の店舗への影響も生じています。さらには個人情報の漏洩やインターネットを通じたいじめ、犯罪などの新たな問題も発生しています。
- ・また、インターネットを使えない人と使える人の情報格差が問題となっています。

4 依存から自立への変革

1 地方分権から地域主権型社会への展開

- ・平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、地方分権が進められてきました。平成 18 年には、地方分権改革推進法が制定され、平成 21 年には、地域のことは地域に住む住民が責任をもって決める「地域主権」の確立を目指し、内閣府に地域主権戦略会議が設置されました。また平成 22 年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進といった内容が盛り込まれています。
- ・今後は、地域のことは地域住民が責任をもって決めることができ、地域の力で地域活性化を図ることができる、自主・自立の地域社会の形成が求められています。

2 行財政改革の推進

- ・景気の低迷による税収の落込み、少子高齢化に伴う福祉や社会保障の経費の増大などにより国・地方公共団体ともに財政状況が急速に悪化しています。
- ・このような財政危機の中、地方公共団体では、平成 17 年以降、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（集中改革プラン）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、定員・給与の適正化、民間委託の推進、事務事業の再編・整理、公営企業の経営改革、市場化テストの推進などに取り組んできました。
- ・平成 21 年 4 月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が全面施行され、危険な状況にある地方公共団体について早期に財政再建を図るために、地方公共団体の財政の健全化を判断するための基準の設定と、健全化の計画策定の制度が定められました。さらに、資産や債務の管理などを含め適切な財政運営を行うために、地方公会計制度改革が進められています。
- ・国においては、内閣府の行政刷新会議において平成 21 年 11 月に「事業仕分け第 1 弾」が実施されて以降、この手法を用いた事業等の必要性の検証が継続的に実施されています。
- ・今後は、少子高齢化と人口減少の進行から、社会保障費の増大や、社会資本の総量の見直し、公共施設については用途の見直しが必要になるものと考えられます。将来世代に負担を残さないよう、行財政改革や、長期的視点に立った社会資本の維持管理・更新が求められています。

3 新しい公共の概念によるまちづくり

- ・ 少子高齢化の進行や住民のニーズの多様化・高度化などにより、公的サービスに求められる分野が拡大しています。このような中、「新しい公共」として、ボランティアや NPO、企業等が公的サービスの一翼を担いはじめています。
- ・ 東日本大震災などを経て、何か社会のために役立ちたいと思っている人は増加傾向となっています。また、定年退職を迎えた団塊の世代は新しい公共としての役割が期待されており、地方公共団体やボランティア団体がボランティア活動への参加を支援する動きも見られます。
- ・ 「新しい公共」の下、市民のためのサービスを市民、企業、NPO等が提供していくことは、市民自らの満足度、幸福度を高めることになると期待されています。また、結果として、行政の歳出の削減にもつながることが期待されています。
- ・ しかしながら、そもそも支え合いの仕組みとして大きな役割を果たしてきた町内会や自治会などの地縁型のコミュニティ組織については、住民の連帯感の希薄化や、人口減少や少子高齢化の進行に伴う担い手不足などにより、衰退する傾向が見られています。「新しい公共」が目指す支え合いと活気のある社会を実現するためには、地縁組織の活性化が合わせて求められています。

□ 第3章 まちづくりに対する市民の意識

1 本市のまちづくりの方向 —市民アンケート調査から—

小美玉市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、市民の皆様のご意見などを計画に反映させるため、市民アンケート調査を平成24年1月に実施しました。

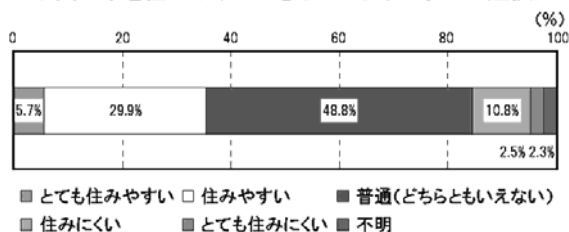
1 住みやすさの評価について

「とても住みやすい」と「住みやすい」を合わせた値が、「住みにくい」と「とても住みにくい」を合わせた値の倍以上を占めています。

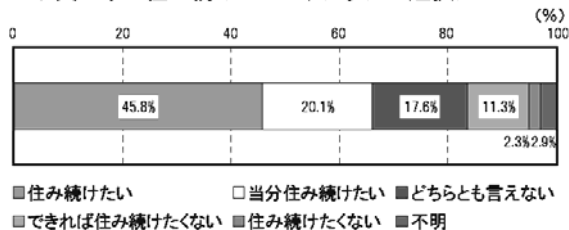
また、約66%の人が、「住み続けたい」もしくは「当分住み続けたい」と考えています。

住み続けたいと考えている人は、既に地域に根ざした環境や生活が定着していることが背景にあると考えられます。今後は、交通の利便性や日常生活での不便さを解消することで、さらに住み続けたい人を増やすことが求められています。

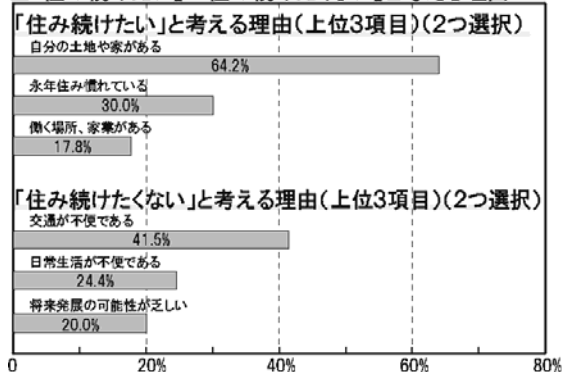
■小美玉市を住みやすいと感じていますか。(1つ選択)



■小美玉市に住み続けたいですか。(1つ選択)



■「住み続けたい」・「住み続けたくない」と考える理由



2 市民生活の満足度について

行政の情報化対応や市民の参加や意見反映、広報などについて満足度が増しています。今後は、市民ニーズの多様化・高度化に対応した窓口対応や市民サービスについてさらなる改善が求められます。

保健福祉・医療分野について全体的に満足度は増しています。近年ニーズが高まっている介護や障がい者対策、医療、救急などについて、今後も継続的に充実を図ることが求められています。

都市基盤や生活環境分野について、全体的に満足度は増しています。しかし、東日本大震災を受け災害などへの対応について改善を求める声が多く聞かれました。

教育・文化・スポーツ分野について、全体的に満足度は増しています。

自然環境の保全分野は特に変わりはありませんが、継続的に取り組む必要があります。

産業分野においては買い物環境の改善や農業振興策の充実、さらには歴史的資源を活かした観光施設の充実を求める声が高まっている結果となりました。

3 各分野における期待される取り組みについて

①財政・市民参加について

効果的な行財政を運営していくためには、3割程度の方が財政の健全化や人材育成の推進が必要だと考えています。

市長や市議会議員との懇談会など直接対話や、市政モニター制度を挙げる人が多くになっており、直接的に意見を伝える場を求める声が多くなっています。

②都市基盤について

6割近くの方が「生活道路の整備」を望んでおり、「市街地の再整備」や「駅周辺の整備」と比べ、突出しています。

③保健・医療・福祉について

地域福祉の充実については半数以上の方が「保健・医療・福祉の連携強化」を挙げ、次いで「地域ケアシステムの充実」が多く挙げられています。また、地域活動の充実も3番目に多くになっており、地域全体での取り組みが求められています。

④生活・自然環境について

生活環境の向上については、「下水道・排水路などの整備」や「大気汚染・悪臭・騒音などの公害対策」を挙げている人が多くなっています。

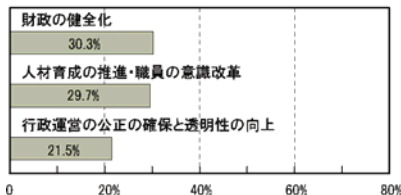
⑤教育・文化・スポーツについて

学校教育で大切なものとしては、「豊かな心をはぐくむ教育の充実」や「人格形成の基礎を培う幼児教育の充実」、「社会の変化に適切に対応できる教育の充実」の順で高い値でしたが、前回調査と比較すると「健康や体力をはぐくむ教育の充実」や「社会の変化に適切に対応できる教育の充実」が増加しています。

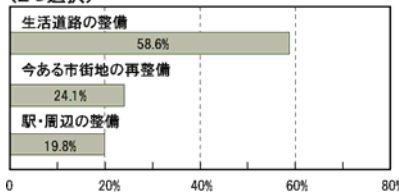
⑥産業について

今後の新たな産業としては、4割弱の方が「茨城空港を生かした新たなビジネス支援」を期待しており、次いで「地産地消の促進」や「異業種連携の促進」の順に多くなる結果となりました。これらはいずれも前回の5年前の調査よりも割合が増加しています。

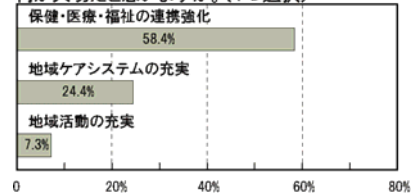
①効率的な行財政を運営していくためには、何が大切だと思いますか。(2つ選択)



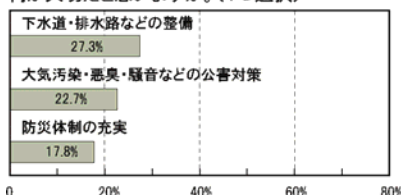
②都市基盤の整備では何が大切だと思いますか。(2つ選択)



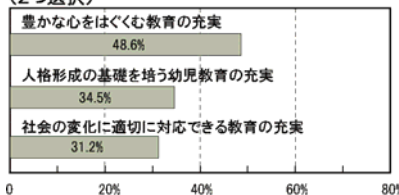
③地域福祉を充実していくためには、何が大切だと思いますか。(1つ選択)



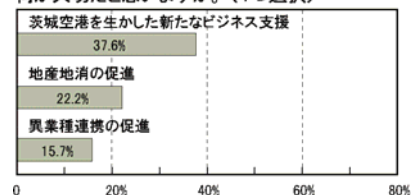
④生活環境の向上を図るためには、何が大切だと思いますか。(1つ選択)



⑤学校教育については何が大切だと思いますか。(2つ選択)



⑥今後の新たな産業については、何が大切だと思いますか。(1つ選択)



2 本市のまちづくりの方向 —各種団体ヒアリングから—

1 団体ヒアリングの結果

各種団体ヒアリングは総合計画の策定過程において、アンケートでは把握できない、分野別の意見を直に聞く機会を設け、計画策定の資料とすることを目的に実施しました。下記に寄せられたご意見を分野別に掲載します。

① 「みんなで創る自治のまち」

- ・行政はまちづくりの専門家として市民の様々な提案や要望をかたちにする体制、考え方、パワーを持ち、市民はそれに協力する。また、できなければ何ができるのか市民と一緒に考えて進めていくことが、まちづくりにおける市民と行政の関係だと思えます。
- ・相談事業では、二つ以上の窓口へ相談していることも考えられるため、類似する相談機関の横の繋がりを持つ場を設置していただきたい。
- ・まちづくりについていろいろな意見を聴いて反映することも結構ですが、もっと行政側の思いや考えを住民に伝えて理解してもらうことも重要だと思えます。声の大きい人の意見が通ってしまい、どこが本物の部分か分からなくなったままで動くことが怖いと思えます。

② 「未来を拓く快適・便利なまち」

- ・茨城空港周辺は、東関東道や北関東道へのアクセス道も整備され、着々と変化してきている。
- ・合併後、幹線道路は整備が進められているが、生活道路の整備も進めて欲しい。

③ 「うるおいのある安全・安心なまち」

- ・防災対策として、備蓄食料の整備や姉妹都市の締結などを進めてもらいたい。
- ・空き家が増えてきているので、その対策を考えて欲しい。
- ・防犯などの危険が伴う活動へは、保険など最低限の対応を引き続きお願いしたい。

④ 「ぬくもりにあふれる健やかなまち」

- ・生活保護や高齢者福祉に関する需要は年々増加しているが、これに対応する職員数は年々減少しています。経費の削減ということで福祉サービスが低下しては困ります。
- ・学童保育や放課後子どもプランなどの子どもたちの安全で健やかな居場所づくりが充実しており、子育て世代には大変ありがたい。
- ・食育に関する事業がかなり増えてきております。若い世代は外食や中食などによる食生活がなされているようなので、子ども会行事などへ出向いて伝統料理などを教えていければと良いと思えます。

⑤ 活力に満ちた産業のまち

- ・農業では、耕作放棄地の問題や後継者不足で困っています。
- ・遊休農地を利用して太陽光パネルを設置して太陽光発電をしてはどうか。

⑥ 個性豊かな教育・文化のまち

- ・学校の適正化問題については、子どもたちが適切な教育を受けていくための大事な案件なので、十分に検討いただいて指針を出していただきたい。
- ・司書教員の配置や35人学級の推進など、小美玉市の実態に合わせて市独自の基準をつくって教育行政に取り組んで欲しい。

⑦ 信頼で築く自主・自立のまち

- ・福祉施策では生命にかかわることなどもあるので、個人情報規制緩和をして情報の共有化が必要である。
- ・国の動向や制度の改正など、情報をどんどん流して欲しい。

2 団体ヒアリングのまとめ

一部の活動や行政内部にも依然旧町村の垣根が取り払われず、課題が残っているといった意見もありましたが、全体としては、合併後の地域の一体感が増したといった意見や各団体の中での統一感が出てきたなど、合併により良くなったという意見が多く聞かれました。

地域活性化については、茨城空港の開港を契機として、産業振興の発展を期待する声が多く聞かれました。市内の良いものを発信しながら、農業から商業、工業、観光に至るまで、あらゆる分野の産業が一体となって魅力を高め、活性化につなげていくことが求められています。

教育に関わる人材や教材の充実を求める声が多くあり、教育のさらなる充実を求めていることが伺えます。

行財政については、合併後の市の窓口対応など市民との接し方が良くなったという意見が多く聞かれました。合併により当初の混乱した状況からは随分落ち着いてきたように伺えます。ただ、行政の機構改革などの合併により生じた変化や逆に変わっていない部分についての不満も聞かれました。また、住民サービスの充実や各行政機関の連携、思いきった公共施設の統廃合など市の財政難の状況から団体も自助努力により運営することを望む意見も聞かれました。

市に対しての意見では合併による効果が徐々に現れており、全般的に良くなった部分が多いように伺えました。

□ 第4章 各分野における施策展開の視点

1

「第1章 みんなで創る自治のまち」の分野における視点

■これまでの取り組みをさらに加速させ、市民参加の深化を図っていく必要があります。

【これまでの成果と課題】

- ・市民協働推進プログラムを策定し、「おみたまふるさと塾」などの活動も進むなど、市も様々な事業を通じて市民参加を進めてきました。市民自らが自主的に活動している取り組みも徐々に定着しつつありますが、合併前からの取り組みの違いにとまどいを見せている方がいたり、ある地域だけの取り組みが進んだりしている面も指摘され、必ずしも、協働へのステップアップが順調に進んでいない側面もみられます。

【これから求められる対応】

- ・住民でできること、民間でできることは住民・民間に任せられるよう、まちづくりに協力できる人材育成を図りながら、協働・参画によるまちづくりの推進に対応するシステムの確立・強化を図る必要があります

■協働のまちづくり体制の構築を図り、活気のある元気な小美玉づくりの基礎を作ることが必要です。

【これまでの成果と課題】

- ・「地域の人があれば活気あるものになる」などの意見に代表されるように、活気ある元気なまちづくりには、市民自らの力も必要になっています。暮らし方も多様化し、地域のつながりを基礎にしたコミュニティが少し弱くなってきていると感じる方も増えるなかで、地縁型のコミュニティだけでなく、インターネットや趣味、ボランティアなど目的を通じて集まるテーマ型コミュニティの力も「人のつながり」を強める大きな存在になりつつあります。

【これから求められる対応策】

- ・活性化は別に産業だけではなく、地域にも元気になっていく仕組みが必要です。地縁だけではない「人のつながり」力を高めていくことが、まちの活力を導いていくものであると考えられます。そのため、各種計画策定や事業実施段階での住民参画はもとより、住民意見を計画に反映するシステムづくりを進めるとともに、住民のまちづくりへの参加意欲の増進に向けた施策展開を図るなど、住民参加と協働のまちづくりに向けた総合的な協働の体制の構築が必要です。

■男女問わず、社会的弱者も含め、誰もが安心して快適に過ごせる風土づくりが重要です。

【これまでの成果と課題】

- ・人権や男女共同などの個人の生き方を尊重する社会づくりについては、行政も積極的にその意識醸成を図り、市民にもその考えは浸透してきたことが、アンケートやヒアリングなどの意見からうかがうことができます。しかし、子どもや高齢者、障がい者、外国人などの社会的弱者やマイノリティといった人々に対して、より細かな配慮が求められています。

【これから求められる対応策】

- ・誰もが安心して暮らしやすいまちづくりは、ハード的な基盤整備だけでなく、ソフト的要素の高い行政サービスの充実やあらゆる人に対する細かな配慮をした支援策が大切になっています。行政側だけでなく、地域社会、個人個人の市民も協力しながら、誰もが安心して快適に過ごせる風土をつくっていく必要があります。

2 「第2章 未来を拓く快適・便利なまち」の分野における視点

■行政だけでなく、市民の力も活用しながら、両者の関係を深化させることによって、量よりも質を重視した都市基盤の整備を図っていく必要があります。

【これまでの成果と課題】

- ・これまで整備されてきた道路や公園、住宅地、商業地、工業用地、空港、上・下水道など様々な都市基盤は、人々の暮らしや企業活動等を支える基盤となってきましたが、今後は、そこに暮らし住民の視点に立った「生活の質」や「環境の質」を高める都市づくりを行っていくことが重要になってきています。

【これから求められる対応策】

- ・行政だけでなく、市民の力も活用しながら、両者の関係を深化させながら、これまで充実を図ってきた都市基盤のインフラストックについて、今後は、どう使っていくか、利用方法や維持管理の方法などを考えながら、高品質で暮らしやすい“まち”を整えていくことが求められています。

■市内外の活力を吸引する積極的、効果的な土地利用、基盤整備の戦略が求められます。

【これまでの成果と課題】

- ・前期基本計画策定後、都市計画マスタープランの策定やそれに基づく各種事業を展開しつつ、茨城空港の開港や周辺道路の整備、インターチェンジの開設など様々な整備の実現に努めてきました。しかし、市民の皆さんは、「まちづくりだけではうまくいかない」などの意見に代表されるように、ベースは整いつつありますが、その基盤上で展開される人々の暮らしや産業の営みを活性化させるためには、行政の様々な分野の施策・事業と一体となった取り組みを、様々な部署が連携して取り組んでいくことが重要になってきています。

【これから求められる対応策】

- ・国道や常磐線沿線が中心となる市街地から、緑豊かな農村地域まで、多様な土地利用が展開される市のそれぞれの特徴を活かしながら、“まち”の熟成度を高めていくことが必要です。一方で、これからの時代を見据えつつ、市内外からの活力を吸引する積極的かつ効果的な土地利用、基盤整備の戦略が求められています。

■市民の安全安心の環境の土台をつくる。

【これまでの成果と課題】

- ・東日本大震災を経験し、上下水道などライフラインの重要性はさらに高まっています。南海トラフ地震など、将来の地震発生リスクも心配されるなか、様々な災害リスクから市民の安全を確保するため、道路や河川、公共施設など、災害に強い環境を整備していくことは、近年とても重視されている部分になっています。

【これから求められる対応策】

- ・住民が安心して安全に暮らす、住民の生命と財産を守ることは行政の重要な役割の一つです。今後5年間の中で、できる限り、まちの安心・安全性の向上を図っていくための整備を行いながら、災害に強い都市基盤を構築することが重要になっています。

3 「第3章 うるおいのある安全・安心なまち」の分野における視点

■住みよい環境づくりは、市民レベルの取り組みを深化していく段階にある。

【これまでの成果と課題】

- ・自然環境の保全や地球温暖化対策、防災や消防、救急体制、交通安全、生活安全まで、市民の快適で安心して暮らせる環境づくりについては、市も整備の充実に取り組んできました。100%満足とは言わないまでも、市民も合併以降の行政の取り組みには評価をしている様子がかがえます。しかし、東日本大震災や放射能対策、食の安全、環境問題など新たな不安要素も顕在化し、それらの取り組みが求められています。

【これから求められる対応策】

- ・市民の求める快適で住みよい環境づくりについては、個人個人、地域ごとにも異なります。それぞれにきめ細かな対応は、行政だけでは十分な配慮が難しい面もあり、市民同士の協力関係もこれからは大切になってきています。市民・行政それぞれが力を出し合い、これらの課題に対応することが求められています。

■快適な住環境づくりに必要な連携力は、地域の活力を求めている。

【これまでの成果と課題】

- ・各地域の自治会や環境保全活動団体、防犯団体、消防団など、それぞれ個別の取り組みで実施されてきましたが、地域によっては活動団体の高齢化など、今後の取り組みの維持が難しい場面も出てきています。快適な住環境を維持していくための地域の取り組みにおいては、地域が元気でないとその維持が難しくなっている部分も課題として見えてきました。

【これから求められる対応策】

- ・防災対策や生活安全、交通安全、消防など地域と行政が一体となって取り組んできた課題について、それらを下支えしてきた地域の活動を衰退させないためにも、地域の活力をどう維持していくのか、高齢化など人口構造の問題だけでなく、総合的な観点に基づく対応が求められます。

■家庭や地域、行政と連携した総合的な安全安心対策が求められている

【これまでの成果と課題】

- ・東日本大震災を経験し、これまでも増して安心安全の環境づくりへの対応が求められています。また、風水害による自然災害も頻発するほか、身近な地域で発生する犯罪、消費生活（食品の安全性や悪徳商法など）環境の悪化など、様々な不安要素が顕在化しています。

【これから求められる対応策】

- ・市民の安心・安全を守るため、家庭や地域、行政が連携しながら、ハード・ソフト両面から総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

4 「第4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち」の分野における視点

■地域力の深化で補いながら、福祉・医療などセーフティネットの環境を充実させていく必要がある。

【これまでの成果と課題】

- ・高齢化の問題、子育て環境の問題、医療の問題など、全国的に言われている課題が、本市においてもアンケートやヒアリングからもそれらの課題をうかがうことができます。人口構造の変化、多様化するライフスタイルの変化のみならず、経済の不安定化や産業構造の変化なども背景にあり、容易な解決方法がなかなか見いだせない状況にあります。

【これから求められる対応策】

- ・多様な市民の要望に、既存の制度が追いついていない点も指摘されるなか、地域のカ・民間の力を活用して、これらの課題に対応していく必要があります。そのため、地域コミュニティのさらなる深化、多様な民間のアイデア、サービスを呼び込む政策を展開していくことが求められています。

■市の活力が、福祉・医療の充実をもたらす原動力になる。

【これまでの成果と課題】

- ・これまで国や県、市の制度をそれぞれ組み合わせながら、ボランティアや民間事業者と連携して医療・福祉の課題に対応してきましたが、それでも市民のニーズに十分に応じていない面があります。今後の社会の見通しにも不安感もあることから、将来にわたって安心に暮らせる環境としての満足度は低い状況にあります。

【これから求められる対応策】

- ・元気なお年寄り、活動的な市民、新たな分野にチャレンジする事業者が、福祉・医療分野でも求められています。市内の元気な市民、事業者は、福祉・医療の新たな解決策の主役になりうる存在です。そのためにも、市の活力を維持する様々な施策、事業の展開が重要になっています。

■市民だれもが生涯を通じて安全安心に暮らせる環境を整備していく責任がある。

【これまでの成果と課題】

- ・市民の生存権にも関わる福祉・医療などの環境は、行政にとっても将来にわたって安心できる環境を整えていくことは、責任でもあります。しかし、社会保障制度の維持に関する不安や医療環境の不足、介護など高齢者福祉の問題、多様化する子育てニーズへの問題など、様々な行政課題に十分に対応できていない状況がアンケートやヒアリングなどからもうかがうことができます。

【これから求められる対応策】

- ・市民だれもが生涯を通じて、安心して健やかに暮らせるよう、市民のニーズに適した福祉や医療、健康などの施策や事業の適切な展開を図っていくことが重要です。そのため、行政評価やニーズ調査などを通じて、市の実施する施策や事業を適切な形で評価し、実施していく仕組みづくりが大切です。

5 「第5章 活力に満ちた産業のまち」の分野における視点

■行政・市民が協力して産業の活性化をはぐくむ仕組みが求められると同時に、地域でも産業を盛り上げる地域力の深化が求められる。

【これまでの成果と課題】

- ・これまで市の成長を支えてきた農業や水産業などの第1次産業や、地域の商業環境は、時代の変化とともに、高齢化や消費ニーズの多様化により、衰退が懸念されています。

【これから求められる対応策】

- ・農業、水産業など第1次産業は、自営業など地域に根ざした産業です。産業の活性化は、事業者だけでなく、地域全体で産業を盛り上げていく環境をつくっていくことが重要です。

■新たなニーズをつかみ、活力ある産業へと成長させる仕組みをつくる必要がある

【これまでの成果と課題】

- ・茨城空港開港による市民の期待は高いものがあります。これまでの市の産業に新たな息吹をもたらすものとして期待されていますが、産業活性化に向けた取り組みは、あまり評価されていないことがうかがえます。

【これから求められる対応策】

- ・茨城空港開港や石岡小美玉ICなど市内外との連携を強めるインフラは整ってきましたが、今後は、それらをどう生かしていくかが課題となります。本市の基盤を支えてきた農業・工業・商業など産業を、さらに活力あるものとするために、グローバル化やボーダーレス化する時代の変化に合わせ、海外との連携や第6次産業など産業の枠を超えた振興策など。産業全体を盛り上げるための施策を積極的に展開し、本市に適した「まちづくり」を行っていくことが必要です。

■安全安心なものを提供する産業の徹底した環境づくりが必要です。

【これまでの成果と課題】

- ・近年、産業はどのように作られているのか、生産のプロセスにまで一般の市民の関心が集まっています。時として、それが注目され、世間的にも批判にさらされる事態も最近多くみられます。安定的な産業基盤をつくるうえで、安心安全な生産環境を整えることは生産者の責任でもありますが、リスクマネジメントの観点からも、その点は重視する必要があります。

【これから求められる対応策】

- ・安心安全なものを提供するとは、最近特に重視させるものとなっています。トレーサビリティや放射能検査、食の安全管理、生産管理など産業の分野では、生産から出荷、消費に至るルートの中で、どのくらい安全性を高められたか、が消費する側の安心度を高めることにつながっています。

6 「第6章 個性豊かな教育・文化のまち」の分野における視点

■子どもの成長を見守る環境が地域全体で行われる、地域コミュニティの深化が求められます

【これまでの成果と課題】

- ・家庭の子育て力の低下が指摘されているほか、あまり家庭には踏み込まない近隣関係など、子どもの成長を見守る環境が、昔と比べて変わったと指摘する人も多くなっています。行政も、学校や福祉と連携して子育て支援のメニューを展開していますが、十分とはいえません。

【これから求められる対応策】

- ・豊かな子どもたちの成長を地域全体で協力して行う仕組みを整え、将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図っていく必要があります。そのため「子どもは社会全体で育む」という視点に立った充実した教育環境を構築し、未来の希望でもある子どもを地域社会の宝と考えたまちづくりを進めていくことが大切です。

■活力のある地域が、元気な市民を育て、子どもを成長させる土台になります。

【これまでの成果と課題】

- ・生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、生涯を通じた学習への関心・意欲が高まるとともに、そのニーズはますます多様化してきています。地域の元気は、市民の地域に貢献したいという気持ち、地域を愛する気持ちが多ければ多いほど、活力につながっていきます。

【これから求められる対応策】

- ・地域に貢献したいという市民、地域を愛する子どもを育てるうえでも、生涯学習の役割は非常に高まっています。地域にあった市民のニーズに適した生涯学習環境の整備が、地域の活力につながるという視点に基づき、その充実を図っていくことが大切です。

■子どもの安全安心を守ることは行政の責務です。

【これまでの成果と課題】

- ・地域社会の責務として、子どもたちの成長をはぐくむことを選択する人が最も多くなっています。今、特に問題になっている自殺やいじめ、犯罪などから子どもたちをどう守っていくのか、その環境づくりが課題になっています。

【これから求められる対応策】

- ・子どもの安心安全な環境はあらゆる主体が協力してつくるしか方法はありません。行政、地域がタッグを組んで子どもの安心、安全な環境をつくっていくことが必要です。

7

「第7章 信頼で築く自主・自立のまち」の分野における視点

■市民と行政の信頼関係が、地域力の深化につながり、地域の独自性が発揮させる土台となる。

【これまでの成果と課題】

- ・ 地方分権の進展など地方自治体の置かれる環境が変化中、各地域の特性や実情に応じた独自性の発揮が不可欠となっており、明確な地域アイデンティティの構築に努めることが求められます。

【これから求められる対応策】

- ・ 地域力をもっと全面に打ち出し、地域独自のメニュー、施策や事業を積極的に打ち出していくことが必要です。そのためにも、市がどのように考えているのか、開かれた行政運営により、行政と市民の信頼関係を構築していくことが大切です。

■限られた財源を重点的・効果的に配分できる行政運営が活力を生み出す原動力になる。

【これまでの成果と課題】

- ・ 今後、我が国の経済は大幅な成長は望めず、安定的な経済成長を目指さざるを得ない状況にあります。国の財政は、極めて厳しい状況にあり、本市においても、景気の動向や国・県の制度改革、地方分権等の影響を受けて、厳しい状況が経常的なものとなりつつあります。

【これから求められる対応策】

- ・ 強力に行財政改革に取り組むとともに、行政評価システムの推進、組織・機構の見直し、職員定数の適正化、職員の能力開発などに努め、限られた財源を重点的・効果的に配分しながら、健全な財政運営を図っていくことが重要です。

■行政運営のリスクマネジメントが安全安心の質を高める。

【これまでの成果と課題】

- ・ 市民の安全・安心を確保するため、市政の危機と成り得るリスクを考え、あらゆる方策を準備していくことが求められます。

【これから求められる対応策】

- ・ 想定外の様々なリスクに対応するため、防災や衛生、食の安全など様々な課題に部署を超えて連携できる行政組織体制を構築するとともに、広域行政の強化や広域連合の設置など、行政単独では対処できない課題は広域的な視点で解決を模索するなど、行政運営のリスクマネジメントの方策を考えておくことが大切です。

第 2 編 後期基本計画

施策の体系図



基本構想

基本施策

1. 市民協働の推進
2. 新たなコミュニティの構築
3. 多様な交流の推進
4. 人権の尊重
5. 男女共同参画社会の推進

1. 計画的土地利用の推進
2. 道路体系の充実
3. 公共交通の充実
4. 上水道の整備
5. 下水道の整備
6. 住環境・景観の保全と整備
7. 公園・緑地・水辺の整備

1. 自然・地球環境の保全
2. 循環型社会の形成
3. 基地対策の充実
4. 防災対策の充実
5. 消防・救急体制の充実
6. 交通安全対策の充実
7. 生活安全対策の充実

1. 少子化対策の推進
2. 健康づくりの推進
3. 地域医療の充実
4. 地域福祉の充実
5. 高齢者福祉の充実
6. 障がい者福祉の充実
7. 社会保障の充実

1. 茨城空港の利活用
2. 農業・水産業の振興
3. 商業・工業の振興
4. 観光の振興

1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の充実
3. 芸術・文化の振興
4. スポーツ・レクリエーションの振興
5. 青少年の健全育成

1. 開かれた行政の推進
2. 効率的な行財政の運営

基本計画

序

章

重点施策

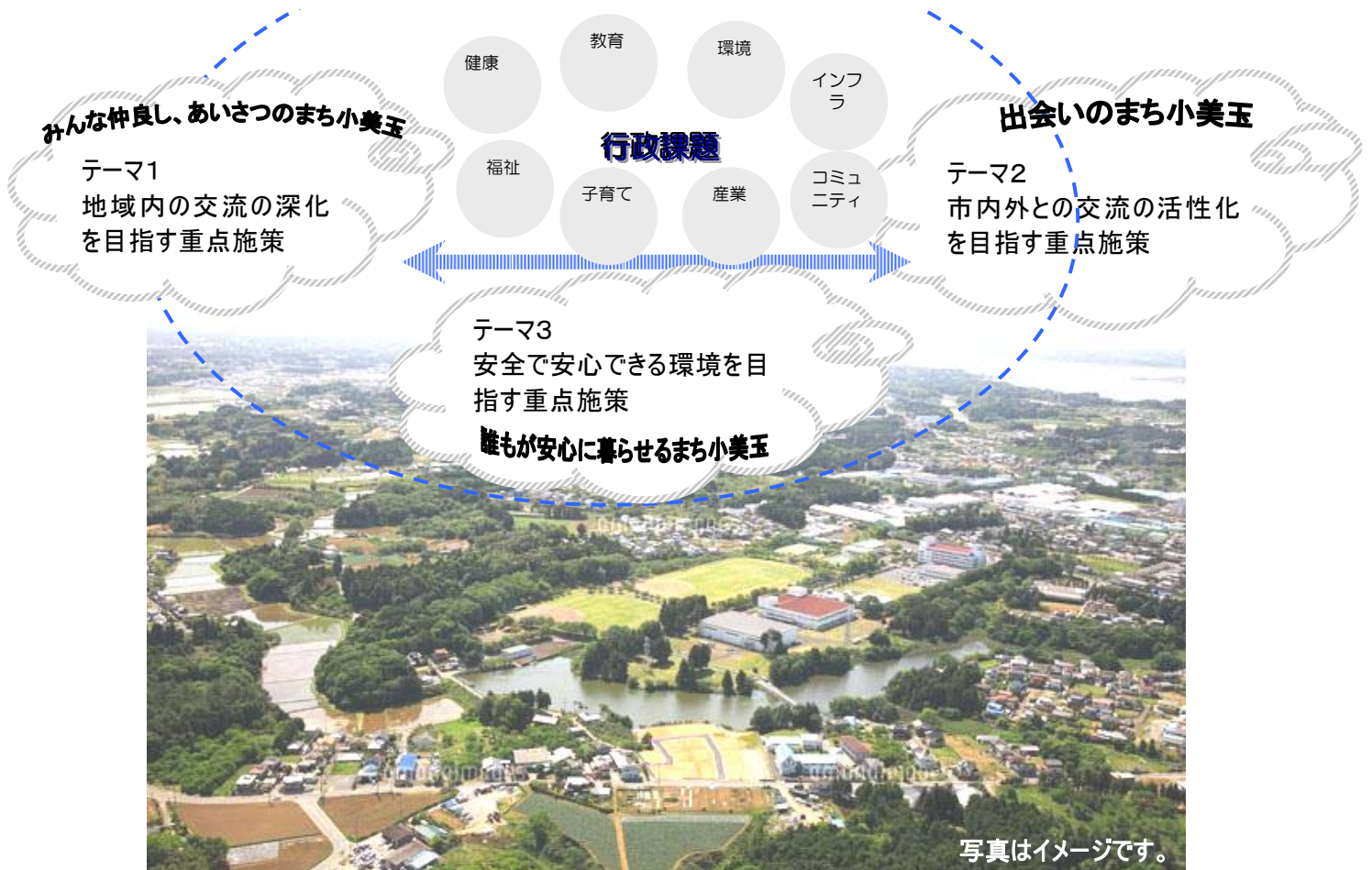
小美玉市総合計画 後期基本計画 重点施策

本市には、雄大な自然と人々の暮らしを支え育む霞ヶ浦をはじめ、田園・緑地環境など豊かな水と緑に育まれた、あたたかな心が通い合う豊かな住環境があります。

全国的な人口減少や少子高齢化の進行、経済も情報も人もあらゆるものがグローバル化する時代の中で、この豊かな環境を守り、後世に残していくことが大切です。そのため、市民・事業者・行政が知恵と力を出し合い、緊密な連携を図り、様々な行政課題に積極・果敢に取り組んでいく必要があります。

このようなことから、後期基本計画において展開する施策・事業を横断的にまとめ、平成25年度からの5年間で重点的に行う施策を重点施策として位置付けました。今後は、重点施策に位置付けられた内容に該当する事業について、重点的に展開していきます。

小美玉市総合計画後期基本計画 重点施策



テーマ1

みんな仲よし、あいさつのまち小美玉 地域内の交流の深化を目指す重点施策

「合併して一部地域だけが発展した感じがする」「市民の声が市政に伝わらなくなった」「市とのコミュニケーションがうまくいかない」など、旧来あった我が街としてのアイデンティティが合併によって消えかかっているといった声が聞かれます。

高齢化や生活環境の変化も背景に、地縁的なつながりによる地域コミュニティはだんだんと失われつつある昨今ですが、災害時の対応や福祉などのあらゆる分野で、そのコミュニティの力の再認識が進んでいます。合併によって行政との距離が遠いと感じている市民もいる中で、そういった行政とのコミュニケーションを高めていくだけでなく、市民同士のコミュニケーションも高め、それぞれがお互いに理解し協力しあう関係づくりを進めていきます。

「おはよう！」と普段、地域住民同士で何気なくあいさつしている関係を、市全体に広げ、市民全員が仲良しの関係となっていけば、地域住民が仲良く暮らすだけの関係から地域の様々な課題の解決を担う新しい組織へと、地域のコミュニティの深化に繋がると考えます。

コミュニティがまちづくりの担い手として重要な役割を担う「人が輝く」小美玉市を創っていきます。



《 第1章 みんなで創る自治のまち に関する重点施策》

- 協働推進プログラムに基づく市民活動がしやすい環境づくりを進めます。《1101》
- 地域づくりのリーダー育成やボランティアやNPO等の市民活動への参加を促進させるとともに、市民活動の紹介や各種情報提供等を実施し、まちづくり活動に携わる人材を育成します。《1102》
- 「基金」設立など、まちづくり組織の活動を安定化させる財源の確保を図ります。《1104》
- 全ての地域において充実した地区コミュニティ活動を図るため、ネットワーク化や活性化を図る支援を行います。《1201》
- 定期的な活動報告会の開催など、コミュニティ組織のネットワーク化を図ります。《1202》
- 各種イベントの開催など外国人と交流の場の提供に努め、国際交流の推進を図ります。《1301》
- 市内で開催されるイベントやお祭りなど、市民主体で運営する市民交流事業の充実に努めます。《1303》

《 第2章 未来を拓く快適・便利なまち に関する重点施策》

- 地域の住民と協力しながら安全な道路環境づくりに努めます。《2203》

《 第4章 むくもりにあふれる健やかなまち に関する重点施策》

- 子育て広場や放課後居場所づくりなど地域ぐるみで子育て環境の充実に図ります。《4102》
- 子育てする親をサポートする子育て支援の仕組みを地域全体で取り組みます。《4103》
- 地域全体で福祉に対する意識や理解を深め、福祉コミュニティの構築を図ります。《4402》

《 第6章 個性豊かな教育・文化のまち に関する重点施策》

- 幼稚園・家庭・地域・小学校が連携した幼児教育を推進します。《6101》
- 学校と地域の連携をさらに推進し、地域に開かれた学校づくりを目指します。《6106》
- 市民主体で行う生涯学習活動を支援します。《6201》
- 生涯学習のための地域の人材を発掘し、人材バンクの活用と指導者の養成を行います。《6203》
- 地域のボランティアと連携しながら図書館の充実に取り組みます。《6205》
- 地域に出向き、地域住民とともに、芸術文化に触れる機会の充実に取り組みます。《6301》
- 芸術文化団体への支援や市民と協働による事業により、芸術・文化活動をサポートします。《6302》
- 「小美玉市まるごと文化ホール計画」を推進し、地域に親しまれる施設運営に努めます。《6303》
- 地域におけるスポーツ環境を整備し、市民のスポーツ活動の場と機会の充実に努めます。《6401》
- 地域ぐるみで青少年の健全な環境づくりに取り組みます。《6501》
- 家庭・地域が子どもたちの成長を見守る環境づくりに取り組みます。《6502》

《 第7章 信頼で楽しく自主・自立のまち に関する重点施策》

- 市政に対する市民の理解を醸成し、市民のまちづくりへの参加促進を図ります。《7102》

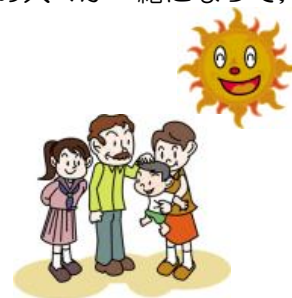
テーマ2 出会いのまち小美玉

市内外との交流の活性化を目指す重点施策

茨城空港が開港し、市民の空港への期待は高まっています。市民の思いを原動力に、これから市としてどのように取り組むか、今は、その最も重要な時期であり、その姿勢が注目されています。産業の活性化は、事業者だけでは生まれません。行政だけ動いても限界があります。地域の人々が一緒になって、産業を盛り上げていくことが必要です。

「こんにちは！」と市内の人達同士が交流する関係、市外からきた来街者と交流する関係が活性化するまちを創り、人の交流だけでなく、産業の交流、情報の交流が進む環境を整え、市内外の交流が豊かな小美玉市を後押しする、良いサイクルを生み出す土台をしっかりとくみ上げていくことを目指します。

市内外の人やモノ、情報の出会いが新たな価値を生みだし、「水と緑が交流する」小美玉市を創っていきます。



《 第2章 未来を拓く快適・便利なまち に関する重点施策》

- 茨城空港へのアクセス機能を強化し、周辺都市との連携や、広域的な主要幹線道路網を形成する広域幹線道路の整備促進を図ります。《2201》
- 国や県の計画や都市計画マスタープランなどの計画に基づき、市内幹線道路など市内道路ネットワークの充実に努めます。《2202》
- 茨城空港から発着する就航路線の拡充や空港までの交通アクセスの確保など広域交通の利便性向上に努めます。《2302》
- 身近な公共交通システムについては、市民ニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を図ります。《2303》
- 水辺の拠点など市民や来訪者が集い交流する公園の整備・活用に努めます。《2702》

《 第5章 活力に満ちた産業のまち に関する重点施策》

- 茨城県と連携のもと、茨城空港の周知や認知度の向上に努めるほか、小美玉の魅力を発信するため、その拠点となる(仮称)「空の駅」の整備を進めます。《5101》
- 時代のニーズに即した安心・安全な農業の振興に努め、小美玉市産農作物のイメージアップを図ります。《5201》
- 近隣市町と連携した広域観光ネットワークの構築により、観光行政を推進する体制づくりを進めます。《5401》
- 将来に残すべき自然環境、伝統、文化を観光資源として活用を図るとともに、エコツーリズムやアグリツーリズムなど新たな観光コンテンツづくりに努めます。《5402》
- メールやホームページなど多様な情報媒体による観光PRを推進します。《5403》

《 第6章 個性豊かな教育・文化のまち に関する重点施策》

- 3つの公共ホールが連携し、それぞれが特性を生かした文化施設の運営に取り組みます。《6303》

《 第7章 信頼で気づく自主・自立のまち に関する重点施策》

- 行政区域を越える広域的な課題に対応するため、関係自治体と連携・協力関係の維持発展に努め、関連施策の推進に努めます。《7207》

テーマ3 誰もが安心して暮らせるまち小美玉

安全で安心できる環境を目指す重点施策

東日本大震災を経験し、市民の意識は大きく変わりました。市民アンケートにおいては、地震・水害、火災などに対する市の対策について、5年前と比較して最も評価が下がった項目であったことから、意識の変化を見ることができます。

しかし、誰もが安心して暮らせる環境は、家庭・地域・行政が連携しながら、ハード・ソフト両面から総合的な対策に取り組んでいく必要があります、あらゆる主体が協力して安全・安心の体制をつくりあげていくことが大切です。

「おやすみなさい！」と一日の終わりに誰もが安心してやすらげる生活環境を整える必要があります。市民がうるおい健やかに暮らせる環境づくりに向けて、災害等の分野に関する事業から健康・福祉分野に対する事業まで、あらゆる分野の力を結集し、安全・安心な小美玉市を創っていきます。



《 第2章 未来を拓く快適・便利なまち に関する重点施策》

- 子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に利用できる道路環境の充実に努めます。《2203》
- 災害時においても、安全で安定的に水を供給できる施設の整備に努めます。《2401》
- 防災機能を備えた計画的な公園・緑地の整備に努めます。《2701》

《 第3章 うるおいのある安全・安心なまち に関する重点施策》

- 市内各施設における放射線量率の測定や、食品等の放射性物質の検査等を行い、国・県等と連携しながら、市民の被ばく線量の低減化に取り組みます。《3104》
- 太陽光エネルギーなど新エネルギーの活用に対して、率先して市が取り組むとともに、市民や事業者への普及・啓発に努めます。《3105》
- 実践的な総合防災訓練や防災講習会を継続的に実施するとともに、国、県、関係機関との広域的な防災体制の充実・強化や、防災ハザードマップの見直し、公共施設などの耐震化、避難経路の安全確保、防災倉庫の整備など、東日本大震災の教訓を踏まえた総合的な防災体制の強化に努めます。《3401》
- 各家庭における災害時対応や災害時の要援護者支援など「私たちのまちは私たちが守る」防災コミュニティの醸成を図りながら、地域ぐるみの自主防災組織の育成・支援を行います。《3402》
- 災害（火災等）発生時の迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材、消防水利の充実に努めます。《3501》
- 横断歩道や道路標識、信号機等の交通安全施設整備に努め、歩行者の安全確保を図ります。《3603》
- 地域や関係機関との連携を図りながら、地域における自主的な防犯活動を支援します。《3701》
- 関係機関と連携しながら「市消費生活センター」における相談体制の充実に努めます。《3702》

《 第4章 めくもりにあふれる健やかなまち に関する重点施策》

- 「市健康増進計画・食育推進計画」における事業の転回と評価を行いながら、年齢層に応じた予防接種や感染症の予防及び蔓延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を推進します。《4203》
- 医療機関の連携を図りながら、急性期から慢性期まで、市民の健康管理からリハビリテーションまで、様々なニーズに応じた地域医療の充実に努めます。《4301》
- 医療機関相互の連携を図りながら、的確かつ迅速な救急医療提供体制を構築します。《4302》
- 小美玉市医療センターについては、市民からの要望や意見などを確認し、信頼できる医療を確保する運営体制に努めます。《4303》
- 地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図ります。《4401》
- 緊急通報システム装置の設置や配食サービスなどの高齢福祉サービス事業の充実に努め、高齢者が住みなれた地域での生活を続けられるよう支援します。《4502》

《 第5章 活力に満ちた産業のまち に関する重点施策》

- 継続的な農産物の放射性物質検査や、家畜伝染病の発生・まん延防止などを徹底し、その情報を広く提供することにより、安全・安心な農産物の生産振興を図ります。《5201》

第1章

みんなで作る自治のまち

1. 市民協働の推進

1. 市民協働推進のための環境づくり
2. まちづくり活動に携わる人材育成
3. まちづくり活動情報の共有化
4. まちづくり組織への支援
5. まちづくり活動の拠点の充実

2. 新たなコミュニティの構築

1. コミュニティ組織の育成・支援
2. コミュニティ組織のネットワーク化

3. 多様な交流の推進

1. 国際交流の推進
2. 外国人への支援
3. 市民交流の充実

4. 人権の尊重

1. 人権啓発活動の推進
2. 人権教育の推進
3. 人権擁護活動の推進

5. 男女共同参画社会の推進

1. 男女の人権が尊重される体制づくり
2. 啓発活動の推進
3. 社会参加の促進

第1節 市民協働の推進

基本方針

新しい公共の考え方にに基づき、市民と行政とが互いに協力しながら責任を持って、まちづくりを行う市民協働の展開を図ります。また、まちづくり情報の共有化や市民活動への様々な支援措置を体系的に整備し、将来にわたり持続可能なまちづくりシステムの構築を目指します。

現況と課題

少子高齢化や防犯・防災など地域社会の課題は急速に複雑化しており、公共サービスの提供を行政が一元的に担うこれまでの仕組みは、もはや成り立たなくなっています。特に、東日本大震災においては、行政の広範にわたる対応に対して、身近な対応における地域コミュニティの有用性をあらためて認識することになりました。

これからは市民と行政が相互に信頼と協調に基づき連携し、異なる立場や特性を生かし、それぞれの役割を分担しながら、自らの知恵と責任において行動する市民協働のまちづくりを推進していくことが求められており、市民に向けて「広報おみたま」、「市ホームページ」などを通して市民協働への理解とまちづくり活動への参加を呼びかけてきました。

平成23年度には、市民協働を促進させるための方向性と具体的方策を定めた市民協働推進プログラム（まちづくり行動計画書）を策定し、まちづくりに対する意識の醸成が図られました。これからも市民と行政が信頼しあえるパートナーシップ体制を確立するため、市民主体のまちづくりへの参画を促進させるためのPR活動やまちづくりリーダーの養成に努め、市民協働の意識をより一層、深めていく必要があります。

また、公共サービスを提供する行政とその担い手のひとつである、まちづくり活動団体がそのサービスの質の向上と安定化を図るためには、情報の共有化を図ることが大切であり、行政は情報をわかりやすく、速やかに提供していく必要があります。

さらに、市民がまちづくり活動しやすいシステムづくりや「まちづくり組織支援事業」の普及促進やその事業費の財源確保並びに既存公共施設の利活用制度など、市民活動を支援する仕組みをさらに拡充していく必要があります。

施策の目標

■まちづくり組織認定団体数

「まちづくり組織支援事業」の支援を受けてまちづくりを展開する団体数の拡大を目指す。

現況(H24)

40 団体

目標年次

70 団体

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 市民協働推進のための環境づくり《1101》

重点施策（テーマ1）

- ①市民協働推進プログラムに基づき、情報の共有・まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくりやまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりなど、活動がしやすい環境づくりに取り組みます。
- ②まちづくり活動組織団体同士が連携を強化し、地域活動のリーダーとして地域活性化に努めます。
- ③市民と市が協働で、まちづくりを進めるため、既存行政区の機能充実・交流促進の支援に努めます。

2. まちづくり活動に携わる人材育成《1102》

重点施策（テーマ1）

- ①協働についての理解を深めながら、実践的なまちづくり活動を支援するため、地域づくりのリーダー養成塾の内容を充実させるとともに、受講生の拡大を図ります。

重点施策（テーマ1）

- ②定年退職された方（団塊の世代）などの豊かな経験と知識を生かすため、地域づくりへの参加を広く呼びかけ、まちづくりアドバイザーとして地域づくりでの活躍の場を提供します。

重点施策（テーマ1）

- ③ボランティアやNPOなどの活動を紹介するとともに、活発な市民活動が展開されるよう情報を発信するなど、まちづくり活動実践への支援に努めます。

3. まちづくり活動情報の共有化《1103》

- ①「広報おみたま」、「市ホームページ」により、市民団体の主催するイベント紹介や活動報告をわかりやすく伝えます。
- ②市民団体が掲示板やパンフレット配布、ホームページなどによって、自主的に活動情報をPRする取り組みを支援します。

4. まちづくり組織への支援《1104》

- ①市民による地域活動を支援するため、「まちづくり組織支援事業」の充実や地域活動が意欲的に継続・発展していくような制度の充実・強化に取り組みます。

重点施策（テーマ1）

- ②まちづくり組織の活動を将来的に安定化させるため「基金」を設立するなど財源の確保を図ります。

5. まちづくり活動の拠点の充実《1105》

- ①まちづくり組織などが地域活動を展開する際の活動拠点として、既存の公共施設などのスペースを確保し、事務所機能を有するスペースとして利活用しやすくする仕組みの構築に努めます。

第2節 新たなコミュニティの構築

基本方針

「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、小学校区を単位とする新たなコミュニティ組織（地区コミュニティ）の構築を目指します。そのため、市民のコミュニティ意識の高揚を基本にしながら、様々な育成支援策を推進するとともに、コミュニティ組織相互のネットワーク化を図ります。

現況と課題

近年、深刻化しつつある人口減少や核家族化の問題は、地域社会における連帯意識を低下させてきました。また、個人のライフスタイルや価値観の多様化により市民ニーズもますます多様化し、増大してきました。こうした中、本市では、地域における様々な問題を市民自らが解決しようと、小学校区を単位とする地縁型のコミュニティ組織（地区コミュニティ）が7つの小学校区で発足し、活発な活動を展開してきました。これらの地縁型のコミュニティ組織は、東日本大震災などの災害時にも重要な役割を果たしています。

また、本市には、環境保全や教育・福祉など、特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織（テーマコミュニティ）も多く、年々、これらの団体は各種事業をとおして連携する機会も増えています。

今後、各地域の一体感を高め、市民協働のまちづくりを推進していくには、これらのコミュニティ組織の更なる活性化はもちろんのこと、特に、地域を舞台に活動する地区コミュニティの市内全域への広がりが大切です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちでつくりあげる」という自治意識の醸成や、地域住民と行政との連携を強化していかなければなりません。

また、コミュニティ組織における各々の取り組み姿勢は、地域性、歴史性など組織の成り立ちによって、熟度の差もみられますが、今後、本市における地域活動を全市的にバランスよく展開していくためには、様々な団体間のネットワーク化をさらに推進する必要があります。

施策の目標

■学区コミュニティの割合

小学校区単位のコミュニティ組織を全市で立ち上げることを目指す。（コミュニティ組織数／小学校区＊100）

現況(H24)

58%
(平成23年度)

目標年次

100%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. コミュニティ組織の育成・支援《1201》

重点施策（テーマ1）

- ① すべての地域において充実した地区コミュニティ活動が小学校区を単位に展開できるよう、ネットワーク化や活性化への支援を図ります。
- ② 「まちづくり組織支援事業」などにより新たなコミュニティ組織の育成・支援に努めます。

2. コミュニティ組織のネットワーク化《1202》

重点施策（テーマ1）

- ① 各種コミュニティ活動の活性化を図るため、地区コミュニティやテーマ型コミュニティを中心とした、定期的な活動報告会を開催します。
- ② コミュニティ活動組織間の連携強化や情報を共有し、より大きなコミュニティ組織のネットワーク化を目指します。

第3節 多様な交流の推進

基本方針

国際化に対応した人づくり、まちづくりを目指し、市民協働を基本とした姉妹都市交流や国際理解教育の推進など、国際交流を推進します。また、市民交流を促進し、市民の一体化を進めるとともに、外国人が安心して生活できる地域づくりを目指します。

現況と課題

本市では、学校での国際理解教育や国際交流協会による姉妹都市アメリカ・アピリン市との青少年訪問団相互交流など、多様な国際交流を展開しています。こうした国際交流の活動を支えているのは、アピリン訪問者の保護者などで組織する「国際交流父母の会」や通訳ボランティア「野いばらの会」、日本語教師ボランティア「サバイディ」、子ども向け日本語ボランティア「手と手の会」などのボランティア組織です。

今後は、姉妹都市アピリン市との交流などを通じ、教育、文化のみならず、産業、経済などの分野でもその成果を具体的に反映していく必要があります。

これまでは、本市に居住する外国人は横ばいの傾向にありましたが、茨城空港の開港に伴い、本市は中国や韓国などの世界の都市と直接繋がり、多くの来訪者を迎えています。今後は、空港を利用する観光客などの増加に伴い、日常生活を通して外国人との交流の機会はより多くなり、国際化が進展するものと予想されます。

こうしたことから、市民一人ひとりが国際理解を深めるとともに、企業の外国人雇用や農業への研修生受け入れなど、外国人が日本人と同じ環境で働き、学び、遊び、暮らすための情報提供や生活環境の整備など、様々な支援をしていく必要があります。

また、市民交流の面では、世代を超えたふれあいの輪を築こうと、たくさんの地域イベントが実施されています。特に本市の誕生を契機として市民の一体感の醸成と郷土愛を深めるために開催されている「ふるさとふれあいまつり」は夏の風物詩として定着しつつあります。これらの地域イベントは、コミュニティづくりに大きく貢献し、地域の個性を発揮するものとなっており、更なる充実を目指す必要があります。

施策の目標

■国際交流協会会員数

国際交流協会の会員数の拡大を目指す。

現況(H24)

138人

目標年次

150人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 国際交流の推進《1301》

①国際交流協会など国際交流活動推進諸団体による多様な活動を支援するとともに、団体間のネットワーク化や会員の確保に努めるなど、諸団体の体制強化を図ります。

重点施策（テーマ1）

②国際交流ひろばなど各種イベントを開催し、外国人との交流の場の提供に努め、国際交流への理解と国際感覚の育成に努めます。

③姉妹都市アピリン市などとの青少年訪問団相互交流、産業、経済、文化、教育など多様な分野における交流を推進します。

2. 外国人への支援《1302》

①外国人に対して、外国語による広報や生活ガイドブックなどにより生活情報を提供するとともに、行政窓口での外国語対応力の向上を図ります。

②通訳ボランティア、日本語ボランティアの育成を支援するとともに、ボランティアの登録、派遣できる体制づくりを推進します。

3. 市民交流の充実《1303》

重点施策（テーマ1）

①「市ふるさとふれあいまつり」「市民体育祭」「市民文化祭」「市産業まつり」など、市民主体で運営する市民交流事業の充実化に努めます。

第4節 人権の尊重

基本方針

差別や偏見がなく、人権が尊重される地域社会をつくるために、様々な機会をとらえて、あらゆる人権課題に関する啓発と教育を推進し、人権意識の高揚に努めます。

現況と課題

人と人とのふれあいや思いやりの心を育み、差別や偏見のない住みよい地域社会づくりを進めるためには、人種、信条、性別、社会的身分または門地（家柄、家格）により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないこと、すなわち憲法で保障されている「基本的人権の尊重」が何よりも大切です。

国連では、「人権教育のための国連 10 年」を 2004 年末まで実施し、この取り組みをさらに推進するため「人権教育のための世界計画」を進め、2010 年以降、同計画の第 2 フェーズ期を実施しており、世界的規模で人権教育を継続的に取り組んでいます。

我が国においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）や「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年）に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。

しかしながら、依然として学校や職場でのいじめ問題、児童や高齢者への虐待問題、インターネットの匿名による個人の尊厳の侵害など、人権に関わる社会問題が新聞などに多く報じられています。

このような状況に対応するため、本市においては、講演会や人権教室の開催をはじめとして、差別や偏見のない地域社会づくりに向けた取り組みを進めています。

また、ますます多様化していく社会の中では、すべての市民が、家庭や地域、職場などのあらゆる場面や分野において相手を尊重しあいながら、その個性や能力を十分に発揮して参画できる地域社会の形成を目指し、関係機関と協力しつつ、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。さらに、人権擁護委員や関係機関と連携して、子どもや高齢者、女性の人権の保護をはじめとして、家庭・近隣のトラブル相談など人権擁護活動を推進していくことも重要です。

施策の目標

■人権教室の開催学校数（年間）

市内の小中学校において、定期的な人権教室の開催を目指す。（市内小中学校 16 校を、年 3 校以上開催）

現況(H24)

0 校
(平成 23 年度)

目標年次

16 校

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 人権啓発活動の推進《1401》

- ①国や県など関係機関との連携・協力に基づき人権課題に対する正しい認識を深め、人権尊重の意識が広く定着するよう、様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

2. 人権教育の推進《1402》

- ①学校や地域、職場において、人権課題に対する正しい認識が身につくよう、人権擁護委員による人権教室や出前講座の開催など、人権教育を推進します。

3. 人権擁護活動の推進《1403》

- ①人権擁護委員による特設人権相談所を継続して開設するなど、人権擁護活動の充実に努めます。
- ②市要保護児童対策地域協議会、家庭相談員、母子自立支援員、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等の活動の充実に図り、発生予防や早期発見・対応に努めます。

第5節 男女共同参画社会の推進

基本方針

男女の人権が尊重される男女共同参画社会を目指し、全庁的な協力体制のもと総合的な施策の推進を図ります。また、家庭、学校、地域、職場などにおける男女平等や、政策決定過程での女性の参画促進など、あらゆる分野での男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援、雇用機会の均等など男女が働きやすい環境づくりを目指します。

現況と課題

少子高齢化の進展、社会経済の低迷、失業者や非正規労働者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、女性と男性が、互いに認め合い、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

我が国においては、「男女雇用機会均等法」（昭和 60 年）や「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年）など、男女共同参画社会の形成に向けた法律や制度の整備を進めてきました。茨城県においても、「茨城県男女共同参画推進条例」（平成 13 年）の制定や「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」（平成 14 年）「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年）の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組んでいるところです。

男女共同参画社会実現に向けた法律や制度は整備されましたが、女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っており、DV（ドメスティックバイオレンス）被害をはじめ、就労環境や出産、子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。社会制度・慣行の見直しや多様な生き方への配慮など、市民の意識啓発は十分進んでいるとは言い難く、より一層の意識づくりや環境づくりが求められているところです。

そのため、引き続き、平成 22 年 3 月に策定された「小美玉市男女共同参画推進計画」（いそとりどりパレットプラン）に基づいた総合的な施策の推進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に展開していく必要があります。

施策の目標

■審議会等委員への女性登用の割合

審議会等委員への女性登用の割合

■男女の平等が実現していると思う市民の割合

職場、教育現場、地域、家庭で男女平等が実現していると感じている市民の割合

現況(H24)		目標年次
24%	▶	35%
現況(H24)		目標年次
71% (平成23年度)	▶	80%

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 男女の人権が尊重される体制づくり《1501》

- ①「市男女共同参画推進計画」に基づき、行政運営の政策・方針決定の場にさらに女性が参画できるように、審議会などにおける女性の積極的な登用や、情報提供・人材育成を図ります。
- ②男女共同参画や女性問題に関する相談窓口の充実整備を図ります。

2. 啓発活動の推進《1502》

- ①男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発を推進するとともに、あらゆる差別の解消に向けた啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。
- ②男女共同参画活動の充実、農業・自営業者への意識啓発など、家庭や地域、学校などで男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進します。

3. 社会参加の促進《1503》

- ①仕事と家庭の両立支援のため、子育て、介護環境の整備・充実を図ります。
- ②男女の雇用における平等を実現するため男女雇用機会均等法の周知などの取り組みを実施します。

第2章

未来を拓く快適・便利なまち

1. 計画的土地利用の推進

1. 適正な土地利用の推進
2. 地域特性を生かした土地利用の推進
3. 土地情報の管理・充実

2. 道路体系の充実

1. 広域幹線道路の整備促進
2. 市内道路ネットワークの充実
3. 身近な道路環境の充実

3. 公共交通の充実

1. 交通結節点の利便性の向上
2. 広域交通の充実
3. 身近な公共交通システムの充実

4. 上水道の整備

1. 安全でおいしい水の安定供給
2. 水道事業の健全経営

5. 下水道の整備

1. 公共下水道事業の推進
2. 農業集落排水事業の推進
3. 浄化槽市町村整備推進事業の推進
4. 下水道施設の適切な維持管理
5. 水洗化の促進

6. 住環境・景観の保全と整備

1. 良好な住環境の形成
2. 霊園・墓地の適正な管理運営
3. 地域特性を生かした景観の創造

7. 公園・緑地・水辺の整備

1. 計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全
2. 拠点となる公園の整備・活用
3. 公園の適切な管理

第 1 節 計画的土地利用の推進

基本方針

「市都市計画マスタープラン」に基づき、優良な農地や良好な自然環境の保全に努めるとともに、地域特性を生かした土地利用を推進します。

現況と課題

本市は、全域が非線引き（市街化区域及び市街化調整区域を定めない）都市計画区域となっており、羽鳥・小川地域を中心に用途地域が指定されています。

都市計画法により乱開発の防止と計画的な開発の誘導により、地域の特性を生かしたまちづくりを目指して土地利用を進めていますが、用途地域以外の地域では、農地や林地などに住居系・工業系の開発の混住化がみられる一方、市街地の空洞化、商業施設や住宅の郊外立地など社会経済情勢を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

市の一体性の確保に向けた、道路整備が進められていることから、それらを踏まえた総合的な土地利用を図っていくことが重要となっています。

また、「市農業振興地域整備計画」に基づく、農用地区域の指定により優良農地の確保に努めていますが、広域交通体系の整備に伴い農用地などからの転換が増大する無秩序な開発などを抑制し、土地利用の混在が生じないよう適切な規制・誘導と適正な土地情報の管理が必要となっています。

農用地や平地林などの自然的土地利用については、豊かな自然環境を健全に維持していくとともに、基幹産業である農業を維持し活性化する基盤として、バランスある自然的資源の保全と活用を図る必要があります。一方、住居系の用途や工業系の用途、商業業務系の用途などに利用されている都市的土地利用については、既存の市街地や交通結節点、道路ネットワークなどを踏まえた効果的な土地利用を図る必要があります。

本市では、これらの社会情勢の変化に対応し、また、一体的な都市を形成するため、平成 22 年 3 月に都市計画の指針となる「市都市計画マスタープラン」を策定し、計画的な都市づくりを進めています。今後は、この方針に基づきながら、自然的土地利用と都市的土地利用とのバランスに配慮しつつ、一体的かつ計画的な調和のとれた土地利用を図る必要があります。

個別施策

1. 適正な土地利用の推進《2101》

- ①土地利用関係計画の総合的な調整を図るとともに、無秩序な開発行為の未然防止と土地利用の適正な誘導に努めます。
- ②まちづくりの総合的な指針である「市都市計画マスタープラン」に基づき、一体的・計画的な調和のとれた土地利用を推進します。
- ③優良な農用地を確保するため、「市農業振興地域整備計画」の適正な運用を図っていくとともに、計画の見直しにあたっては経済情勢などの変化を勘案し、他の土地利用計画との整合性を図ります。

2. 地域特性を生かした土地利用の推進《2102》

- ①「市都市計画マスタープラン」に基づき、都市施設の適正な配置や、茨城空港周辺などにおける土地利用の規制・誘導に努め、地域の特性を生かした土地利用を推進します。

3. 土地情報の管理・充実《2103》

- ①計画的な土地利用の推進や行政の効率化を図るため、地籍調査など土地情報の管理・充実に努めます。
- ②都市計画基本図の電子データ化を推進するとともに、都市計画支援システムの活用により、情報の効率的な運用に努めます。

第2節 道路体系の充実

基本方針

広域及び市内地域間の交流と連携を強化するため、広域幹線道路と市内幹線道路の良好な道路ネットワークの構築を目指すとともに、交通弱者に配慮した安全快適な道路環境の整備に努めます。

現況と課題

本市の幹線道路網は、常磐自動車道、国道6号、国道355号をはじめ、主要地方道4路線、一般県道7路線が基軸となっており、広域及び市内地域間の連携・交流を支える重要な役割を担っています。

また、茨城空港へのアクセス機能の強化のため、石岡小美玉スマートICの開通をはじめ、東関東自動車道水戸線や常磐自動車道から空港への連絡道路となる県道上吉影岩間線バイパスの整備など、本市の骨格的な道路網の形成に向けた各種道路等の整備が進められているところです。

こうした道路網の整備は、地域の開発と経済の発展や、関係する地域住民の生活利便性を高める効果が期待されます。しかし、一方で交通量の変化に伴う市民生活への影響も考えられるため、市道路整備指針に基づき、計画的かつ効果的な道路整備を実施していくとともに、沿線住民の快適な生活や、歩行者の安全を確保する必要があります。

そのため、市内の主要な拠点を結ぶ道路ネットワークを強化する市幹線道路や、市民生活に欠かせない生活道路の整備を計画的に進めていく必要があります。

さらに、子どもや高齢者をはじめ、すべての方に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、多様な機能を十分に発揮させる道路づくりに取り組みながら、維持管理に努める必要があります。

施策の目標

■道路改良率

道路実延長に対する改良率の向上を目指す。

■道路舗装率

道路実延長に対する舗装率の向上を目指す。

現況(H24)	—	▶	目標年次
			38%
現況(H24)	—	▶	目標年次
			58%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 広域幹線道路の整備促進《2201》

重点施策（テーマ2）

- ①茨城空港へのアクセス機能を強化し、周辺都市との連携や、広域的な主要幹線道路網を形成するため、国道・県道の整備促進を図ります。

2. 市内道路ネットワークの充実《2202》

重点施策（テーマ2）

- ①市内幹線道路などのネットワークの充実を図るため、国や県の計画や市都市計画マスタープランなどの計画に基づき、計画的な道路整備に努め、整備にあたっては、重点化、効率化によりコスト縮減を図ります。
- ②生活道路については、各地区からの要望等を踏まえ、緊急性や必要性を検討し、安全で快適な生活環境の向上を図るため、道路改良や交差点の改良を実施します。

3. 身近な道路環境の充実《2203》

重点施策（テーマ3）

- ①子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に利用できる歩道整備のバリアフリー化を推進します。

重点施策（テーマ1）

- ②地域の住民と協力しながら定期的なパトロールを行うなど、安全な維持管理に努めます。
- ③各地区からの要望等を踏まえ、緊急性や必要性を検討し、地権者や関係機関の協力を得ながら維持補修に努めます。

第3節 公共交通の充実

基本方針

鉄道の利便性向上やバス路線の維持に努めるとともに、本市にあった公共交通の導入を検討し、誰もが快適に利用できる公共交通網の整備を推進します。

現況と課題

本市における公共交通は、JR常磐線と路線バス及び平成21年度に開港した空路、茨城空港があります。

JR羽鳥駅における平成23年の1日平均乗車人員は約2,230人ですが、本市は東京都心などへの通勤圏内であり、市民、さらには茨城空港利用者の利便性の向上を図るため、JR常磐線運行の充実・強化などとともに、JR羽鳥駅の高齢者に対応したバリアフリー化など駅舎機能や駅前広場の充実が求められています。

今後は、本市の鉄道の玄関口であるJR羽鳥駅の橋上化とバリアフリーに対応した自由通路や駅前広場の一体的再整備により、鉄道とバスの結節機能の強化を図るなど、交通弱者を含むすべての人に配慮した施設整備が必要です。

平成22年8月から運行開始されたかしてつバスを含め、現在市内では2社9路線のバスが運行されていますが、JR羽鳥駅や庁舎などの公共施設に連絡する路線はありません。車社会の進展に伴う利用者の減少により、バス運行本数の確保や、路線の維持・存続が課題であり、茨城空港との連絡強化や、集落の分散、高齢化などを見据えて、身近な交通手段である路線バスの維持に努めるとともに、効果的かつ効率的な新たな交通システムの導入を図る必要があります。

施策の目標

■公共交通に対する市民の満足度

新たな公共交通システムの導入などにより、公共交通に対する市民の満足度の向上を目指す。

■羽鳥駅の乗車人員（1日平均）

茨城空港の開港などにより羽鳥駅の乗車人員の増加を目指す。

現況(H24)	目標年次
—	50%
現況(H24)	目標年次
2,230人/日 (平成23年度)	2,500人/日

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 交通結節点の利便性の向上《2301》

- ①鉄道利用者に配慮した施設機能の充実と公共交通の連絡強化を図るため、JR羽鳥駅の橋上化・自由通路と駅前広場の一体的整備を推進します。
- ②かしてつバスなどのバス路線の結節点である旧鹿島鉄道の常陸小川駅跡地を整備し、公共交通に対する利用者の快適性や利便性を高め、利用促進を図ります。
- ③パークアンドライドなど利用者に配慮した、利便性の高い公共交通結節点の充実に努めます。

2. 広域交通の充実《2302》

重点施策（テーマ2）

- ①茨城県と連携のもと茨城空港から発着する就航路線の拡充を促進します。
- ②市民や来訪者の鉄道の利便性向上を図るため、運転本数の増便や特急列車の羽鳥駅停車など、関係機関へ要望していきます。

重点施策（テーマ2）

- ③JR 羽鳥駅から空港までの交通アクセスを確保するほか、高速バス停留所の設置促進など、広域交通の利便性向上に努めます。

3. 身近な公共交通システムの充実《2303》

重点施策（テーマ2）

- ①路線バスの維持確保に努めるほか、多様化した市民ニーズに即した総合的な公共交通システムの構築を図ります。

第4節 上水道の整備

基本方針

安全・安心なおいしい水の安定的な供給を行うため、効率的な事業運営による水道事業の経営の健全化を図るとともに、適切な施設の維持管理に努めます。

現況と課題

水道事業は、飲料水の供給を通じ健康で文化的な日常生活や社会経済活動を支える基盤として重要な役割を果たしています。

小美玉市の水道事業は、平成18年3月の合併時には「小川地区水道事業」「美野里地区水道事業」の2事業体により運営されていました。水道料金の統一と事業効率化を図るため、平成21年1月から小川地区・美野里地区の水道料金を統一し、平成21年度から事業統合による「小美玉市水道事業」としてスタートしました。また、玉里地区については、引き続き一部事務組合の湖北水道企業団に加入しています。

平成23年3月11日の東日本大震災では、浄水場施設等への重大な被害はなかったものの、老朽配水管や各家庭への給水管にかなりの被害が発生しました。近い将来には首都直下型地震の発生も予測され、また、水道事業創設から30年以上が経過していることから、平時はもちろんのこと、災害時においても安全で安定的な水道水を供給できるように、今後も、適正な維持管理による施設の延命化を図りながら、浄水場施設等の更新、老朽管の更新等、財政状況も考慮した計画的な施設整備が重要な課題となっています。

さらに、経営の健全化のためには、企業債残高の増大、水道料金収入が減少傾向にあるという状況の中、更なる料金収納率の向上、事務の効率化に努め、将来的な水道料金の改定も視野に入れながら、安定した経営を目指す必要があります。

施策の目標

■有収率

給水量のうち料金収入になど収益につながった水量の割合を表す比率（有収率）の向上を目指す。

■老朽配水管改修率

整備済みの配水管のうち、老朽化し布設替えが望ましい配水管の改修率向上を目指す。

現況(H24)		目標年次
83% (平成23年度)	▶	89%
現況(H24)		目標年次
62.9% (平成23年度)	▶	75%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 安全でおいしい水の安定供給《2401》

- ①老朽配水管の更新を計画的に推進し、有収率の向上を目指します。
- ②水需要に対応した安定供給を行うため、浄水場施設等の計画的な更新及び維持管理の強化を図ります。

重点施策（テーマ3）

- ③災害時においても、安定的に供給できる給配水施設の耐震化や機能強化に努めます。
- ④玉里地区については、湖北水道企業団との連携強化に努めます。

2. 水道事業の健全経営《2402》

- ①水道料金収納率の向上、事務の効率化に努め、水道事業の安定経営を図ります。

第5節 下水道の整備

基本方針

公共用水域への汚濁負荷を削減し、すべての市民が、快適で衛生的な生活ができる環境づくりを目指します。

現況と課題

生活排水対策事業は、市民の快適で衛生的な生活環境の創造と公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たしておりますが、本市の生活排水処理率は62.9%（平成24年現在）にとどまっており、今後も一層の整備が求められています。

公共下水道事業は、昭和63年に事業に着手して以来、順調に整備が進んでいるものの、平成23年度末での普及率は37.2%と茨城県平均の57.9%を大きく下回り、県内44市町村中29位となっており、今後とも未整備地区の早期整備により普及率の向上を図る必要があります。また、平成23年度末で約207kmの污水管と2カ所のポンプ場を整備していますが、施設の一部は建設後約25年を迎え老朽化が進んでいることから、これらの施設の延命化や耐震化等の機能向上を図るため、的確な措置を講じていく必要があります。

農業集落排水事業は、計画地区9地区のうち3地区の整備が完了し、平成24年度末には4地区目として巴中部第1期地区工事が完了し、平成25年度から供用開始すると同時に、巴中部第2期地区の整備を計画的に実施してまいります。また、未着手地区における早期の事業化を推進してまいります。

また、浄化槽設置事業については、下水道認可区域及び農業集落排水事業実施区域以外の区域を対象に、浄化槽市町村整備推進事業を引き続き実施し、集合処理が困難な地区の生活排水対策を推進していく必要があります。

施策の目標

■公共下水道普及率

下水道普及率の向上を目指す。（普及率＝処理人口／行政人口）

■農業集落排水事業整備率

巴中部第2期地区における農業集落排水事業の実施により、整備率の向上を目指す。（整備率＝事業実績／全体事業費）*H24年実績値は巴中部第1期地区の整備率

■市設置型浄化槽設置数

市設置型浄化槽について、毎年30基の設置を目指す。

現況(H24)		目標年次
37%	▶	48%
現況(H24)		目標年次
94.3% (平成23年度)	▶	100%
現況(H24)		目標年次
146基	▶	296基

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 公共下水道事業の推進《2501》

①事業計画に基づき公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。

2. 農業集落排水事業の推進《2502》

①計画地区9地区のうち未着手地区の早期採択を目指します。

②公共下水道事業や浄化槽市町村整備推進事業との整合を図り、より効率的な事業が展開できるよう整備計画の策定を行います。

3. 浄化槽市町村整備推進事業の推進《2503》

①下水道事業認可計画区域及び、農業集落排水事業実施区域以外の区域の、集合処理が困難な地区の生活排水対策を推進します。

4. 下水道施設の適切な維持管理《2504》

①長寿命化計画の策定をとおして、施設の状況を的確に把握し、計画的な補修及び機能の強化を図り、施設の効率的かつ適正な維持管理に努めます。

5. 水洗化の促進《2505》

①接続指導やPR活動を行い、公共下水道事業及び農業集落排水施設の処理区域内における水洗化の促進を図ります。

第6節 住環境・景観の保全と整備

基本方針

住宅の供給に際しては、田園環境と調和のとれた安全で暮らしやすい住宅地づくりを促進するとともに、市営住宅の適切な維持・管理と高齢者社会に対応した住宅施策を促進します。霊園については、その管理・運営方法の検討や墓地の計画的な拡大を進めます。景観形成については、総合的かつ計画的な景観施策の展開を推進します。

現況と課題

◆住環境

新たな定住人口の受け皿となる住宅は、時代のニーズを踏まえ、生活利便性だけでなく、ライフスタイルの変化や防犯や防災等といった安全・安心な環境への配慮など様々な要素を勘案して、住宅施策を展開していく必要があります。本市では、茨城空港の開港や空港関連道路の整備など、広域的な交通ネットワークの充実が図られてきたことから、新たな住宅地の需要が発生することも予想されます。今後、これらの住宅地ニーズを戦略的にとらえていくとともに、高度情報化社会に対応する情報インフラの整備や、低炭素社会に対応する太陽光発電などのエコ対策に配慮した、民間活力の適切な誘導方策が必要です。また、高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者がいきいきと生活できる住宅づくりを推進することが課題になります。市営住宅においては、既に建替えが済んだハトリ第2団地、雷神前住宅、大塚団地、大黒団地の4団地は、住宅困窮者に良好な住環境を提供しています。しかしながら、昭和41年から51年までに建設した市営住宅については、耐用年数の経過に伴い老朽化が著しくなっています。

◆墓地

核家族化の進展に伴い墓地需要が増加しており、居住地の近隣地に墓地を求める傾向があります。市が管理する唯一の市営美野里霊園は、平成26年度までに全1,687区画のすべてが利用される見通しです。今後は、現有施設の適正な管理とともに墓地の造成を行うなど将来の墓地需要への対応が求められています。

◆景観

本市では、緑豊かな道路空間の整備や花づくり事業など、景観に配慮した環境整備を進めており、市民主体による景観づくりの活動も盛んに行われております。一方で、良好な景観を損ねる屋外広告物やごみのポイ捨て、不法投棄などのマナー違反や不正行為による景観を阻害する事態も後を絶たない状況です。こうした景観に悪影響を及ぼす行為への対策として関連する制度との連携や手法を活用しながら、市民との協働による景観づくりの取り組みを一層促進し、自然と調和した環境づくりに努める必要があります。また、真の豊かさやゆとりが求められている中で、霞ヶ浦などの水と緑に育まれた豊かな自然環境の保全など、今まで以上に個性ある美しいまちなみづくりや、環境と調和したうるおいのある快適なまちづくりが求められています。さらに、茨城空港の開港に伴い来訪者の増大が予想されることから、関連施設周辺や幹線道路沿道などにおける総合的で一体的な景観施策の展開が重要となります。

1. 良好な住環境の形成《2601》

- ①「市住生活基本計画」を策定し、民間活力の適切な誘導を図るなど、良好な住宅地の供給に努めます。
- ②市営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が深刻な市営住宅については、状況に応じて、改修や廃止を検討します。
- ③高齢者がいきいきと生活できるように、住宅のバリアフリー化の啓発・普及を促進します。
- ④高度情報化社会や低炭素社会への対応として、情報インフラ（基盤）の整備・充実や、省エネ対策や新エネルギーの導入支援についても検討します。

2. 霊園・墓地の適正な管理運営《2602》

- ①「市営美野里霊園」の美化管理の徹底と効率的な運営に努めるとともに、墓地需要の動向に鑑み、計画的な造成を推進します。

3. 地域特性を生かした景観の創造《2603》

- ①歴史を感じさせる、風格をつくる、すっきりさせるなど都市景観の形成を目指し、「県景観形成条例」を遵守し適切な指導を行うとともに、「県屋外広告条例」に基づく規制・誘導を図ります。
- ②花いっぱい運動や環境美化活動など市民の主体的な取り組みにより自然と調和した景観づくりを推進します。

第7節 公園・緑地・水辺の整備

基本方針

計画的な公園・緑地・水辺の保全・配置・整備を推進し、市民や来訪者が気軽に集い、憩える賑わいのある交流空間の形成を図ります。

現況と課題

公園・緑地は、児童・青少年にとって健全な活動の場所であるとともに、住民一人ひとりにとって憩いの場所としても親しまれています。また、災害時の避難場所にもなり得るなど、良好な都市環境を形成していく上で、非常に重要な役割を担っています。

本市には、5カ所の都市公園が配置されており、また、その他の公園・緑地・各種の広場も点在し、様々な住民活動に利用されています。

しかしながら、人口が集中する市街地での施設整備率が低いことから、今後も引き続き良好な自然資源の保全を考慮しつつ、都市公園並びに緑地広場などの整備を進めることが必要です。また、既存の施設についても遊戯施設の定期的な点検・修繕を実施し、利用者の安全確保を図る必要があります。

現在、茨城空港の隣接地で、良好な自然環境を保全・再生した環境保全型緑地の整備が進められています。

また、本市の南側には水郷筑波国定公園に位置付けられた霞ヶ浦が広がっているほか、市内には園部川や巴川などの河川や、池花池や遠州池などの多くの池が点在し、身近な水辺空間として市民に親しまれています。特に霞ヶ浦は、年間を通じて地元住民をはじめ、他県からも多くの人々が来訪していますが、受け入れる施設や体制が十分でないことや、利用者のマナーの欠如が問題となっています。

台地上に広がる平地林や、霞ヶ浦や河川流域から眺望できる斜面林、緑地環境保全地域に指定されている下馬場地区、大宮地区の歴史的資産である社寺林などの樹林地は、水辺空間とあいまって良好な自然環境を形成しています。

これらの自然環境は、動植物の貴重な生息域であるとともに、環境への負荷の軽減や良好な自然環境の構成要素として、さらにはレクリエーションの場として重要な役割を果たしていることから、その保全と有効な活用が課題です。

施策の目標

■市民一人あたりの都市公園面積

公園面積の拡大を目指す。（空港公園を含む）

現況(H24)

3.60 m²/1人
(平成23年度)

目標年次

6.35 m²/1人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

1. 計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全《2701》

重点施策（テーマ3）

- ①地域住民に親しまれ、防災機能を備えた公園緑地の整備に努めるとともに、霞ヶ浦や河川流域の水辺や平地林などの自然環境の保全・整備に努めます。
- ②新たな公園整備については、社会経済情勢の動向や市民の要望などを踏まえつつ、効率的・効果的な整備手法を検討します。
- ③市民に親しまれる身近な水辺空間の環境整備を検討します。

2. 拠点となる公園の整備・活用《2702》

重点施策（テーマ2）

- ①霞ヶ浦沿岸地域交流施設整備計画などに基づき、住民の意見や利用者動向を踏まえつつ、実施計画を策定し、整備推進を図ります。
- ②空港公園については、県及び関係機関への整備促進を図るほか、全国各地からの航空旅客や市民が集い憩う賑わいのある公園となるよう、市民や関係自治体との協働・連携のもと各種イベントを実施します。

3. 公園の適切な管理《2703》

- ①個々の公園に応じた適切な管理を進めるため、各公園の性格に基づく管理形態を明確にし、地区管理助成制度を活用し住民参加による公園管理を促進します。
- ②市民が安心して利用できるよう、公園施設の安全管理の徹底に努めます。

第3章

うるおいのある安全・安心なまち

1. 自然・地球環境の保全

1. 地球温暖化対策
2. 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策
3. 環境保全活動の推進
4. 公害対策
5. 新エネルギーの推進
6. 動物愛護の推進

2. 循環型社会の形成

1. ごみの減量化の推進
2. リサイクルの推進
3. 不法投棄の防止対策

3. 基地対策の充実

1. 障害防止対策の充実
2. 百里基地周辺地域振興・環境整備

4. 防災対策の充実

1. 防災体制の強化
2. 自主防災の強化
3. 総合的な危機管理体制の充実

5. 消防・救急体制の充実

1. 消防力の強化
2. 火災予防対策の推進
3. 救急救助体制の強化
4. 市民の救急対応能力の向上

6. 交通安全対策の充実

1. 交通安全運動の推進
2. 交通事故被災者への支援・相談の充実
3. 交通安全施設の充実

7. 生活安全対策の充実

1. 地域防犯体制の確立
2. 消費生活の安全の確保

第1節 自然・地球環境の保全

基本方針

かけがえのない自然環境を次代に継承するため、「市地球温暖化防止実行計画」に基づいた地球温暖化対策や、新エネルギーの活用について取り組みます。また、市民・事業者と協力して、霞ヶ浦や河川の浄化対策及び公害対策を推進します。

現況と課題

地球温暖化は、地球全体の気候に影響を与えるだけでなく、生態系にも大きく影響すると予想されています。さらに、それらの自然環境の変化が人間社会へも大きな影響を及ぼすと考えられ、極めて深刻な事態を招いていることから早急な対策が求められています。

産業型の公害による影響については、各種の規制や事業者の努力などにより改善が見られるものの、生活様式の多様化による水質汚濁や、自動車排出ガスによる大気汚染など、市民生活そのものに起因する都市・生活型公害が発生しており、環境に大きな影響を与えています。

このような状況の中、本市においても、地球温暖化防止対策として、環境教育を推進し、環境の保全についての市民一人ひとりの意欲を高めていくことが求められています。

霞ヶ浦浄化・水質汚染に対しては、公共下水道の整備や事業用排水の排出規制など、県と流域市町村の連携により進めてきましたが、平成22年度の霞ヶ浦のCODは8.2mg/lと昭和40年代前半の5mg/lにはまだまだ及ばないのが現状です。今後も引き続き、関係機関との連携による生活排水対策や市民意識の啓発など水質浄化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、騒音・振動などについても、市民の生活環境の維持・向上を図るため、適切に対処していく必要があります。

さらに、平成23年3月の東日本大震災に伴ない発生した福島第一発電所の事故による本市の放射能対策についても、教育施設のほか、市内各施設における環境放射線モニター測定や、水道水、農作物などへの放射線影響に関する測定を継続的に行い、市民への公表を行っています。

また、環境負荷を極力少なくし、持続的にエネルギーの供給が可能となるように、太陽光エネルギーなど新エネルギーの普及・啓発も進めていくことが必要です。

一方、飼い主の飼育放棄による愛玩動物の野生化や、散歩時のマナーなども問題が拡大しつつあり、思わぬ事故につながりかねないだけでなく、自然生態系の破壊へ発展する場合があります。

施策の目標

■巴川・恋瀬川，わくわく探検隊の参加者数

霞ヶ浦環境問題に対する市民の意識啓発を図るため、霞ヶ浦環境科学センターが実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊及び小美玉わくわく探検隊に多くの市民の参加を募る。

■園部川のBOD値（1ℓあたり）

巴川のBOD値（1ℓあたり）

環境保全活動などの推進により、園部川，巴川のBOD値の低減を目指す。

現況(H24)		目標年次
120人	▶	500人
現況(H24)		目標年次
1.8 mg/ℓ 1.3 mg/ℓ (平成23年度)	▶	1.5 mg/ℓ 1.2 mg/ℓ

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 地球温暖化対策《3101》

- ①「小美玉市地球温暖化対策実行計画」に基づき、率先して庁内で取り組みながら、市全体で温室効果ガス発生抑制に向けた啓発を行います。

2. 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策《3102》

- ①茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めます。
- ②水質監視員による霞ヶ浦・流域河川の監視活動を実施するとともに、霞ヶ浦流域市町村との連携を図り、広域的な水質浄化の取り組みを推進します。
- ③霞ヶ浦流域市町村と連携して、放射能対策や水質対策など霞ヶ浦の環境保全に対する、国や県による各種事業の継続実施を促進します。

3. 環境保全活動の推進《3103》

- ①学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマとした講座・教室など、環境教育を推進します。
- ②環境保全に関する指導者を育成するとともに、環境保全に関する情報の提供に努めます。
- ③霞ヶ浦清掃大作戦など、霞ヶ浦浄化に向けた活動を推進するとともに、霞ヶ浦環境科学センターで実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊への参加促進を図ります。

4. 公害対策《3104》

- ①公害防止協定を締結している事業所への立ち入り調査を実施するとともに、その他の事業所についても公害防止協定の締結を促進していきます。
- ②大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音，振動，悪臭，地盤沈下などの公害については、市民からの情報に基づいて適切に対処します。

重点施策（テーマ3）

- ③福島第一原子力発電所の事故以降、本市の放射線量について市内各施設における放射線量率の測定や、食品等の放射性物質の検査等を行い、市民への情報提供を進めながら、国・県等と連携しながら、市民の被ばく線量の低減化に取り組みます。

5. 新エネルギーの推進《3105》

重点施策（テーマ3）

- ①太陽光エネルギーなど新エネルギーの活用に対して、率先して市が取り組むとともに、市民や事業者への普及・啓発に努めます。

6. 動物愛護の推進《3106》

- ①県動物指導センターや広報，パンフレット，看板掲示等あらゆる機会を通じて、飼い主に愛玩動物の飼育責任や適正な管理，散歩時のマナーなどを啓発します。

第2節 循環型社会の形成

基本方針

環境負荷の少ない、将来にわたって持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、市民のリサイクル意識の啓発を図り、ごみの減量化、資源化の促進、分別収集を推進します。また、ごみの不法投棄などを防止するため、監視体制の強化に努めます。

現況と課題

20世紀のような大量生産・大量消費・大量廃棄は環境負荷が高く、地球の限りある資源を浪費するものであるという反省から、平成12年「循環型社会基本法」が制定され、ライフスタイルや経済活動の見直しによる、将来にわたって持続可能な循環型社会への転換が図られてきました。

廃棄物・リサイクル政策の分野では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル））を通じて、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の構築に取り組んでいます。本市においても、ごみ処理における一部ごみの有料化、ペットボトルや古紙などのリサイクルが進められていますが、小川、玉里地区と美野里地区は処理施設が異なる関係から、個別の収集体制となっています。

処理施設の機能強化や耐用年数などからの課題もありますが、一体性を確保するためにも、今後はごみ処理施設の広域化を検討していく必要があります。

また、市民レベルのリサイクルへの取り組みについては、本市のリサイクル活動の理念として「もったいない」をキーワードとして、家庭や学校、地域活動の中で進められています。

不法投棄については、不法投棄が多発する地区への監視カメラの設置や不法投棄監視員による巡回監視が行われていますが、特に悪質な建築資材などの産業廃棄物の投棄が増加する傾向にあることから、監視・通報体制を強化する必要があります。

施策の目標

■ごみの排出量（年間）（市民一人あたり）

年間ごみ排出量の削減を目指す。

現況(H24)

288 kg/年・人
(平成22年度)

目標年次

280 kg/年・人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. ごみの減量化の推進《3201》

- ①ごみ処理施策の一体性を確保するため、ごみ処理の広域化を検討します。
- ②生ごみの減量化と堆肥化を図るための市民の取り組みを支援します。
- ③マイバック、ふるしきなどによるレジ袋の削減を継続しながら、不要品の再利用などについての啓発に努め、家庭から排出されるごみの削減を促進します。

2. リサイクルの推進《3202》

- ①市独自のリサイクル運動の理念を「もったいない」とし、市民協働による「もったいない小美玉運動」を推進します。
- ②リサイクル運動を全市的に推進していくため、フリーマーケットなど市民による環境イベントなどを支援します。

3. 不法投棄の防止対策《3203》

- ①不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの活用や、不法投棄監視員による巡回監視の強化に努めます。
- ②不法投棄の早期解決を図るため、指導・処分・取締りの徹底を関係機関に要請します。
- ③市民や市内事業者に対して、クリーン作戦の実施や不法投棄看板の配布などを通じて、廃棄物の不法投棄防止についての啓発に努めます。

第3節 基地対策の充実

基本方針

防衛施設との共存を目指し、基地周辺の生活環境の整備や民生安定の向上に努めます。

現況と課題

航空自衛隊百里基地は首都圏防衛の重要な基地であり、第7航空団及び偵察航空隊などが配備されています。

基地は広大な面積を占有しているだけでなく、航空機の訓練による飛行騒音など、航空防衛施設特有の不利益や障害を周辺地域に与えています。

本市では、これまで航空機の騒音による被害を軽減するため、住宅の防音工事を促進するとともに、基地周辺住民の生活環境の整備や民生安定の向上などに積極的に取り組んできました。

本来、基地の安定使用に資するための施策は、基本的には国の責任において処理すべきものですが、基地と共存した地域づくりを進めていくためには、基地の存在が周辺住民の生活や本市の土地利用などに与えている影響の実態を的確に把握し、それを是正するための対策を図っていく必要があります。

本市においても、引き続き基地周辺の生活環境の向上や民生安定事業などの充実を図るとともに、基地周辺地域振興策のより一層の充実を目指した取り組みを進めていく必要があります。

今後は、現在設置されている騒音測定器で測定できる区域外を飛行する航空機の騒音を把握するために騒音測定器の増設を図るとともに、国が取得した移転措置事業による未利用地(緑地)について、地域振興に資するよう有効的な土地利用を図っていくことが必要です。

施策の目標

■騒音測定器の増設

騒音の実態をより正確に把握するため、関係機関に要請し、騒音測定装置の増設を目指す。

現況(H24)	目標年次
2箇所	10箇所

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 障害防止対策の充実《3301》

- ①百里基地から離発着する航空機の騒音などによる障害を軽減するため、実態に即した対象区域の拡大や内容の拡充などに努めます。

2. 百里基地周辺地域振興・環境整備《3302》

- ①周辺地域の生活環境の向上を図るため地域振興策の充実に努めます。
- ②移転措置事業により国が取得した未利用地（緑地）については、公益性等を勘案しつつ、有効利用を検討します。

第4節 防災対策の充実

基本方針

市民の安全・安心を確保するため、「市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。また、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るとともに「市国民保護計画」に基づき、総合的な危機管理体制の構築を目指します。

現況と課題

地震、集中豪雨などの多発する自然災害に対して、地域が一体となった防災への取り組みが求められている中、本市においても「地域防災計画」を基本とした、個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティなどによる共助、行政による公助が相互補完した防災体制を確立し、減災社会の実現を目指して取り組んでいるところです。

市民の安全・安心を確保するためには、防災行政無線など情報伝達手段の充実、自主防災組織の育成、市民参加の防災訓練の実施や災害時における避難場所の周知徹底など、災害予防体制を確立するとともに、災害発生時には地域との連携による避難・救出・救護などの初期活動による災害の軽減を図っていく必要があります。また、高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援が必要な人が、災害時に安全に避難できるよう、自主防災組織と行政の連携により災害時要援護者（災害弱者）対策を講じる必要があります。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、近隣市町に比べて本市は比較的被害が少なかったとはいえ、道路の破損や屋根瓦の倒壊などの被害が市内のあちこちで数多く発生し、この際にも地域のコミュニティが有効に機能したとされています。

政府の地震調査委員会においては南関東で今後30年以内に70%の確率で地震規模M7程度、震度6程度の地震が発生すると予想されているため、地域活動の育成、防災活動拠点の設置の検討、周辺市町との広域防災による取り組みの検討や人的災害対策の更なる充実が求められています。

また、「市地域防災計画」では、市庁舎をはじめとする公共施設は、災害時の対策拠点または緊急避難場所となっていますが、昭和56年以前の建築基準で設計されている施設もあり、耐震性が十分ではないため、今後発生が予想される地震に対応できるよう公共施設などの耐震化を図る必要があります。

施策の目標

■公共施設の耐震化率

公共施設の耐震化率の向上を目指す。（改正耐震改修促進法に基づく国土交通大臣の基本方針 学校：74棟 耐震済：33棟 その他：12施設 耐震済：8施設）

■市民参加型の防災訓練回数

市民参加型の実践的な訓練を年1回以上実施することを目指す。

現況(H24)		目標年次
66% (平成23年度)	▶	90%
現況(H24)		目標年次
1回	▶	年1回以上 実施

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 防災体制の強化《3401》

①緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達を図るため、戸別受信機の設置を推進するとともに、聞き取りやすい防災行政無線など施設の充実に努めます。

重点施策（テーマ3）

②災害時の被害拡大の抑止を図るため、防災対策の基本情報となる、防災ハザードマップの見直しを進めるとともに、危険箇所や避難場所などの内容についての周知に努め、市民への浸透を図ります。

重点施策（テーマ3）

③国、県、関係機関との広域的な防災体制の充実・強化に努めるとともに、情報提供システムの充実や的確な活用を図ります。

重点施策（テーマ3）

④実践的な総合防災訓練や防災講習会を継続的に実施するとともに、地域防災力の向上に向けた地域ごとの防災訓練と連携した防災意識の普及に努めます。

重点施策（テーマ3）

⑤災害時に対策拠点・緊急避難所となる公共施設などの耐震化を進めるとともに、避難経路の安全確保に努めます。

⑥土砂崩れなどの自然災害を未然に防止するため、県と連携を図りながら、危険箇所の点検に努めます。

⑦大規模災害発生後に集中が予想される救援物資や災害ボランティアの受入体制の整備を進めます。

重点施策（テーマ3）

⑧災害時の備えとして、食糧や災害対応機材などを保管する防災倉庫の整備を進めます。

2. 自主防災の強化《3402》

重点施策（テーマ3）

①「自分たちのまちは自分たちで守る」といった市民一人ひとりの防災意識を高め、自主防災組織の育成・支援を通じて防災コミュニティの醸成を図るとともに、地域において自主的な防災活動が行えるよう、防災訓練などを通じて助言・指導に努めます。

重点施策（テーマ3）

②災害時の要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などによる支援組織の整備と活動の促進を図ります。

重点施策（テーマ3）

③住宅の減災対策として、耐震化を促進するとともに、防災に対する意識の高揚を図るための普及・啓発に努めます。

重点施策（テーマ3）

④食糧備蓄を始めとした各家庭における平時からの災害時対応についての啓発に努めます。

3. 総合的な危機管理体制の充実《3403》

- ①「市国民保護計画」に基づき、武力攻撃などから国民の生命や財産を守る国民保護対策を推進します。
- ②危機管理意識の啓発を図るとともに、非常時対応体制の充実を図るため、総合的な危機管理体制の構築を図ります。

第5節 消防・救急体制の充実

基本方針

各種の災害に確実・迅速に対応できるよう、消防体制及び予防対策を充実し、被害の軽減を目指します。また、増加する救急需要に対応するため、救急・救助体制の確立や市民への応急手当の普及啓発により、救命体制の構築を目指します。

現況と課題

近年では、火災をはじめとした各種災害は複雑多様化・大規模化してきており、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化や、市民と行政などが連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められています。

本市では、火災をはじめ各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防施設・装備を計画的に整備するとともに、消防職員の技術・技能の向上を図っているところです。

また、消防行政に関する運営の効率化や基盤強化を図り、市民サービスを向上させるため、消防の広域化、消防救急デジタル無線・指令センターの整備に向けての取り組みが進められています。

一方、救急需要については、年々増加する傾向にあるため、救急救命士の育成と人員の確保、緊急時における救急・救助体制の充実が求められていますが、救急車が到着するまでの応急手当が生死を分けることもあることから、AED（自動体外式除細動器）などによる応急手当ができる市民を増やすための情報提供や、学習の機会拡充などの取り組みが求められています。

施策の目標

■防火診断

住宅火災の出火件数及び死傷者の低減を図るため、住宅防火診断の実施件数の増加を目指す。(累計値)

現況(H24)

110件
(932件)
(平成23年度)

目標年次

1,800件

■火災発生による死亡者数

火災による死亡者数ゼロを目指す。

現況(H24)

7人

目標年次

0人

■救急講習受講者数(AED)

自動体外除細動器を用いた救急救命講習会の参加者数の増加を目指す。

現況(H24)

3,140人
(平成23年度)

目標年次

6,000人

■AEDステーション認定

突然の心肺停止時に有効な機材であるAEDの設置事業所を、住民に広く公表するため、AEDステーション登録事業所の増加を目指す。

現況(H24)

16件

目標年次

70件

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

1. 消防力の強化《3501》

重点施策（テーマ3）

- ①火災などの発生に際し，确实，迅速な出動と適切な消防活動を行うため，消防施設や車両・資機材などの整備，防火水槽及び耐震性貯水槽並びに消火栓の増設などによる消防水利の充実に努めます。
- ②初期消火活動や事後処理などにおいて重要な役割を果たす消防団の充実強化・活性化を推進します。特に，消防団員の確保が消防力の向上につながることから，団員確保を積極的に促進します。

2. 火災予防対策の推進《3502》

- ①住宅火災の出火件数及び死傷者を低減するため，自治組織との連携を図り，防火診断，防火教室及び防災フェアなどを開催し，火災予防知識の普及を積極的に推進します。
- ②事業所などからの災害を防止するため，防火対象物の消防用設備などの是正及び防火管理者，危険物取扱者（危険物施設）に対する火災予防の指導に努め，災害の未然防止と軽減を図ります。

3. 救急救助体制の強化《3503》

- ①救命効果の向上を図るため，救急・救助資機材などの充実を図ります。
- ②救助活動における各隊の連携及び隊員の知識・技術の向上，さらには，医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

4. 市民の救急対応能力の向上《3504》

- ①救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう，自動体外式除細動器（AED）など応急手当の普及啓発を推進します。

第6節 交通安全対策の充実

基本方針

関係機関と連携しながら、予防対策として交通安全教育、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援の充実を図り、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロのまちを目指します。

現況と課題

自動車保有台数や運転免許所持者の増加、通過交通量の増大などにより交通安全対策の重要性はますます高まっています。また、高齢化社会を迎え、交通事故死の割合が高い高齢者を対象とした交通安全対策が重要な課題となっています。

本市における平成23年度の交通事故発生件数は192件、死亡件数は5件となっており、死亡件数は年によって変わりますが、交通事故発生件数は毎年、減少傾向にあります。

このような状況の中、本市においては、市民一人ひとりの安全意識を高めるため、季節ごとの交通安全運動期間のキャンペーンをはじめ、年齢層に応じた交通安全教育や年間を通じた各種啓発活動を実施しています。

今後は、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロを目指し、予防対策として交通安全教育や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援の充実を図る必要があります。

施策の目標

■県民交通災害加入率

交通事故による被災者の救済を図るため、県民交通災害共済の加入率の向上を目指す。

現況(H24)

5.38%
(平成23年度)

目標年次

10%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 交通安全運動の推進《3601》

- ①各季交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの安全意識を高めます。
- ②事故増加傾向にある高齢者をはじめ、年齢層に応じた交通安全教育・啓発に努めます。

2. 交通事故被災者への支援・相談の充実《3602》

- ①交通事故被災者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。

3. 交通安全施設の充実《3603》

重点施策（テーマ3）

- ①歩行者などの安全を確保するため、関係機関と協力し、横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備に努めます。

第7節 生活安全対策の充実

基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に努め、犯罪のない地域社会の実現を目指します。

また、市民が消費に関するトラブルに巻き込まれないよう、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、消費に関する情報提供など啓発活動を推進します。

現況と課題

社会構造や生活様式の多様化・複雑化などを背景として様々な犯罪の発生が見られ、地域においても、都市化の進展や核家族化などの社会環境の変化や、地域社会の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えています。中でも近年では、振り込め詐欺やインターネットによる消費者被害、一人暮らしや認知症高齢者を狙った消費者被害などが社会問題化しています。

本市においては、犯罪のない地域社会を実現するため、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めるとともに、地域と警察などの関係機関が一体となった防犯体制の充実に努め、防犯抑止機能の向上に努めていく必要があります。

特に、高齢者や若年層などは被害を受けやすいことから、想定される状況に応じて、きめ細かく対応し、消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを進めていくことが求められています。

施策の目標

■自主防犯組織数

地域における防犯力向上を図るため、自主防犯組織の増加を目指す。

現況(H24)

19 団体
(平成23年度)

目標年次

24 団体

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 地域防犯体制の確立《3701》

重点施策（テーマ3）

①関係機関との連携を図りながら、複雑、多様化する犯罪に関する最新の情報や予防策の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。

重点施策（テーマ3）

②地域や関係機関との連携を図りながら、子どもや高齢者を対象とした防犯対策を推進します。

重点施策（テーマ3）

③自警団をはじめ、コミュニティなど、地域の関係団体の防犯ネットワークを強化し、地域における自主的な防犯活動を支援します。

2. 消費生活の安全の確保《3702》

①商品の安全性や様々な消費者トラブルについて、広報や行政・消費生活関連団体などを通じて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供を行い、未然・拡大防止に努めます。

重点施策（テーマ3）

②消費者被害の巧妙化に伴い、「県消費生活センター」だけではなく、警察や弁護士と連携しながら、消費者からの被害・苦情・問い合わせなどに対し、「市消費生活センター」において、助言や情報提供を行うなど相談体制の充実を図ります。

第4章

ぬくもりにあふれる健やかなまち

1. 少子化対策の推進

1. 保育サービスの充実
2. 子育て環境の充実
3. 多様な子育て支援の充実
4. 出会いの場の創出

2. 健康づくりの推進

1. 母親の保健対策
2. 乳幼児の保健対策
3. 予防事業の推進
4. 多様な保健事業の推進
5. 食育の推進
6. 生活習慣病予防の充実
7. がん対策事業の充実

3. 地域医療の充実

1. 医療施設関係機関相互の強化
2. 救急医療体制の充実強化
3. 信頼できる医療の確保

4. 地域福祉の充実

1. 地域ケアシステムの充実
2. 地域啓発活動の推進
3. 低所得者世帯への支援
4. ひとり親家庭への支援

5. 高齢者福祉の充実

1. 生きがいづくりの推進
2. 高齢者福祉サービス事業の充実
3. 介護予防・地域包括ケアの推進
4. 介護サービスの充実

6. 障がい者福祉の充実

1. 地域における障がい者の就労支援
2. 生活支援の充実
3. 相談支援体制の充実と強化
4. 助成制度の充実

7. 社会保障の充実

1. 国民健康保険事業の安定運営
2. 特定健康診査と疾病予防
3. 介護保険制度の適正な運用
4. 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進
5. 国民年金制度の周知

第 1 節 少子化対策の推進

基本方針

地域において安心して子どもを産み育てることができる社会を目指し、市民のライフスタイルに即した保育サービスや、地域ぐるみの子育て環境の充実を推進します。また、児童虐待への対応、出会いの場の創出など、子育て支援と一体となった少子化対策を積極的に推進します。

現況と課題

国の合計特殊出生率は低下の一途をたどっており、昭和 49 年には現在の人口維持に必要な「2.08」を下回り、平成 17 年には、「1.26」にまで低下しています。平成 22 年には「1.39」に回復したものの、人口を維持するまでの回復には至っていません。

これら少子化の要因としては「晩婚化・未婚化の進展」「夫婦の出生力の低下」が指摘されており、その背景として結婚や出産に対する価値観の変化、子育ての負担感の増大、また、仕事と子育てが両立できる環境整備の遅れなどがあげられています。

少子化は社会保障負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティにおける活力低下などの経済的影響のほか、子どものコミュニケーション能力の減退や社会性の未発達・自立への影響などをもたらすとされており、大きな社会問題となっています。

このような状況を受けて、本市においても子育て支援の充実を図ってきましたが、今後は子育て支援だけでなく、産業振興による雇用の創出や新たな開発に伴う流入人口の確保などについても検討していく必要があります。さらに、国では、幼稚園と保育所を一体化する「認定こども園」を核とした『子ども・子育て新システム』を進めており、今後、これらの仕組みの拡充等を検討していることから、国・県の動向を的確に見極めながら、本市の幼児教育を進めていかななくてはなりません。

また、出会いの機会を求めている同世代の独身者に対する結婚対策も重要な課題となっています。

施策の目標

■保育所待機児童数

民間保育施設新設を含め既存施設の創設・認可定員増などにより、児童数枠の拡充を図り、待機児童ゼロを目指す。

■子育て応援企業登録数

本市の企業において、男女が子育てしやすい職場環境を実現していくため、子育て応援企業の登録者数の拡大を目指す。

■放課後児童クラブ実施箇所数（公営・民営）

各小学校区に一箇所以上の放課後児童クラブの実施を目指す。

■「市結婚相談員」による成婚組数

「市結婚相談員」の紹介などによる市民の成婚組数の増加を目指す。（累計値）

現況(H24)		目標年次
0人	▶	0人
現況(H24)		目標年次
56社 (平成23年度)	▶	75社
現況(H24)		目標年次
16箇所 (公営11・民営5)	▶	17箇所 (公営11・民営6)
現況(H24)		目標年次
3組 (平成23年度)	▶	10組

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 保育サービスの充実《4101》

- ①保育所については、民間保育補助を活用した民間での新規開所や既存保育園の増改修などにより待機児童の解消を図ります。
- ②仕事と生活の両立を支援し、安心して子育てができるよう、親の就労実態に対応した延長保育、児童を預かる一時保育や特定保育、休日保育、障がい児保育など、保育サービスの拡充を図ります。
- ③子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している2番目の3歳未満児の保育料を軽減することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

2. 子育て環境の充実《4102》

- ①「市次世代育成支援地域行動計画」の総合的かつ効果的な推進を図るため、実施状況の評価による進行管理と状況に応じた計画の適宜見直しを行います。
- ②「子育て応援企業の登録制度」の推進を図り、仕事と子育ての両立支援や子育て支援を実施する企業、事業所の取り組みを支援するとともに、その活動を広く市民に周知します。

重点施策（テーマ1）

- ③子育て広場など地域における子育て支援の拠点を設置し、きめ細かなサービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

重点施策（テーマ1）

- ④福祉と教育の連携のもと、家庭の環境に応じた子どもの居場所づくりのため、放課後子どもプランに基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図ります。
- ⑤国や県の動向や制度改正などを把握しながら、保育園と幼稚園を一体化した「認定こども園」への移行やそれに伴う制度の拡充などの動向を見極めながら、地域の実情に応じた良質かつ適切な子ども・子育て支援の提供を図ります。

3. 多様な子育て支援の充実《4103》

- ①子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当などの各種サービス提供体制の拡充を図るとともに、国の動向を把握しながら、総合的にとらえた子育て支援を行います。

重点施策（テーマ1）

- ②子育て支援のネットワークづくりのため、子育てに関する様々な悩みや相談ができる体制や子育てする親同士のつながりをサポートする体制の整備に努めます。
- ③誰もが希望に応じて不妊治療を受けられる環境の整備と支援に努めます。
- ④関係機関で構成する「市要保護児童対策地域協議会」において児童虐待についての情報を共有し、援助方法や施策を検討するとともに、発生予防、早期発見、早期対応など総合的な対応ができるよう努めます。

4. 出会いの場の創出《4104》

- ①「市結婚相談員」及び「連絡協議会」の活動を支援するとともに、石岡地方結婚相談所との連携を強化します。
- ②市民組織等と連携を図りながら結婚対策事業（出会いの場の創出、イベント実施など）を実施するなど、若年定住者の確保につながる機会の創出を図ります。

第2節 健康づくりの推進

基本方針

子どもの健やかな心身の育ちと、安心して子育てができるよう、きめ細かな母子保健の充実を図ります。また、市民の誰もが心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、ライフステージに合わせた健康づくり事業の充実に努めるとともに、健康維持・増進・健康管理を目的とした保健サービスの充実を図ります。

現況と課題

近年、育児不安やストレスの増大、近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立など、子育てに関わる親力・家庭力の低下や、児童虐待などの子どもの成長に関する様々な社会問題が発生しています。また、晩婚化に伴い「高齢出産」や「不妊治療」が増加傾向にあり、そのリスクとして、低出生体重児の出生率が高くなるといわれています。

母子保健においては、妊娠出産に関する知識の普及やメンタル面の支援体制を強化するとともに、子どもの健やかな成長を支援するための各種教室・相談の充実を図る必要があります。また、親の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう訪問活動の充実に努めるとともに、疾病の有無や虐待の状況の把握とそれらの対応及び支援等（予防・早期発見・早期治療）を目的とした乳幼児健診のさらなる充実と受診率の向上を図る必要があります。

健康づくりにおいては、健康増進法の制定を受け、国においても「健康日本 21（第2次）」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防、乳幼児から高齢期までの、それぞれのライフステージにおける心身機能の維持・向上、生活習慣病予防・心の健康づくり等の取り組みが進められておりますが高齢化が進む中、がん、脳卒中、心疾患・糖尿病等生活習慣病の増加や要介護者の増加などに伴う、医療費の増大などが社会問題になっています。

本市においても、肥満・高血糖者の割合が高く、生活習慣病が年々増加しており、脳血管疾患・心臓病などの循環器疾患による死亡は全国に比べ高い状況にあります。そこで平成21年度に作成した「小美玉市健康増進計画」及び「食育推進計画」に基づき、生活習慣病予防のための各種健診の推進・健診後の健康管理の充実、こころの健康づくりの支援強化、食育の積極的な展開等を図り市民の健康づくりを推進していく必要があります。

施策の目標

■乳児家庭への訪問率

産婦の育児支援と乳児の健全な育成環境を図るため、生後4ヵ月までに市内で誕生した乳児家庭への訪問率の向上を目指す。

■すべての乳幼児健診の受診率 1歳6か月児健康診査受診率 3歳児健康診査受診率

乳幼児の健康保持と増進を図るため、すべての乳幼児健診の受診率向上を目指す。

現況(H24)	目標年次
85% (平成23年度)	95%
現況(H24)	目標年次
92.8% 85.5% (平成23年度)	90%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 母親の保健対策《4201》

- ①母体や胎児の健康確保と妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担の充実に努めます。
- ②母子訪問指導として生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康管理をはじめ、様々な不安や悩みを聞くなど、子育てに関する支援や情報提供を行います。さらに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、子育てアドバイザー等と連携しながら助言指導を行い、育児不安等の解消を図ります。
- ③保健センターを拠点として、親同士の仲間づくり・育児支援等情報交換の場として育児相談や各種教室の充実に努め、妊娠期から乳幼児期の健康づくりを推進します。
- ④思春期の生徒が乳児とふれあう機会を提供することにより、命の尊さ、人を思いやる心や母性・父性を育みます。また、乳児を持つ保護者から育児について話を聞くなど育児の喜びや大変さを学び取る機会を創出します。

2. 乳幼児の保健対策《4202》

- ①発育発達の確認や疾病障がい等の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児の健康管理及び育児不安の解消を図り、受診率の向上に努めます。
- ②乳児健診から就学前までの健診・教室等において、う歯予防に関する保健指導を子どもの成長に合わせて経年的に実施し、正しい歯科知識の普及に努め、う歯罹患率減少を目指します。
- ③軽度発達障がい対策としては、健診フォロー教室の充実に努めるとともに、障がい児の早期発見・早期対応と支援ネットワークの構築により、適切な相談・助言に努め良好な支援ができるよう環境を整えます。

3. 予防事業の推進《4203》

- ①「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成に努めながら、健康増進施設の整備やヘルスロードの活用など、市民の自主的な体力づくりや健康増進の取り組みを支援する環境づくりを進めます。

重点施策（テーマ3）

- ②一次予防（健康増進・疾病予防）の強化を図るため、「小美玉市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、事業の推進と評価を行いながら、実施・支援体制の充実に努めます。
- ③正しい食生活と運動の普及、禁煙希望者への支援など、市民がいつまでも健康に暮らしていくための様々な普及・啓発活動や保健指導を行います。

重点施策（テーマ3）

- ④感染症に関する正しい知識の普及と乳幼児や高齢者など、年齢層に応じた予防接種の実施及び予防接種率の向上に努め、感染症の予防及び蔓延防止を図り、公衆衛生の向上を図ります。

4. 多様な保健事業の推進《4204》

- ①精神保健については、心の健康相談、心のケア、訪問事業の拡充を図るとともに、「障害者自立支援法」に基づき、精神障がいに対する偏見のない社会形成を推進するため、心の健康づくり、心のバリアフリー化の教育・啓発の推進を図り、疾病に対する理解を深めます。

5. 食育の推進《4205》

- ①「健康日本 21（第2次）」、「健康いばらき 21 プラン」の普及と事業の推進を図ります。
- ②市民の誰もが食を通じた心身ともに豊かな生活を実践できるよう、「小美玉市食育推進計画」を推進していきます。
- ③食育や健康づくりを推進する食生活改善推進員の育成や活動の推進を図ります。

6. 生活習慣病予防の充実《4206》

- ①循環器疾患の早期発見早期治療につなげるために、脳卒中・心筋梗塞などの初期症状について正しい知識を普及し、重症化・再発防止に努めます。
- ②健康な生活習慣を確立するため、成人期の健診体制の充実を図り、疾病の予防のための保健指導対策を講じます。
- ③8020・6424 運動を推進していくため、40～60 歳での節目歯科相談を実施し、歯周疾患対策の充実を図ります。

7. がん対策事業の充実《4207》

- ①がんの予防・早期発見の推進のため、検診機会の拡充、検診の質の向上を図り、効果的な検診の普及及び検診受診率の向上を図ります。
- ②がん検診受診後のフォローアップとして、要精密検査者の状況把握と医療機関への受診勧奨を行うなど、早期受診・早期治療につなげていくための保健指導の充実に努めます。

第3節 地域医療の充実

基本方針

市民が住みなれた地域で安心な暮らしを送れる信頼の医療を確保するため、市民の視点に立った医療を目指します。また、公的病院としての役割を適切に果たしていくことによって地域医療の充実に努めるとともに、救急医療体制を確保してまいります。

現況と課題

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制が整えられ、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

とりわけ本市では、市民の身近な医療機関として市立の病院と診療所を運営し、より地域に密着した医療の提供に努めてきました。しかし、急速な少子高齢化の進行や人口減少時代を迎えたことに加え、医療制度改革の遂行によって、全国の公立病院は存続そのものが危ぶまれる厳しい状況におかれています。本市の病院も例外ではなく、直面するこれらの課題に対応するためには、運営形態の転換が必要との観点に立ち、平成20年4月より指定管理者制度の導入に至り、名称を「小美玉市医療センター」に改め、市民のニーズや時代に沿った医療サービスの提供に努めるとともに、地域の特性と民間の経営資源の活用による医療提供体制の充実に努めてまいりました。

平成25年3月末で現行指定管理者との指定期間が終了するため、平成25年4月からは新たな指定管理者へ円滑に市医療センターの運営を引き継ぎ、市民の皆様により一層の安心な暮らしを提供できるよう努めてまいります。

しかし、市医療センターにおいては、老朽化した施設が存在し病院施設の効果的な運用については、その活用方法を新指定管理者と調整を図っていく必要があります。

また、白河診療所については、長い間の懸案事項であった医師の若返りにより、地域密着型の医療施設として引き続き診療の充実に努めてまいります。

施策の目標

■医療施設・救急医療体制の満足度

医療施設・救急医療体制に対する市民の満足度の向上を目指す。積極的な救急受入れ

■市医療センターの患者数

現行の診療科目を基本に、地域の医療需要に応じた診療科目の適切な配置により、患者数の増加を目指す。

現況(H24)		目標年次
-	▶	50%
現況(H24)		目標年次
-	▶	250人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 医療施設関係機関相互の強化《4301》

重点施策（テーマ3）

- ①市医療センターにおいては、市内及び近隣市町における医療機関との連携を図り、急性期から慢性期までに至る地域医療の充実に繋がります。
- ②地域の特性を的確にとらえ、その特性を生かした市医療センターの医療体制の構築に努めます。
- ③市医療センターの施設整備及び医療機器の充実に努め、安定した医療を継続的に提供します。

2. 救急医療体制の充実強化《4302》

- ①休日・夜間の救急医療体制の充実に努めるとともに、地元医療機関とのネットワーク化を図ります。また、災害発生時や市民の健康危機発生時の際の医療受入にも努めます。

重点施策（テーマ3）

- ②市医療センターは、他の医療機関との相互の連携を図るとともに、救急における的確かつ迅速な医療提供体制を構築します。
- ③市医療センターのホームページなどの活用により、休日や祝日及び夜間における救急医療情報の周知に努めます。

3. 信頼できる医療の確保《4303》

重点施策（テーマ3）

- ①信頼できる医療を確保していくため、市医療センターの運営について、市民からの要望や意見などを確認するための体制整備を行うなど、市民意向を尊重した運営体制を目指します。
- ②市民が安心して医療を受けることができるよう、市医療センターに関する情報の発信に努めるとともに医療従事者の資質の向上や医療安全対策の充実、また、カルテの開示など医療の透明性を高め患者にわかりやすい医療の提供に努めます。

第4節 地域福祉の充実

基本方針

地域住民を中心に自助・共助のバランスがとれた地域福祉の実現を目指し、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進します。

そのため保健・医療・福祉の連携や地域ぐるみの助け合いを進め、地域ケアシステムの構築を目指します。

現況と課題

本格的な高齢化社会が到来し、介護を必要とする高齢者が年々増加している中、一人暮らし高齢者の増加、介護する家族の高齢化や女性の社会進出などに伴う介護力の低下により、家族による介護は次第に困難な状況になってきました。

このような状況に対応するため、本市では在宅の介護や生活支援を必要とする市民に対して、一人ひとりに最も適するような保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組みとして、地域ケアシステムを推進してきました。

平成12年度に高齢者に対するサービスとして介護保険制度が導入され、平成18年度には障がい者に対するサービスとして障害者自立支援法が施行されましたが、高齢者や障がい者が地域の中で、いきいきと暮らしていくためには、地域ぐるみの温かみのある福祉コミュニティは必要不可欠なものです。

現在は、近隣市町の施設・病院・介護保険事業所とのネットワークを図りながら、より質の高い在宅ケアサービスを提供していくことを目的として、「地域ケア実務者会議」を開催していますが、サービス範囲が広域になったことなどから、効率的な会議の運営方法についての検討が求められています。また、平成18年度から稼働している「地域包括支援センター」との整合を図っていくことが重要であり、さらには、地域における高齢者・障がい者などに対する理解度を高めるための啓発活動を進めていく必要があります。

本市における低所得者世帯の状況は、平成24年3月末現在で、被保護世帯が315世帯、被保護人員396人、保護率7.5%（パーミル）となっています。保護の状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯及び傷病者世帯の割合が高くなっていますが、近年は稼働年齢世帯であるその他世帯の増加が見られます。今後は、ケースワーカーによる訪問指導などの充実を図るとともに、関係機関などとの連携を一層強化し、個々の世帯の状況に即した対応を継続的に進めていくことが必要です。

一方では、離婚件数が増加傾向にあり、ひとり親家庭が増え続けています。ひとり親家庭は、経済的に不安定な場合が多く、きめ細かな支援を必要としています。

施策の目標

■地域介護ヘルパー取得者数

今後、高齢社会が進む中で、地域介護ヘルパー取得者を増やすことで、福祉、介護に対する認識・知識等を高め、地域全体の福祉の向上を目指す。

■母子自立支援員数

母子家庭に対する相談体制を充実させるため、母子自立支援員の増員を目指す。

現況(H24)		目標年次
565人 (平成22年度)	▶	850人
現況(H24)		目標年次
1人	▶	2人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 地域ケアシステムの充実《4401》

重点施策（テーマ3）

- ①「市地域福祉計画」に基づき、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
- ②在宅の要援護者に対して、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、「在宅ケアチーム」を編成し、地域社会全体で取り組む地域ケアシステムを推進します。
- ③「地域ケア実務者会議」において民生委員・児童委員や関係機関などと情報交換のできるネットワークを構築し、適正なサービス提供に努めます。

重点施策（テーマ3）

- ④災害時に助けを必要とする要援護者について、民生委員などと連携しながら、対象者を把握し、その保護体制の確立を図ります。

2. 地域啓発活動の推進《4402》

重点施策（テーマ1）

- ①福祉サービスに対する偏見や世間体を気にする風潮を排し、必要な福祉サービスを受けられるよう、「心のバリアフリー」など地域社会の理解を深め、地域の人々の福祉意識の高揚に努めます。

重点施策（テーマ1）

- ②近隣の人々やボランティアの参加協力を得るため、必要に応じて座談会や広報活動を展開します。

重点施策（テーマ1）

- ③安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進するため、パンフレットの発行、地域介護ヘルパー取得運動の実施と活動、福祉講演会の開催など啓発活動を実践します。

3. 低所得者世帯への支援《4403》

- ①被保護世帯の実態に応じた処遇方針に基づき、ケースワーカーによる計画的な訪問指導を行い、生活保護の適正実施に努めます。
- ②関係機関との連携により就労指導の徹底を図るとともに、生活困窮者に対する相談・指導体制の充実に努め、被保護者の自立に向けた支援を行います。

4. ひとり親家庭への支援《4404》

- ①民生委員・児童委員や関係機関協力のもと、子育てや就労などひとり親家庭の抱える諸問題の解決に向けて、有効に対処できるよう相談機能の充実に努めます。
- ②ひとり親家庭に対して、生活基盤の安定を図るため、母子自立支援員の配置などに努めます。
- ③ひとり親家庭の自立の促進と福祉の向上を図るため、各種援護制度の周知・活用を図るとともに、援護の充実と子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

第5節 高齢者福祉の充実

基本方針

市高齢者福祉計画等に基づき、高齢者が自立して、いきいきと暮らすことができるよう、介護予防の視点による高齢者福祉サービスを図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域包括ケアシステムの充実を図ります。

現況と課題

本市の人口は 52,516 人に対し 65 歳以上は 11,846 人で、高齢化率は 22.6%の「超高齢社会」なっています。（平成 24 年 6 月 1 日現在）

特に、後期高齢者（75 歳以上）の増加傾向が顕著になっており、介護サービスを必要とする高齢者がますます増加することが予想されます。今後は、地域包括支援センターとの連携により、高齢者などが可能な限り地域で自立した生活が送れるよう支援するとともに、介護予防事業並びに包括的支援事業を進めることが重要です。

また、65 歳以上の高齢者の中に、団塊の世代が含まれるようになり、今後、さらに多くの高齢者が地域で過ごすこととなり、健康でいきいきとした生活をできるだけ維持できるよう、介護予防事業の充実・推進が喫緊の課題となっています。

さらに、高齢者人口の増加に伴い、「高齢者世帯」や「高齢者の単身世帯」などの要援護世帯の増加が見込まれるため、高齢福祉のサービスと介護保険サービス双方の充実と質的向上を図っていかねばなりません。特に、住み慣れた地域で、より充実した介護サービスを受けるための地域密着型サービスの整備を図っていく必要があります。平成 24 年度には「小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センター小川が設置（小川・美野里・玉里の3圏域に1カ所ずつ）され、今後、地域包括支援センター活動の充実を図るために、計画的に早い時期から専門的職員を確保する必要があります。さらには、核家族化の進行に伴い地域での見守りがますます重要性を増していることから、地域住民はもとより健康な高齢者自身が地域福祉の担い手としての役割を持つことにより、地域で要援護者を支えていくセーフティネットを構築していくことが重要です。

施策の目標

■地域密着型サービス※事業所数

認知症対応型共同生活介護事業所などの整備を目指す。

現況(H24)

11 事業所
(平成 23 年度)

目標年次

12 事業所

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 生きがいつくりの推進《4501》

- ①高齢者が介護を必要とする状態に陥らずに、健康でいきいきとした生活続けることができるように、行政をはじめとする保健、医療、福祉などの関係機関と相互に連携し、個性を活かした生涯学習活動や地域とふれあうボランティア、経験や技能を活用した就労など様々な社会参加を支援します。

2. 高齢者福祉サービス事業の充実《4502》

重点施策（テーマ3）

- ①高齢者ができるだけ長く健康で暮らせるよう健康づくりへの取り組みを強化するとともに、住みなれた地域での生活を続けられるよう緊急通報システム装置の設置や配食サービスなどの高齢福祉サービス事業の充実に努めます。

重点施策（テーマ3）

- ②買い物や通院など、高齢者の日常における移動手段を支援するため、高齢者外出支援制度の拡充を図ります。

3. 介護予防・地域包括ケアの推進《4503》

- ①高齢者の身近で気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターの充実を図り、権利擁護や介護予防支援を行うなど個人や地域の状況に応じた適切なサービスの拡充に努めます。
- ②介護予防知識の普及・啓発に努めるとともに、要介護・要支援状態にならないよう一人ひとりの状況に応じた介護予防対策を推進します。

4. 介護サービスの充実《4504》

- ①在宅の生活を支えるために重要な居宅サービスについては、今後も供給量の増加が見込まれることから供給量及び種類の確保を図るとともに、必要なサービスを適正かつ安全に受けることができるように努めます。
- ②要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、地域密着型サービス事業所を整備し、事業所の適正な選定及びきめ細やかな指導・監査に取り組みます。
- ③ニーズの高い施設サービスを円滑に受けることができるよう、介護支援専門員などとの連携を強化し、施設の内容や空き情報などの情報提供に努めます。

第6節 障がい者福祉の充実

基本方針

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、互いに支えあいながら、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人の社会参加の機会の確保や地域社会における共生を図るため、社会的障壁の除去につながるよう障がい者福祉の充実を図ります。

また、障がいのある人が家庭や地域の中で自立した日常生活・社会生活が送れるよう、障がいのある人の本意に立ったサービス等の提供体制を確立します。

現況と課題

今日、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域の中で共に暮らし、生活できる社会の形成が求められています。平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、障がい者福祉施策のあり方そのものが見直され、これまで障がい種別によって、制度、実施主体が異なっていた施策の「一元化」や利用者本位のサービス体系に再編されるとともに、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の充実が図られてきました。しかし、利用したサービスに応じてかかる応益負担による利用者負担の増加や発達障がい、高次脳機能障がい、難病など、制度の狭間に対する支援体制の整備が課題となっています。こうしたことから、現在、国においては「障害者自立支援法」に変わる新法「障害者総合支援法」に基づく制度の見直しが進められており、その動向を注視していく必要があります。

一方、本市としては、「市障がい福祉計画」に基づく障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の充実をはじめ、助成事業（難病患者福祉見舞金支給制度、障がい者手帳等診断書料助成事業等）の充実など、障がい者福祉向上のための施策を推進してきました。本市の障がい者及び障がい児の状況としては、平成23年度末現在で身体障がい者手帳交付者数1,471人、療育手帳（知的障がい）交付者数333人、精神保健福祉手帳交付者数181人となっており、障がい福祉サービスの日中系サービス及び移動支援、日中一時支援などの利用者が増加しているものの、障がい者本人や家族の高齢化が進むとともに、その障がいの程度は重度化・重複化の傾向にあります。また、施策に対するニーズの多様化をはじめ、長期の施設入所者や精神科病院への入院患者が増加傾向にあることや、障がい者の雇用状況は依然として大変厳しい状況にあることなどが課題となっています。

障がいのある人が、地域社会で自立した日常生活や社会生活を送るためには、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた課題を解決するための支援体制の整備と専門性の確保が必要です。今後は、施設入所者・入院患者の地域移行の促進や就労支援を図るとともに、国における制度改革に対応しながら、障がいの程度や個々のニーズに応じた更なる障がい者福祉施策の充実を目指していくことが求められています。

施策の目標

■就労移行支援/就労継続支援A型・B型の利用者数 (累計値)

障がい者の就労意欲の向上や福祉的就労の場を提供するため、就労につながるサービスの利用者の増加を目指す。

■グループホーム・ケアホームの利用者数(累計値)

福祉施設の入所者や精神病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの利用者の増加を目指す。

現況(H24)		目標年次
—	▶	52人
現況(H24)		目標年次
—	▶	37人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 地域における障がい者の就労支援《4601》

- ①障がい者の自立と社会参加を促すため、就労意欲を高め生活の向上につながるよう、就労移行支援及び就労継続支援サービス等の利用を促進するとともに、職業訓練の場や福祉的就労の場の提供に努めます。
- ②ハローワーク、障がい者就労・生活支援センター等の関係機関をはじめ、特別支援学校等の教育機関との連携を強化し、本人の希望に沿った適切な職業に就けるよう、積極的に支援します。また、雇用促進のための啓発活動や各種助成制度の周知を図り、企業における障がい者の雇用環境の改善と就業機会の確保に努めます。

2. 生活支援の充実《4602》

- ①障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、その障がいの状態や生活の状態に応じ、医療、介護、生活支援など適切な支援が提供できる体制整備と福祉サービスの充実を図ります。
- ②障がいのある人が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、居宅介護などの訪問系サービスをはじめ、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、施設入所者や入院患者の地域生活への移行を円滑に進めるため、グループホームやケアホームの充実に努めます。
- ③個々の障がいの特性やニーズにあった地域生活を支援するため、コミュニケーション支援や移動支援、日常生活用具給付、日中一時支援などの地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④障がいがあっても生きがいのある生活が送れるよう、社会活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動など社会参加の場づくりを促進するとともに、誰もが障がいに対する正しい知識や理解を得られるよう地域の交流や啓発活動を推進します。

3. 相談支援体制の充実と強化《4603》

- ①障がいのある人やその家族が地域の中で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、必要な情報の提供をはじめ、福祉サービスの利用支援やライフステージの課題に対応したケアマネジメントなど様々な相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、保健・医療・福祉等の関係機関のネットワーク構築など連携強化に努めます。
- ②障がいのある人に対する権利利益の侵害をなくすため、虐待の防止や成年後見制度の周知・利用の促進など、権利擁護のための体制づくりを推進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

4. 助成制度の充実《4604》

- ①難病患者に対しては、難病患者福祉見舞金を支給し、難病患者とその家族への支援を行うとともに、制度の周知に努めます。
- ②身体障がい者、精神障がい者手帳など、交付申請に必要な医師の診断書の料金への助成など、障がい者の負担の軽減を図ります。

第7節 社会保障の充実

基本方針

市民が様々なライフステージにおいて安心して生活ができるよう、国民健康保険や介護保険、医療給付などの安定した運営と制度の適正化及び啓発を図り、社会保障の充実に努めます。また、国民年金については、年金制度について周知、啓発を行います。

現況と課題

農業者・自営業者などを中心とした国民健康保険制度は、無職者や低所得が多いという制度の構造的問題を抱えているほか、医療技術の高度化、疾病構造の変化や多受診などを要因として、医療費は増加する傾向にあります。また、社会経済の低迷により保険税収入が伸び悩んでおり、国民健康保険財政は、大幅な赤字体質になるなど、制度の総合的な改革が必要となっています。このため、国において持続可能で安定的な制度を構築するため、医療制度改革を進めていますが、今後は、制度改正などに適切に対応しながら、国民健康保険制度の周知などを行うとともに、国民健康保険財政の健全運営や、疾病予防事業の推進、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

介護を公的な社会保険で賄うことを目的に、平成12年に導入された介護保険は、高齢者の生活安定を図る上で、とても重要な社会保障の一つです。現在、本市では、地域での支え合いの仕組みづくりなどを重点的に推進する中で、居宅・施設サービスを提供するばかりでなく、介護予防重視型システムへの転換を図っているところです。今後、本市の要介護者の更なる増加が見込まれることから、地域支援事業や生活機能評価と介護予防事業の取り組みを展開しつつ、介護サービスの適正な給付やサービスの質の向上、低所得者世帯への支援など、高齢者のニーズに適した介護保険事業の適正な運営を行っていく必要があります。

医療福祉費支給制度は、妊産婦、小児（小学校3年生まで）、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がい者を対象に医療費の負担軽減を図る施策であり、平成18年4月には、乳児、未就学児を対象に所得制限を廃止し、さらに平成22年10月には、小学校3年生まで所得制限の廃止年齢の引き上げを行っています。また、平成18年7月より公費負担番号を導入し、受給者の利便性向上、医療機関の請求事務の効率化、市窓口事務の効率化を図っています。一方、平成20年4月には、「老人保健制度」が廃止され、「後期高齢者医療制度」が創設されました。この制度は、茨城県のすべての市町村が加入し、「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者の医療保険制度を運営しております。

国民年金は、全国民を対象に老齢、障がい、死亡に関して必要な給付を行うことを目的とする制度です。少子・高齢化が進む中、年金制度への不安などを原因として保険料の未納者が増加傾向にあることから、関係機関と連携を図り、年金制度の意義や役割について周知し、市民の理解を深める必要があります。

施策の目標

■特定健康診査の実施率（国民健康保険）

疾病の早期治療を実現するため、特定健診の実施率の向上を目指す。（厚生労働省の基準による）

■保健指導の実施率

疾病予防や早期治療を実現するため、保健指導の実施率の向上を目指す。（厚生労働省の基準による）

現況(H24)		目標年次
—	▶	65%
現況(H24)		目標年次
—	▶	45%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 国民健康保険事業の安定運営《4701》

- ①国民健康保険制度の改正などがあった時点で適切に対応するとともに、制度への理解が深まるよう周知に努めます。
- ②他部署と連携し徴収体制の強化を図り、納税相談など納税者の実情に応じた対応により、収納率の向上に努めるとともに、保険税の適正賦課に努めます。
- ③医療費支出の適正化に向けたレセプト点検などの充実を図るとともに、多受診・重複受診世帯に対しては、他部署との連携による適切な保健指導を実施します。また、医療費通知や後発医薬品の使用推進など、医療費の適正化と抑制に努めます。

2. 特定健康診査と疾病予防《4702》

- ①メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定健康診査を実施します。
- ②特定健康診査に基づき、要保健指導対象者に対し、適切な保健指導に努めます。

3. 介護保険制度の適正な運用《4703》

- ①適正で効果的なサービスを要支援者・要介護者に提供するため、介護保険制度の周知に努めます。
- ②高齢者の寝たきりや認知症の「予防」に努めることにより、給付額の増加を抑制します。
- ③介護保険の財政の健全化を図り、本市の介護保険制度の適正な維持に努めます。
- ④安定した介護保険サービスの提供と、個々の要介護者に適したサービスを提供するため、各サービス提供事業所の指導などを行い、公正・円滑な運営に努めます。
- ⑤介護認定については、正確かつ公正な要介護認定調査を行います。

4. 医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進《4704》

- ①医療福祉制度受給者の福祉の向上を図るため、広報紙などを活用した制度の周知徹底や受給対象者の把握など適正な運用に努めます。
- ②後期高齢者医療制度の周知と利用者の利便性の向上に努めます。

5. 国民年金制度の周知《4705》

- ①市民が安心して老後を過ごすことができるよう、市広報紙などにより国民年金制度全般の周知と啓発に努めます。

1. 茨城空港の利活用

1. 空港の利用促進・有効活用
2. 空港周辺地域への企業誘致

2. 農業・水産業の振興

1. 時代に即した安全・安心な農業の振興
2. 農業生産基盤の整備
3. 担い手の育成
4. 霞ヶ浦内水面水産業の振興
5. 森林の保全

3. 商業・工業の振興

1. 商業環境の整備と商業活動の活性化
2. 市内企業への支援と交流の推進
3. 企業誘致の推進

4. 観光の振興

1. 観光行政を推進する体制づくり
2. 地域資源の再認識と再発見
3. 観光PRの推進

第1節 茨城空港の利活用

基本方針

茨城空港を生かしたまちづくりを具現化するため、県などとの連携のもと茨城空港の利用客確保に努めるとともに、(仮称)空の駅を整備し空港周辺地域への産業集積、商業活動の展開を図るとともに交流人口の拡大を目指します。

現況と課題

平成7年に県が「百里飛行場民間共用化構想」を発表して以来、県と連携を取りながらプロジェクトを進めてきた百里飛行場の民間共用化の取り組みが実現し、平成22年3月11日に茨城空港として、開港を迎えました。

現在、国際線は上海便の1路線が就航し、国内線においては、札幌便及び神戸便の2路線が就航しています(平成24年12月現在)。年間来場客も1年目は90万人、2年目も98万人と順調に推移しているところです。また、茨城空港の特徴として搭乗客よりも来場客が上回り、新たな観光スポットとしての賑わいを見せています。

今後、更なる空港利用者の拡大が望まれています。利用者数に大きく影響する就航便の増大については、東日本大震災の影響によって運休されたままの韓国便の再開や当初に計画されていた九州方面への就航実現など、未だ課題は多く残されています。そのため、引き続き既存路線の運航実績の向上を目指し、茨城県と連携のもと一層の利用促進に努めていくほか、新たな就航便の確保に向けて、積極的にPR活動を行っていく必要があります。

一方、茨城空港に降り立ったお客様は、小美玉市に滞留することなく目的地に向かうことも多く、事業者や市民からは、地元への経済波及効果を期待する声も多く聞かれます。

市では、茨城空港及びその周辺エリアを優先的に施策・事業を展開する「空の交流エリア」及び「空のゲートウェイエリア」と位置づけ、賑わいの拠点づくりを進めているところです。現在、この「空のゲートウェイエリア」地域の経済振興及び小美玉市の魅力等の情報を発信していく拠点として、「(仮称)小美玉市「空の駅」整備事業」を進めており、茨城空港を核とした賑わいづくりの実現に向けた具体的事業の積極的な展開が期待されています。

施策の目標

■茨城空港の年間来訪者数

茨城空港の年間利用客及び見学者など、100万人の来訪者を目指す。

■(仮称)空の駅の年間来訪者数

空の駅の年間利用客33万人を目指す。

現況(H24)	目標年次
967,200人 (平成23年度)	100万人/年
現況(H24)	目標年次
—	33万人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 空港の利用促進・有効活用《5101》

重点施策（テーマ2）

- ①茨城県と連携のもと、茨城空港の周知や認知度の向上に努めるとともに、利用者の確保に努めます。
- ②「市茨城空港利用促進協議会」の活動を支援し、地元としての空港の利用促進に係る新たな方策の提言や機運醸成に努めます。

重点施策（テーマ2）

- ③空港ターミナルビルにおいて、定期的なイベント等を実施しながら本市の特産品を販売するとともに賑わいづくりを推進し、地域固有の地場産業，観光資源，歴史・風土などの地域資源の有効活用を図ります。

重点施策（テーマ2）

- ④空のゲートウェイエリアにふさわしい地域再生拠点として、(仮称)「空の駅」を整備し、小美玉ブランドや農畜産物，文化，伝統といった小美玉の魅力を発信していきます。

2. 空港周辺地域への企業誘致《5102》

- ①県と連携した積極的な企業誘致活動を展開し、茨城空港テクパークや空港周辺地域への産業集積を図ることで、空港周辺の賑わいづくりを推進します。
- ②空港周辺において企業の立地を促進することにより、雇用の場の創出に努めます。
- ③市の新たな産業振興を牽引する優良な企業への進出に対して、県や関連機関と連携して、誘致に努めます。

第2節 農業・水産業の振興

基本方針

担い手の育成と総合的な生産基盤の整備を図り、付加価値が高く農村環境に配慮した安心・安全な農産物の生産を推進します。また、時代に即した農業を確立するため、6次産業化や地産地消などの流通基盤の整備を図ります。

水産業については、水産資源の確保など活性化に取り組むとともに、霞ヶ浦の環境保全を図ります。

現況と課題

本市の農業は、平坦な台地部における大規模な畜産と野菜、霞ヶ浦沿岸と園部川、巴川流域の低地部の肥沃な農地において稲作と野菜が作付けされ、大消費地首都圏に近いという地理的条件や、温暖な気象条件により多彩な作物が生産されています。特に、生乳、鶏卵、ニラなどは県内最大の産地となっています。

しかし、2010年農林業センサスによると、農家戸数2,861戸のうち販売農家数は2,075戸で2005年と比較し約10%減少するとともに、65歳以上の高齢化が進んでいます。本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者の減少に伴う優良農地の遊休化など、一層厳しさを増しており、市の基幹産業である農業の活力が失われつつあります。また、ほとんどの農産物が大消費地である首都圏に向けられ、地域内での消費の拡大と特産品の開発などが進んでいないことが大きな課題となっています。

このような状況の中で、小美玉市の農業は、首都圏への安全で安心な農産物の供給基地として発展していくとともに、収益性の高い安定的な農業経営により持続可能な農業を確立する必要があります。そのため、時代に即した経営管理能力を持つ担い手を育成するとともに、生産性の高い優良農地を確保・整備し、栽培技術の高度化や人と環境に配慮した農業を促進していきます。

また、地域の農産物を有効に活用し、6次産業化や地産地消など販売機能の強化を図り時代が要求する農業の展開を推進します。

水産業については、霞ヶ浦の富栄養化と外来魚の増加により、水産資源が減少しています。そのため、外来魚の駆除を進めながら、稚魚の放流活動により水産資源の保護と増大を図ります。また、水質浄化機能を持つ水生植物帯の維持・回復を図り、産卵場所の確保と水質浄化を推進します。

施策の目標

■エコファーマー認定者数

人と環境に配慮した農業を確立するため、エコファーマー認定者を確保します。

■特別栽培農産物認証数

安全な農作物を有利販売することにより、経営の安定化を図るため、特別栽培農産物認証数の増加を図ります。

■認定農業者数

地域の担い手となる認定農業者を確保し、生産力の確保を図ります。

現況(H24)		目標年次
300人	▶	400人
現況(H24)		目標年次
15件	▶	28件
現況(H24)		目標年次
—	▶	270人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 時代に即した安全・安心な農業の振興《5201》

①人と環境にやさしい農業を実現するため、有機栽培や減農薬栽培を奨励するとともに、使用済み農業用プラスチックの適切な処理を行います。

重点施策（テーマ3）

②福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の農産物への影響については、継続的に放射性物質検査を行い、その情報を広く提供することにより、安全・安心な農産物の生産振興を図ります。

③地元農産物の消費拡大を図るため、学校給食などへの供給により、地産地消の取り組みを推進します。また、子供たちが食や農業を理解できるよう、食と農をつなぐ食育の充実を図ります。

重点施策（テーマ2）

④（仮称）「空の駅」の情報発信・交流拠点機能を生かし、地元農産物の直売や交流イベントを開催するとともに、周辺地域農家の協力を得ながら、体験農業や観光農業など消費者との交流を密にすることにより、消費動向の的確な把握と小美玉市産農作物のイメージアップを図ります。

重点施策（テーマ2）

⑤農業者が時代に即した経営管理能力の向上や労働環境の改善のため、関係機関や各分野の専門家と連携し、農業者自らが一層の経営発展を目指す環境づくりを推進します。また、農畜産物や人材など豊富な地域資源を活用した6次産業化への取り組みを推進します。

⑥畜産公害等の発生を防止し、地域環境の保全と生産環境を改善し畜産の振興を図ります。

重点施策（テーマ3）

⑦家畜伝染病の発生やまん延防止のため、衛生指導の徹底を図り、品質の向上と安定的な生産体制の確保に努めます。

2. 農業生産基盤の整備《5202》

①高品質な農産物を安定的に供給できる産地づくりのため、地域の実情に沿った排水改良、区画整理など生産性向上を図る計画的な基盤整備を推進します。また、農産物の生産に深刻な被害をもたらす野生鳥獣の被害防止対策を総合的に行い、被害の拡大防止を図ります。

②水田農業経営の安定と発展のため、農業者戸別所得補償制度を踏まえた水田の活用を図ります。また、米の消費拡大のため、消費者の需要に即応した米づくりを支援するとともに、米の新たな販路の拡大を図ります。

③地域特性を生かし、有利販売が可能な作物の導入と再生可能な販売ができるよう販売経路を確保し、経営の安定化を図るため農協等の関係機関と連携し営農指導体制の強化を図ります。

④耕種農家と畜産農家が生産サイクル全体で連携し、水田や耕作放棄地の積極的な活用による堆肥の有効活用と自給飼料の利用拡大等の地域資源循環型の農業の確立を図ります。

⑤地域における乳牛の資質の改良のため、優秀な基礎牛導入を推進します。また、飼養管理技術の向上と生産コストの低減により経営の安定を図ります。

3. 担い手の育成《5203》

- ①小美玉市の農業を支える農業者の経営発展を支援し、新規参入者を含めた多様な担い手の確保と優れた農業後継者の育成を図ります。
- ②集落営農の組織化や法人化など経営の合理化を促進し、農用地利用集積特別事業の実施、普及センターによる経営改善などの営農指導の強化を図ります。

4. 霞ヶ浦内水面水産業の振興《5204》

- ①魚類の産卵場や保護育成場となる霞ヶ浦の浄化を推進し、水質浄化機能をもつ藻場、干潟、ヨシ帯等の水生植物帯の造成と維持・回復を図ります。
- ②うなぎの稚魚やワカサギ卵などの放流を実施するとともに、ブルーギル、アメリカナマズなど外来魚の駆除などにより、水産資源の保護と増大を図ります。

5. 森林の保全《5205》

- ①森林が持つ地球温暖化防止、生物多様性の保全、水源かん養などの多面的機能が発揮されるよう、平地林の整備・保全を支援し、快適で豊かな森林の創出を図ります。

第3節 商業・工業の振興

基本方針

市民の日常生活における利便性向上と地元商業の活性化を図り、魅力と賑わいのある商業環境の創出を目指します。また、地元企業の安定的な操業の支援や交流の促進、新たな企業の誘致を推進し、市民生活を支える活力ある産業の創出を目指します。

現況と課題

本市の商業は、旧来より水戸、石岡の2大商圈に隣接することから、JR羽鳥駅西側や小川市街地などの商業地や幹線道路の沿線に中小商店の点在がみられるものの、消費者ニーズに対応した商店街の形成には至っていません。しかし、近年ではコンビニエンスストアの主要幹線道路などへの出店が進み、また一部の幹線道路沿道には、日常買回り品を中心としたロードサイドショップが出店するなど、商業活動が転換してきています。また、商業者の高齢化や後継者不足による商店数の減少などを背景に、消費者は市外へ流出している状況にあり、活性化のための有効な対応策が求められています。市内の中小企業や個人商店は、商品やサービスを提供する機能だけでなく、市民の情報交換の場所として、また、地域文化を発信する拠点としての機能を有しています。そのため、商工会と連携し、事業資金の融資など様々な支援策を講じながら、市民の消費促進と市内商工業の振興を図っていく必要があります。

また、本市の工業は、長引く景気の低迷、生活様式の変化、価格競争の激化などにより依然厳しい状況が続いています。そのため、市内の事業所は減少しており、中小企業の資金繰りも厳しい状況にあります。今後は、ICTの進展や経済のグローバル化といった社会経済情勢の激しい変化の中、立地企業や事業所の動向を適切に把握しながら、企業ニーズに即した優遇措置、資金調達の円滑化などを図るとともに、茨城空港テクノパークなどへの積極的な企業誘致など、新たな産業拠点の形成も視野に入れた雇用機会の創出を図っていく必要があります。

さらに、農業者、商工業者など異業種間の交流を促進し、本市の特性を生かした特産品の開発や新商品開発、新たなサービスの提供など、地域の活力向上に繋がる様々な取り組みや支援を行っていく必要があります。

施策の目標

■小美玉ブランドの品目数

市場価値を持つ小美玉ブランドの新たな商品開発を目指す。

■雇用者数

工業の振興と雇用の促進を図り、雇用者の増加を目指す。

■製造品出荷額

工業の振興を図り、製造品出荷額の増加を目指す。

現況(H24)		目標年次
2品目 (平成23年度)	▶	5品目
現況(H24)		目標年次
6,888人 (平成23年度)	▶	7,500人
現況(H24)		目標年次
1,659億円 (平成23年度)	▶	1,710億円

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

1. 商業環境の整備と商業活動の活性化《5301》

- ①ゲートウェイ地区におけるロードサイド型商業地区の形成を図るため、適正な商業機能の誘導に努めます。
- ②空き店舗を活用する新規出店者や事業者などに対する支援に努めます。
- ③異業種、または、他産業からの情報の提供と供給することのできる体制づくりを推進するとともに、これらと一体となった商品の開発や消費宣伝活動を推進します。

2. 市内企業への支援と交流の推進《5302》

- ①固定資産税の特別措置の継続に合わせて、企業ニーズに即した新たな優遇制度の検討を推進するとともに、融資制度の活用促進を図ります。
- ②企業連絡組織を強化し、各企業間及び市との連携強化を図るとともに、企業情報、課題意識の共有化、新たな顧客の創出などに取り組みます。
- ③商工団体及び農漁業団体の交流の場を提供し、本市の特性を生かした特産品の開発や新たな産業の創出を図ります。

3. 企業誘致の推進《5303》

- ①主体的な誘致活動を強化するため、弾力的な取り組みを推進します。
- ②茨城空港テクノパークについては、土地利用計画、周辺住民、周辺環境に配慮しつつ、関係機関と連携し、企業立地適地などの環境整備を行うとともに、積極的な企業誘致により産業拠点としての集積を図ります。

第4節 観光の振興

基本方針

霞ヶ浦や緑豊かな自然環境，地域に根ざした歴史・文化を大切にした観光の振興を推進し，市民が誇りをもてる「ふるさとおみたま」の創造を目指します。

現況と課題

近年，ライフスタイルの変化や自然派志向の高まりを受けて，観光に対するニーズは多種多様化してきています。人々が求めるものの意識が，物質的豊かさから精神的な心の豊かさへと変化する中，観光の持つ意味もそれを反映して変わりつつあります。最近では環境に配慮したエコツーリズムや体験観光を打ち出したアグリツーリズムに代表される，都市と農林漁村の交流を主としたものに脚光が集まり，観光資源が乏しい地域にも観光行政への取り組みが求められています。

本市は，雄大な自然環境を誇る霞ヶ浦に面した良好な水辺環境を有する市域南部，田畑や樹林地，巴川や園部川，梶無川をはじめとする河川や集落が織りなす田園・集落環境を有する内陸部など，豊かな自然資源を持つ地域です。しかし，観光に対する市民意識が希薄で，地域資源が観光に十分に生かされていないこともあり，水郷筑波自然公園に指定されている霞ヶ浦などの水辺景観や田園景観，昔ながらの集落景観など，これまで観光という視点で意識してこなかった地域資源を再認識し，新たな観光資源として発掘していくことが，重要な課題であり，地域住民が他に誇れる地域づくりを進める必要があります。

また，本市は，県下最大級ともいわれる盆踊りが行われる「小美玉市ふれあいまつり」や，航空自衛隊百里基地での航空祭，金比羅神社の祭礼「堅倉ばやし」，「小川の祇園祭」，竹原の「アワアワ祇園」など市外からも人が集まるお祭りやイベントが開催されています。こうした伝統と歴史のある地域資源を交流の活性化に役立てていくには，自らのまちの価値や魅力を正しく認識し，特色あるものは磨き，不足しているものについては創造し，本市に興味を持って訪れてもらえるような環境を整えることが必要です。さらに，茨城空港や航空自衛隊の訓練飛行など飛行場を観光資源として利活用するとともに，霞ヶ浦や周辺都市との広域観光ネットワークの構築を図る必要があります。

施策の目標

■企業誘致数

新たな企業の誘致を目指す。

■小美玉観光協会会員数

小美玉観光協会の会員数の増加を目指す。

現況(H24)

—

目標年次

2社

現況(H24)

—

目標年次

180団体

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 観光行政を推進する体制づくり《5401》

- ①観光振興、観光行政を円滑に推進するため小美玉観光協会の連携を図ります。
- ②茨城空港の観光資源としての利活用を促進するため、周辺自治体と連携し、情報交換及び共同事業を推進します。

重点施策（テーマ2）

- ③観光の魅力アップを図るため、近隣市町との連携により広域観光ネットワークの構築を推進します。

2. 地域資源の再認識と再発見《5402》

重点施策（テーマ2）

- ①将来に残すべき自然環境、伝統、文化の再認識を図り、その保護及び育成に努めるとともに、地域に根ざした観光資源の再発掘に努めます。
- ②地域の様々な魅力を生かしていくため、地域での異業種間の交流を促進し、特産品・名産品の開発を図るとともに観光資源開発を推進します。

重点施策（テーマ2）

- ③地域の自然環境や農村環境を生かした、エコツーリズムやアグリツーリズムなど長期滞在型・体験型の観光のあり方を検討します。
- ④茨城空港や航空自衛隊の訓練飛行など、百里飛行場を観光資源として活用を図ります。

3. 観光PRの推進《5403》

重点施策（テーマ2）

- ①観光パンフレットや市ホームページの充実など、多様な観光PRを推進します。
- ②関係機関と調整を図りながら、誘導・案内サインの整備など親切でわかりやすい情報の提供に努めます。

第6章

個性豊かな教育・文化のまち

1. 学校教育の充実

1. 幼児教育の推進
2. 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進
3. 豊かな心を育む教育の推進
4. 健やかな体を育む教育の推進
5. 社会の変化に適切に対応できるの教育の推進
6. 開かれた学校づくりの推進
7. 教育施設整備の推進

2. 生涯学習の充実

1. 生涯学習活動の推進
2. 生涯学習環境の充実
3. 人材バンクの活用と指導者の養成
4. 公民館活動の充実
5. 図書館の充実

3. 芸術・文化の振興

1. 芸術文化に触れる機会の充実
2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進
3. 施設の活性化
4. 文化財の保護と活用
5. 史料館活動の充実

4. スポーツ・レクリエーションの振興

1. スポーツ活動の場と機会の充実
2. 指導者・スポーツ団体の育成
3. スポーツ施設の整備・充実

5. 青少年の健全育成

1. 青少年健全育成地域体制の強化
2. 家庭・地域の環境づくり
3. 相談体制の整備充実
4. 社会参加の促進
5. 放課後子ども教室の推進

第1節 学校教育の充実

基本方針

学校教育においては、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）のバランスがとれた教育を目指し、特色ある教育を推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進して参ります。また、幼児教育については、幼児の発達や実態に即した教育内容の充実に努めます。学校施設及び給食施設については、良好な教育環境が維持できるよう整備充実に図ります。

現況と課題

学力については、本市の児童生徒の学力調査における平均得点は、県とほぼ同程度ですが、基礎的・基本的な知識及びその活用に、若干課題があります。そのため、各小・中学校では、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することが求められております。また、コミュニティ・スクールの実施や学校支援ボランティアの積極的な活用など、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、自然体験活動、道德教育やキャリア教育などの充実により、「豊かな心」や「健やかな体」を育成することが必要です。

幼児教育については、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼児期にふさわしい学びや生活の充実が図れるよう、幼稚園教育を推進する必要があります。

一方、学校教育施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地震発生時における児童生徒の安全確保や、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、耐震化の向上を早急に図るとともに、効率的な施設整備を推進する必要があります。

また、すべての児童生徒に安全で安心な給食を提供する中で、給食センターや学校等で食育を通して、食への正しい理解と望ましい食習慣を身につけるなど、学校給食の充実に図る必要があります。

【関連データ】学校数、学級数、児童数及び生徒数 [小学校・中学校]

施策の目標

■家庭での学習習慣の定着率

家庭での学習習慣の定着率 100%を目指す。(平日小学校5年生 60分以上, 中学2年生 120分以上)

■体カテストA+Bの割合

県体カテストにおいて, 指標(A+B)の割合 55%以上を目指す。(小学生は6年生, 中学生は3年生。50m走や20秒シャトルランなど9種目の体カテストを行い, 結果のよい順からA~Eの5段階に評価するもので, 評価の高いAとBに評価された児童生徒の全体に占める割合)

■不登校児童生徒の出現率

適応指導教室や学校, 関係機関の連携により, 不登校児童生徒の割合を小学校で0.2%, 中学校で2.3%以下を目指す。(年間30日以上欠席した人数)

■教育施設の耐震化率

学校教育施設の安全性を確保するため, 小中学校の耐震化率について, 90%以上を目指す。

■学校給食での地元食材の使用率 (食材の総品目数に対する割合)

学校給食を「生きた教材」として活用し, 「食」とそれを支える農業等の理解を深めるため, 地元食材の使用率の向上を目指す。

現況(H24)		目標年次
小 92.8% 中 65.4% (平成23年度)	▶	100%
現況(H24)		目標年次
小 53.7% 中 53.6% (平成22年度)	▶	60%
現況(H24)		目標年次
3.4% (平成23年度)	▶	小学校 0.2% 中学校 2.3%
現況(H24)		目標年次
68%	▶	90%以上 (平成27年度)
現況(H24)		目標年次
40%	▶	45%

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 幼児教育の推進《6101》

①幼児期における教育の重要性を踏まえ, 幼稚園の統合化など教育環境や教育内容の充実を図るとともに, 複数年保育等の幼児教育の振興に努めます。

重点施策(テーマ1)

②幼稚園・家庭・地域・小学校が連携し, 幼児一人一人に生きる力の基礎を育成し, 道徳性の芽生えを培う就学前教育の充実を努めます。

③幼稚園が地域における子育て支援のセンター的役割を担えるよう, 預かり保育などの充実を努めます。

2. 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進《6102》

①児童生徒に, 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と活用する力を育みます。

②自ら課題を見つけ, 解決していこうとする児童生徒を育成します。

③指導力の向上を図るために, 積極的に研修に取り組み, 分かりやすい授業を展開します。

④教員の業務改善に努め, 子どもと向き合う時間の確保に努めます。

⑤「家庭学習の手引き」等を活用し, 学校と家庭が協力して, 児童生徒の望ましい学習習慣の確立を図ります。

⑥社会人TT, 理科支援員及び学力向上支援員などの外部人材を積極的に活用し, 地域と連携して教育力の向上を図ります。

3. 豊かな心を育む教育の推進《6103》

- ①「あいさつ・声かけ運動」などのマナーアップ運動や、親子で参加できる行事を開催します。
- ②不登校、不安や悩みを抱える児童生徒に対して、学校や関係諸機関との連携をもとに、再登校への援助及び不安や悩みの解決に取り組みます。
- ③生徒指導体制の充実と関係機関との連携強化を図るため、生徒指導上の諸問題に対応した様々な支援を行います。
- ④幼児・児童生徒、それぞれの発達段階に応じた、基本的生活習慣の定着とマナーアップに向けた活動を推進し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ります。
- ⑤就学前の早い時期から保護者が相談できるよう、相談機会の拡充に努めます。
- ⑥障がいのある園児・児童が幼稚園や小学校で安心して学校生活を送れるよう生活介助員を配置し、学級生活の支援と教育の充実に努めます。

4. 健やかな体を育む教育の推進《6104》

- ①たくましい心と体を持った「小美玉っ子」を育成するため、児童生徒の外遊びや運動、スポーツ活動の機会拡大を図ります。
- ②生涯を通じ、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力・実践力を培うため、健康教育の資質の向上と指導方法の改善・充実に努めます。
- ③望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育む学校給食の充実に努めます。
- ④学校給食において地場産食材や郷土料理を活用し、児童生徒の地域産業や食文化への理解を深めます。

5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進《6105》

- ①学校に整備されているICTや授業用コンテンツを有効に活用し、「分かりやすい授業」を展開します。
- ②児童生徒の職場見学及び職場体験学習を継続して実施します。
- ③キャリア教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒が自らの力で生き方を選択していくために必要な能力や態度を育成します。
- ④外国語指導助手（ALT）やICTを効果的に活用し、国際社会に生きるための資質や能力を育成します。

6. 開かれた学校づくりの推進《6106》

- ①各学校は創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある教育を推進します。
- ②学校の教育活動全般について保護者や地域住民などへの情報公開に努めます。

重点施策（テーマ1）

- ③すべての学校において学校評議員制度の活用を図るとともに、コミュニティ・スクールや学校支援ボランティア事業を充実させ、学校と地域の連携をさらに推進し、地域に開かれた学校づくりを目指します。

7. 教育施設整備の推進《6107》

- ①各教育施設の耐震化を図っていくとともに、子どもたちの快適な教育環境の充実に努めるため、各種施設の充実に努めます。
- ②「小中学校規模配置適正化基本方針」に基づき実施計画を策定し、通学区域の再編や学校の統合（再編）などの具体的な方針を定めるとともに、統合（再編）の対象となる学校跡地や施設整備の活用についても関係機関とともに調整を図りながら、有効な活用策を検討します。

第2節 生涯学習の充実

基本方針

いつでも、どこでも、だれもが、自分の自由な意思に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習社会の構築を目指し、生涯学習に関する基本的な方針を定め、市民と行政の連携による生涯学習推進体制を整備します。

また、生涯学習施設の利用促進と利便性、サービス向上を目指し、施設間の連携を強化し運営内容及び施設の充実を図ります。

現況と課題

社会の成熟化、時間消費型サービスへの需要の増大、時間にゆとりのある高齢者の増加などに伴い、ライフスタイルは時代とともに変化し、余暇活動の過ごし方や豊かさに対する価値観なども次第に変化してきています。このような状況のなか、市民が生涯を通して学び続けられる環境が強く求められています。

現在、本市における生涯学習施設で開催する講座などの参加者は高齢者が多く、利用者や講座内容も固定化の傾向にあります。また、市民の生涯学習へのニーズも多様化するなかで、市民の自由で自主的・主体的な学習機会の創造や急速に進歩しつづける情報化社会に適應した生涯学習機会の充実を図る必要があります。

そして、市民自らが生涯学習の担い手となる「生涯学習のまちづくり」に向けて、全市的な生涯学習推進体制を構築し、市民と行政が連携して生涯学習活動を推進していく必要があります。

また、公民館などの生涯学習施設については、市民が様々な活動を推進するための十分な機能を備えているとは言えず、施設の整備充実や市民が利用しやすい施設運営を図る必要があります。さらに、図書館の運営については、市民ニーズを把握しながら、施設を充実し、利便性向上を図るとともに多くの市民が本に接する機会を創出する必要があります。

施策の目標

■公民館利用者数

講座、講演数の増加及び、サービス向上を図り、年間利用者数の増加を目指す。

■図書館登録者数

図書館のサービス向上と図書館利用促進を図り、図書館利用登録者（累計）の増加を目指す。

現況(H24)		目標年次
87,839人 (平成23年度)	▶	100,000人
現況(H24)		目標年次
12,408人 (平成23年度)	▶	22,000人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 生涯学習活動の推進《6201》

- ①本市の生涯学習における中長期的な指針となる「市生涯学習推進計画」を策定し、計画に基づきながら、多様化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習プログラムの提供に努めます。

重点施策（テーマ1）

- ②自主講座など市民主体で行う学習活動を支援します。

2. 生涯学習環境の充実《6202》

- ①市民の生涯学習活動の場となる各種施設については、施設のあり方も含め、効率的な施設運営に努めながら、市民の自主的な生涯学習活動を支援するための整備・充実に努めます。
- ②多様化する学習ニーズに即した講座・教室などの充実に努めます。

3. 人材バンクの活用と指導者の養成《6203》

重点施策（テーマ1）

- ①生涯学習のための新たな人材発掘及び養成に努めるとともに、市民に広く制度の周知とPRを行い、生涯学習人材バンクの更なる利用促進を図ります。

4. 公民館活動の充実《6204》

- ①インターネットによる施設利用や講座などの申し込みシステムの導入を進めます。
- ②地域のニーズに対応した学習機会の提供を行います。

5. 図書館の充実《6205》

- ①市民のニーズに即した図書資料の計画的整備を図るとともに、県立図書館や近隣図書館と連携し、市民が利用できる図書資料の拡充に努めます。
- ②地域の歴史文化を継承する郷土資料や貴重書のデジタル化を進めます。
- ③ユニバーサルデザインを取り入れ、誰にでも使いやすい施設の整備充実に努めます。
- ④インターネットによる蔵書検索、予約サービスの普及促進を図るとともに、開館時間の拡大など利用者ニーズに応じた施設運営について検討します。

重点施策（テーマ1）

- ⑤絵本の読み聞かせやお話し会、ブックスタートなど、地域のボランティアと連携した事業を推進します。

第3節 芸術・文化の振興

基本方針

市民一人ひとりが、豊かでゆとりある文化的な生活を享受できる社会を目指し、誰もが気軽に真の芸術文化に触れることができ、さらには、市民が主体的に文化活動に参加できる環境の整備充実を図ります。

また、貴重な歴史遺産についての確に調査・保護する体制づくりを推進するとともに、市民ニーズに対応した史料館の充実に努めます。

現況と課題

社会経済の変化に伴い、心の豊かさや、人と人がふれあうゆとりのある生活が求められ、市民の文化や芸術への関心も高まってきています。

本市においては、地域の長い歴史の中で生まれ受け継がれてきた芸術・文化の振興を図るとともに、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財を調査し、適正な保護・保存に努めてきました。

本市の文化活動については、約60の団体が加盟する文化協会をはじめ、多くの文化団体や市民が文化活動に励んでいます。これら団体の発表の場として、小美玉市民文化祭などを開催し、市民が芸術に親しむ機会として提供しています。また、市内3つの公共ホールにおいては、ワークショップや参加体験型事業といった誰もが参加できる文化事業の拡充や、創造・育成事業など特性を生かした事業を展開し、多くの住民に様々な芸術文化に触れる機会を提供しています。今後は、「小美玉市まるごと文化ホール計画（平成24年3月策定）」に基づき、市民の文化活動の拠点となる3つの公共ホールの活動を中心に、「住民主役（行政支援）」による事業推進を進め、住民と行政が互いに知恵を絞り汗を流しながら、徹底した住民参画による文化活動を今後も展開していく必要があります。そして、表現者、それを支えるスタッフ、企画者、さらには演劇・音楽・美術・映画など、ありとあらゆるジャンルへの参加参画の受け皿が用意できている長所を生かしながら、「参加のしやすさ」と「習熟した住民との活動提携」のクオリティを上げ、理想的なまちづくりのスタイルに近づけていくことが、これからの課題となっています。

また、本市の文化財については、埋蔵文化財、古文書、近代化遺産、仏像などの各種調査・保護を進めてきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、貴重な歴史遺産が老朽・滅失する傾向にあり、その更なる調査保護体制の整備が必要となっています。

特に、埋蔵文化財は、国道6号周辺の開発や茨城空港関連の整備などに伴い、迅速な対応が求められることとなり、その体制整備を検討するとともに、史料館などの収蔵機能の拡充や、展示機能を充実する必要があります。

施策の目標

■文化祭参加団体及び参加者数

市民の文化活動の支援を図り、文化祭参加団体及び参加者数の増加を目指す。

■公共ホールの稼働率（大ホール）

全国平均：60%（H22年度）

公共ホールの稼働率の向上を目指す。（稼働率＝稼働日数/ 利用可能日数）

■入館者、利用者数

公共ホールの利用度向上を図り、入館者、利用者数の増加を目指す。（対象は実入館数とし、練習室など多目的利用は除く）

■住民参加参画者数（文化祭を除く）

住民の文化活動への参加しやすい仕掛けを作り、住民参加・住民参画者数の増加を目指す。

現況(H24)		目標年次
7,246人 (平成23年度)	▶	7,300人
現況(H24)		目標年次
81.1% (平成23年度)	▶	72%
現況(H24)		目標年次
219,568人 (平成23年度)	▶	220,000人
現況(H24)		目標年次
—	▶	2,500人

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 芸術文化に触れる機会の充実《6301》

①次代を担う子どもたちや青少年が、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。

重点施策（テーマ1）

②妊娠・子育て中の方や高齢者などが気軽に参加できる芸術・文化事業を継続的に実施し、地域のアーティストやボランティアなど一体となった活動をさらに充実していきます。

重点施策（テーマ1）

③身近に芸術文化に触れる機会を提供するため、ホールだけでなく市内のあらゆる地域に出向いて開催する出前公演の充実に努めます。

④ワークショップや体験教室など、芸術や創作活動に直に触れる機会を増やし、誰もが参加できる文化事業の拡充を図ります。

2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進《6302》

重点施策（テーマ1）

①市文化協会及び各種文化団体の活動を奨励し支援に努めます。

重点施策（テーマ1）

②市民が参画する実行委員会を中心に、企画から事業にいたるまで市民との協働による事業を推進します。

重点施策（テーマ1）

③市民の芸術・文化活動をサポートするボランティア組織の支援を行います。

3. 施設の活性化《6303》

重点施策（テーマ1） 重点施策（テーマ2）

①「市まるごと文化ホール計画」に基づき、3つの公共ホールが連携し、特性を生かすことで、地域住民に親しまれる施設運営に努めるとともに、稼働率の向上を図ります。

重点施策（テーマ1）

②市民が積極的に関わる施設運営を目指すための指導・助言や市民リーダーの養成を継続的に取り組んでいきます。

4. 文化財の保護と活用《6304》

①埋蔵文化財分布調査の未調査地域における調査を実施するとともに、開発などに伴う文化財の調査・保護体制を整備します。

②発掘調査報告書の刊行など調査成果の公表に努めます。

③「市文化財保護条例」及び「市指定文化財補助要綱」に基づき、有形文化財や民俗文化財、及び記念物などの保護・活用を推進します。

5. 史料館活動の充実《6305》

- ①地域の歴史や文化を次代に継承するため、わかりやすい展示内容の充実に努めるとともに、史跡めぐりなどの館外活動を積極的に展開します。
- ②史跡ガイドマップや副読本などを活用し、子どもからお年寄りまで、市民の郷土への愛着を高める郷土学習活動の充実を図ります。
- ③市内に分散して保存されている発掘調査出土品や図書類などの文化財については、適正な保存・管理に努めます。

第4節 スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針

市民が気軽に、いつでも、どこでも、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、健康でいきいきと暮らせる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

現況と課題

近年、人生をより豊かにし、心身両面にわたる健康の保持と増進に資するスポーツは、特に高齢化の進展や生活利便性の向上による体力の低下が懸念される今日においては、その意義はますます大きくなりつつあります。特に、生活の利便化や生活様式の変化が、子どもの日常生活における身体を動かす機会の減少につながり、子どもの体力低下やスポーツ離れが懸念されています。

今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。特に子どもを取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会を作っていく必要があります。また、「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則をふまえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であり、そのためには家庭における積極的な関わりが必要不可欠となっています。

国においては、新たに「スポーツ基本法」が施行（平成 23 年 8 月）され、同法に基づき、「子どものスポーツ機会の充実」や「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」などを掲げた「スポーツ基本計画」が策定（平成 24 年 3 月）されました。市町村においても、国の方針に従い、スポーツに親しみ、楽しむ市民の拡大を図り、誰もが生涯にわたり身近で気軽にスポーツに参加できる環境を整備することが求められています。

本市の主要なスポーツ施設は、小川運動公園、小川 B&G 海洋センター、希望ヶ丘公園、玉里運動公園がある他、夜間・休祭日における学校体育施設の開放を行っており、これら身近な施設において、市民のスポーツ活動が活発に行われています。スポーツ活動の基盤となる体育施設については、多様なライフステージに応じたスポーツ環境を整備することから、地域バランスを考慮した施設の配置・整備を検討するとともに、施設の運営・維持管理手法なども検討する必要があります。

また、市民の日常的なスポーツ活動を支援する役割を担う、体育協会やスポーツ少年団などの各種団体については、様々な分野でスポーツ指導者を中心に、主体的にスポーツ活動を行っています。しかし、地域のスポーツを牽引してきた指導者の高齢化に伴い、世代交代が必要であることから、幅広くスポーツ指導者を養成する仕組みを構築する必要があります。

施策の目標

■スポーツ施設利用者数

市民が施設を利用しやすい環境を整備することにより施設利用者数の増加を目指す。

■スポーツ教室・イベントの参加者数（開催数）

市民のライフステージに応じたスポーツ機会を提供することにより参加者の増加を目指す。

■運動やスポーツの実施頻度

市民アンケート調査（スポーツ）から市民が週に 1 回以上運動やスポーツに取り組む実施の頻度を測る指標

現況(H24)		目標年次
118,400人	▶	130,200人
現況(H24)		目標年次
11	▶	13
現況(H24)		目標年次
36.0%	▶	50.0%

※平成 24 年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. スポーツ活動の場と機会の充実《6401》

①次代を担う人材の育成，スポーツ好きの子どもを育むため，スポーツに触れ合うきっかけづくり，スポーツ機会の充実を図ります。

重点施策（テーマ1）

②市民が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことのできる機会の充実を図るため，スポーツ推進委員や体育協会などと連携して，各種スポーツ大会や教室などを開催します。

重点施策（テーマ1）

③市民が気軽にスポーツを楽しめる場として，総合型地域スポーツクラブの活動を支援するなど地域におけるスポーツ環境整備を行います。

2. 指導者・スポーツ団体の育成《6402》

①様々な競技・種目の指導者やスポーツ団体の育成を図るとともに，活動の支援を行います。

3. スポーツ施設の整備・充実《6403》

①スポーツ施設の整備充実に努めるとともに，施設の適正な維持・管理に努めます。

②スポーツ施設整備については，社会経済情勢の動向や市民の要望などを踏まえつつ，効率的・効果的な整備手法を検討します。

③施設の概要や利用状況などの情報提供や予約システムなどにより，利用の促進を図ります。

第5節 青少年の健全育成

基本方針

青少年の健全育成を図るため、学校教育、家庭教育、社会教育の連携強化に努め、地域ぐるみの取り組みを進めます。次世代を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かにたくましく成長し、社会参加の促進を図るとともに、地域における子どもの居場所づくりを推進します。

現況と課題

地域における人間関係の希薄化や核家族化などによる家庭のもつ養育力、教育力の低下、社会における情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境は近年大きく変化しつつあり、それに伴って新たな課題が次々に生じています。

国においても、「子ども・若者育成支援推進法（平成22年）」に基づく「子ども若者ビジョン」が策定され、市町村は、これらの動向を踏まえながら、青少年の健全育成に取り組んでいくことが求められています。本市においても各種団体の活動と連携しながら、家庭・学校・地域が一体的に取り組む地域ぐるみの対策を積極的に推進していく必要があります。

本市における青少年育成団体は、「青少年を育てる小美玉市民の会」や「市青少年相談員連絡協議会」、「PTA連合会」、「子供会連合会」などがあり、地域住民の協力を得ながら、主体的に活動しています。「青少年を育てる小美玉市民の会」は市民総ぐるみの運動として、地域のパトロールや学校支援活動などを実施しており、「市青少年相談員連絡協議会」は地域で活動する相談員の資質向上と連絡調整などを実施しています。今後も引き続き、これらの取り組みを続けながら、地域総ぐるみの見守り体制はもちろんのこと、青少年の社会参加を促進することにより、地域への貢献や社会の一員であることの自覚を育てていく必要があります。

また、最近では、インターネットや携帯電話の普及により、多種多様な情報が簡単に入手できるようになりましたが、一方で、青少年が有害情報にさらされ、トラブルや高額請求の被害、犯罪に巻き込まれる危険も増大しています。国においても、青少年インターネット環境整備法（平成21年）の整備など、その対策に取り組んでいますが、フィルタリングソフトなどの利用を促進するなど、悪質な情報を排除し、犯罪等に引き込まれるのを未然に防ぐことが重要です。

一方、子どもたちを取り巻く生活環境は、時代とともに変化しており、少子化や遊具の変化などにより集団で遊ぶ経験、戸外で遊ぶ経験が少なくなっています。また、不審者による犯罪や交通事故の多発など地域環境は悪化しており、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。今後は、学校や公共施設を活用した子どもの居場所づくりを図って行く必要があります。

個別施策

1. 青少年健全育成地域体制の強化《6501》

重点施策（テーマ1）

- ①「青少年を育てる小美玉市民の会」や「市青少年相談員連絡協議会」、PTA、子ども会など、青少年育成団体・グループのボランティア活動を支援し、各組織が連携し、地域ぐるみで一体的に取り組む青少年の健全育成を図る体制づくりに努めます。

重点施策（テーマ1）

- ②学校・地域・家庭が相互に連絡を取り合い情報を共有する仕組みを充実させ、連携・協力体制の強化に努めます。

2. 家庭・地域の環境づくり《6502》

- ①「青少年を育てる小美玉市民の会」の活動を支援し、家庭・地域社会の様々な場や機会を通じて青少年健全育成の環境づくりに努めます。

重点施策（テーマ1）

- ②「家庭教育学級」を通じて、家庭教育の重要性を再認識し、家庭における教育のあり方を保護者が考える機会を創出します。
- ③青少年にとって有害な環境を作り出さないよう、地域環境の浄化に努めます。

3. 相談体制の整備充実《6503》

- ①地域における補導・保護活動において、適切な助言・支援ができるよう、関係機関との連携・強化に努めます。
- ②青少年が日常的に抱えるトラブルや悩み事などについて、いつでも気軽に相談できるよう、学校・地域における相談体制の充実努めます。
- ③インターネットによる様々な犯罪から青少年を守るため、有害サイトや出会い系サイトによる被害者・加害者にならないよう、きめ細かな啓発活動を推進します。

4. 社会参加の促進《6504》

- ①地域への貢献や社会の一員であることの自覚を促すため、地域コミュニティ活動やボランティア活動など、青少年の社会参加を促進します。
- ②青少年の健全育成団体・グループへの参加を促し、指導者やリーダーの養成に努めます。

5. 放課後子ども教室の推進《6505》

- ①すべての児童を対象とした「放課後子ども教室推進事業」の実施に努めます。実施にあたっては、地域ボランティアの協力体制を確立するとともに、既存のコミュニティ活動と連携した市独自の子育て環境を目指します。
- ②「放課後児童健全育成事業」（学童クラブ）と「放課後子ども教室推進事業」を連携・統合し、放課後子どもプランの実施に努めます。

第7章

信頼で築く自主・自立のまち

1. 開かれた行政の推進

1. 地域情報化の推進
2. 情報提供の充実
3. 広聴の充実

2. 効率的な行財政の運営

1. 行政改革の推進
2. 健全な財政運営の推進
3. 行政評価の推進と事務事業の改善
4. 適正な定員管理と人事評価
5. 人材育成の推進
6. 市有財産の有効活用
7. 広域行政の推進

第 1 節 開かれた行政の推進

基本方針

市民誰もが ICT 社会の恩恵を享受できるよう、地域情報化を促進するとともに、市民サービスの飛躍的向上と行政運営の質的向上を図ることを目的に行政の情報化を推進し、電子自治体の構築に努めます。また、個人情報適切な管理に努めながら、積極的な行政情報の公開に努めるとともに、分かりやすく親しみやすい広報広聴活動を進め、市民と行政との信頼関係の確立を目指します。

現況と課題

インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）は、今日の市民の生活様式を大きく変えています。市では、ICTの進展にあわせ、従来から広報紙、ホームページにおいて、市政や市民生活に関わる様々な行政情報の発信及び公開、広聴活動を行ってまいりましたが、日々進化する技術や多様化する利用者ニーズに対し、よりの確に対応していくことが求められています。

広報活動については、月一回発行している「広報おみたま」、「広報小美玉 お知らせ版」の各広報紙のほか、市のホームページにより情報提供を行っています。広報紙は、市民に対する説明責任や情報提供を行う上で最も重要な役割を担っており、今後も、市民にとってわかりやすく、親しみのある内容を提供していくことが大切です。また、市ホームページは、市政の情報をいち早く提供すべく随時更新し、市民が必要な情報を得られるよう修正、変更を行いながら運営していますが、インターネットを利用した新たなコミュニケーション・ツールに柔軟に対応していくことが求められています。

さらに、市では市情報公開条例を定め、情報の公開を求める市民の権利を保障していますが、市民にとって関心が高い暮らしに直結する情報については、市情報提供制度を策定し、行政自らが市民に対して積極的な情報提供に努めています。

広聴活動については、現在、市政モニター制度、提案はがき、対話の日、インターネットによる意見・提案、意見交換会など、幅広い広聴活動を行っていますが、こうした取り組みは行政に対する市民の声を直接聞くよい機会であるため、更なる充実が望まれます。

こうした情報提供の充実に取り組む一方で、行政情報の厳格な管理も必要とされています。情報の管理については、集積化・電子化された個人情報をはじめとする、行政運営や市民サービスを行う上で欠かせない情報が漏えいした場合、市の信用失墜や損害賠償請求を招くことが懸念されます。このような状況を未然に防ぐため、平成 20 年に小美玉市情報セキュリティ基本方針を改正し、職員一人ひとりを個人情報を管理する者として法令遵守を定めましたが、各種委託事業における契約内容の見直しや監督の強化など、情報管理の徹底に向けたさらなる事務事業の見直しも必要となっています。

施策の目標

■対話事業に関する満足度調査

市民との直接対話の機会を利用し、アンケートを実施。簡易的に市民の満足度調査を実施し、広聴事業に対する満足度の向上に役立てる。

■市政への提案の件数

気軽に意見を出せるような環境を整え、広聴機能の充実を図る中で、寄せられた意見を「苦情」「事務改善要望（苦情・提案）」「政策提案」に分類。提案（事務改善要望・政策提案）件数の増加を目指す。（5カ年の累計）

■市ウェブサイトトップページのアクセス件数（ページビュー数）

市ウェブサイト（ホームページ）での情報提供を充実させることにより、アクセス件数を増やし、来訪者の満足度向上を目指す。（対H24比20%増）

現況(H24)		目標年次
住民意識調査未実施のため不明 (平成23年度)	▶	70%
現況(H24)		目標年次
185件 (平成21年度)	▶	50件
現況(H24)		目標年次
149,369件 (平成21年度)	▶	300,000件

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 地域情報化の推進 《7101》

- ①新たな情報技術の動向を把握しながら、情報基盤の充実と安定稼働に努めるとともに、業務への情報システムの適用推進に努めます。
- ②電子申請や届出システムの利用推進に努めます。
- ③公共施設の利用やイベントなどの申込みや申請についてオンライン化を推進し、市民が行政サービスを手軽に利用できる環境の充実を図ります。
- ④インターネットを利用した情報公開請求書の提供を行うとともに、文書及び電子情報の効率的な管理に努めます。
- ⑤「市情報セキュリティ対策方針」に基づき、情報管理システムの強化に努めるとともに、個人情報保護に関する研修を実施するなど、職員一人ひとりに対して個人情報の保護に関する意識の向上に努めます。

2. 情報提供の充実 《7102》

- ①市の施策・事業の情報や予算に関する情報など、行政自らが積極的に情報を提供し「行政情報を分かりやすく公開する」制度の構築を図ります。
- ②市民への的確な情報提供を行うため、市民にとって分かりやすく親しみやすい広報紙及びホームページづくりの工夫に努めます。
- ③市民・企業への行政サービスとして、各種規制情報や統計情報など、視覚的にわかりやすい行政情報の検索・閲覧が出来るよう努めます。
- ④茨城県域統合型地理情報システム（GIS）の利用促進に努めます。
- ⑤視覚障がい者のために作成している広報紙の音声版について、ボランティア団体との連携・強化により充実した音声版の制作に努めます。

重点施策（テーマ1）

- ⑥市政出前講座を充実し、市政に対する市民の理解を醸成するとともに、まちづくりへの参加促進を図ります。

3. 広聴の充実 《7103》

- ①意見交換会や、または各種計画策定時においては各種団体等のヒアリングを行うなど、市民の直接的な意見を市政に反映することに努めます。
- ②広く市民の声を市政に反映するため、市政モニター制度の充実を図るとともに、「私の提案はがき」、インターネットを活用した「市政への意見・提案」を引き続き実施します。
- ③市長が直接市民の意見を聞く機会の充実を図ります。

第2節 効率的な行財政の運営

基本方針

市民ニーズを反映した行政サービスの提供と安定した行財政運営を確保するため、更なる行財政改革を推進するとともに、計画的な財政運営、財政構造の弾力化に努めます。また、適正な定員管理を推進するとともに、多様な行政課題に対応すべく人材育成の強化に努めます。さらに、市有財産の適切な管理と利活用の検討を進めるとともに、公共施設の適正配置に努めます。広域行政については、行政の効率的な運営を図るため、広域的な視点から関係自治体との連携・強化を図ります。

現況と課題

社会経済情勢の変化により、行政に対する市民ニーズや地域社会のニーズは、年々多様化・高度化し、安全・安心対策や子育て支援、環境対策など新たな行政サービスの支援・提供が求められています。

これらに対応するため、これまでのような行政からの一方通行のサービス提供から、市民と行政の役割分担を明確にした協働体制の確立、新しい公共の場づくりなどが、これからの重要な課題として指摘されています。さらには、広域行政の枠組みを十分生かしながら、国・県及び関係自治体と施策の連携を強化し、広域的な課題への取り組みや枠組みを検討する必要があります。

財政面については、普通交付税算定の合併特例措置（合併算定替え）終了後の財政運営を考慮し、高まる行政需要と取捨選択が求められる実施事業とのバランスを見極めつつ、財政構造の改善を進め、計画的で効率的な財政運営を行うことが重要となっています。

一方、国の三位一体改革や地方分権の推進により、地方自治体はより一層の自立と責任の強化が求められています。財政を取り巻く状況がますます厳しくなる中で、本市においては、平成18年に策定した「市行財政改革大綱」、平成22年に新たに策定した「第2次市行財政改革大綱」に基づき、効率的・効果的な行政経営に取り組んでまいりました。

今後は、わかりやすく実効的な行政評価システムを導入・運用し、事業の最適化や重点化を進める必要があります。また、職員の意識改革・資質向上を進めるとともに、費用対効果の検証による歳出の見直しや民間委託などの推進が必要です。

施策の目標

■経常収支比率（普通会計）

経常収支比率の県平均以下の継続を目指す。（経常収支比率とは財政運営の弾力性を示す代表的な指数。一般的にこの指数が 70～80%以下であることが望ましいとされている。）

■後期基本計画の達成状況（割合）

小美玉市総合計画後期基本計画に掲げられた各施策の目標の達成度を総合的に把握し、計画の適正な進行管理を行い、確実な計画の遂行を図る。

■財政調整基金残高の増額

普通交付税の合併算定替終了（H27）を見込んだ対応。H24～27まで、年間2億円の増額を目指す。

現況(H24)		目標年次
76.7% (H22決算) (平成23年度)	▶	85%以下
現況(H24)		目標年次
—	▶	100%
現況(H24)		目標年次
23億円	▶	31億円

※平成24年度の現況値を踏まえた上で目標値を見直す場合がある。

個別施策

1. 行政改革の推進《7201》

- ①「第2次行財政改革大綱」に基づく実施計画「アクションプラン」を推進し、効率的・効果的な行政運営に取り組み、進捗状況については公表します。また、計画の見直しの際には、市民意見を反映した計画策定に努めます。
- ②補助金の在り方を検討し、活動団体の自主性を重視した、適正な補助金の見直しを図ります。
- ③「市行政組織検討委員会」において、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政組織について、公共施設の利活用も含め検討します。

2. 健全な財政運営の推進《7202》

- ①収支の均衡という財政運営の基本原則に配慮しつつ、中・長期的な展望を踏まえた計画的・弾力的な財政運営を推進します。
- ②社会経済の動向を見据えながら、的確な財政規模の予測のもとに、適正な事業量の把握と財源配分を行うため総合的な分析を行います。
- ③安定した財政運営を推進するため、税や使用料など自主財源の確保に努めます。
- ④広報紙や市ホームページへの企業広告の掲載により広報活動の財源確保を図り、より一層の紙面などの充実に努めます。
- ⑤市税の適正な賦課徴収に努めるとともに、税制度や課税のしくみの周知を図り、納税者の理解を深め、安定した税収の確保に努めます。
- ⑥市税の納付機会の拡大に向け、市民の利便性に配慮した納税システムの充実に努めるとともに、収入未済額削減の強化に努めます。

3. 行政評価の推進と事務事業の改善《7203》

- ①限られた行政資源の有効活用を図るため、各部門別の施策や事務事業について毎年度評価し、分かりやすく透明性の高い、独自の行政評価システムの構築を図ります。
- ②行政評価システムによるPDCAサイクルにより、予算と連動させながら事務事業の適切な管理・見直しを行い、市民ニーズに適合した質の高い行政サービスを提供します。
- ③庁内ネットワークの保守や情報機器等の更新などにより、より質の高い市民サービスの提供と事務手続の高度化・迅速化を図ります。
- ④窓口サービスにおいて、多様化する住民ニーズに 대응するとともに、一元化された総合的サービスの提供を目指したワンストップサービスの検討をします。

4. 適正な定員管理と人事評価《7204》

- ①「市定員管理計画」に基づき、適正な定員管理を行います。
- ②職員一人ひとりが組織目標の実現に向かって能力を最大限に発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行するため、公平・公正な人事評価制度の確立に努めます。

5. 人材育成の推進《7205》

- ①「市人材育成基本方針」に基づき、人材育成システムと環境を構築し、職員の能力を最大限に引き出す能力開発を推進します。
- ②変化する時代の行政サービスに適切に対応することのできる職員を養成します。

6. 市有財産の有効活用《7206》

- ①「市有財産利活用計画」を策定し、未利用地の処分も含め、その計画的な活用に努めます。
- ②公共施設の適正配置については、今後の財政負担や施設の耐用年数なども勘案しながら、総合的な検討を行います。

7. 広域行政の推進《7207》

重点施策（テーマ2）

- ①行政区域を越える広域的な課題に対応するため、関係自治体と連携・協力関係の維持発展に努め、関連施策の推進に努めます。
- ②多様化、高度化及び広域化する行政課題に対応するため、周辺自治体との連携を図りながら一部事務組合の充実と効率的運営を推進します。

